

令和7年9月5日（金曜日）

○出席議員（10名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
6番	古玉いづみ	議員	11番	甲部昭夫	議員

○欠席議員（2名）

5番	澤良一	議員	12番	坂井幸雄	議員
----	-----	----	-----	------	----

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金藏
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田嶋洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

○職務のため出席した事務局職員

議会議務局長 山 邊 浩 久 書 記 北 野 勝 之
議会議務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第 1 号）

令和 7 年 9 月 5 日 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 報告第 5 号 専決処分の報告について（令和 7 年度中能登町一般会計補正予算）

議案第11号 中能登町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議案第12号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第14号 中能登町議会議員及び中能登町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 令和 7 年度中能登町一般会計補正予算

議案第16号 令和 7 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第17号 令和 7 年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第18号 令和 7 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第19号 令和 7 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第20号 令和 7 年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第21号 令和 7 年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第22号 中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第23号 町道路線の認定について

- 認定第 1 号 令和 6 年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 6 年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 6 年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和 6 年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 6 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 6 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 6 年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 6 年度中能登町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 常任委員会付託

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） 改めておはようございます。

12番 坂井幸雄議員から病気療養のため、5番 澤 良一議員から通院治療のため、それぞれ欠席届が提出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は10名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和7年度中能登町議会9月定例会議を再開します。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から9月24日までの20日間といたします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による、本会議に出席する者を、別紙の説明員、職、氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（南 昭榮議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、3番 合田 宏議員、4番 角 久子議員を指名いたします。

◎議案の上程

○議長（南 昭榮議員） 日程第2

議事日程のとおり、報告第5号、議案第11号から議案第23号まで、認定第1号から認定第8号まで

以上の報告1件、議案13件、認定8件を一括して議題とします。

◎提案理由説明

○議長（南 昭榮議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日ここに、令和7年度中能登町議会9月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案について、ご説明をいたします。

まず初めに、今年の夏は例年を上回る厳しい暑さに見舞われ、7月から40度にせまる猛暑が続き、ほとんど雨が降らなかったことにより、全国各地で深刻な水不足となりました。

また、8月に入ると、一変して前線の停滞と低気圧の影響により、全国各地で大雨が発生し、特に九州、四国、北陸、東北地方では線状降水帯が発生し、24時間雨量が最大で400ミリを超えるところも多く、石川県でも、金沢市で24時間雨量が300ミリを超え、市内各地で浸水被害が発生し、七尾市では国道が陥没するなど被害が発生しました。

当町では、幸いにして大きな被害はなかったものの、9月以降の台風や秋雨前線などには、十分に注意を払い、万全な備えに努めたいと考えております。

9月に入りましたが、依然として厳しい残暑が続く予報となっており、秋の気配が感じられるのは、まだしばらく先になる見通しであると思います。

町では、連日のように熱中症警戒アラートをお知らせして、熱中症への注意を呼びかけておりますが、町民の皆様におかれましては、エアコンの適切な使用や小まめな水分補給と塩分補給を行い、熱中症には十分気をつけていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、本定例会議に提案いたしました議案の主な内容につきまして、順次、ご説明をいたします。

初めに、報告第5号 専決処分の報告については、8月11日から12日にかけての大雨による、災害復旧に関する調査に必要な経費として、令和7年度中能登町一般会計補正予算を8月13日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第130条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、議案第11号 中能登町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであります。

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用及びその職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第12号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布により、育児に係る両立支援制度を利用しやすい環境を整備するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 中能登町議会議員及び中能登町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、公職選挙法施行令の改正に伴い、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、当該条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号 令和7年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億4,628万1,000円とするものであります。

また、第2表債務負担行為補正につきましては、後期高齢者健診業務及び集団がん検診等業務については令和8年度まで、公共施設等LED化事業については令和8年度から令和19年度までを期間として、それぞれの限度額を設定するものであります。

第3表地方債補正につきましては、農業農村整備事業債のほか9つの事業について、限度額6,840万円を追加するものであります。

補正予算の歳入の主なものは、第10款地方交付税の普通交付税として9,321万3,000円、第14款国庫支出金の災害復旧費国庫負担金として7,438万8,000円、教育費国庫補助金として1,100万円、総務費国庫補助金として5,980万円、第15款県支出金の総務費県補助金として1億2,041万6,000円、消防費県補助金として2,600万円、第10款繰越金として3億3,808万5,000円、第20款諸収入の雑入として5,335万8,000円、過年度収入として2,370万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、第14款国庫支出金、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金として2,254万6,000円、第18款繰入金の財政調整基金繰入金として1億6,637万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

補正予算の歳出で主なものは、第2款総務費の一般管理事業として3億229万1,000円、定額減税補足給付金事業として6,077万円、

広報広聴事業として2,316万7,000円、能登創生住まい支援金交付事業として1億円、第9款消防費の防災対策費として5,607万2,000円、防災安全交付金事業として5,495万3,000円、第10款教育費の中学校管理費として2,200万円、体育施設維持管理事業として4,338万6,000円、第11款災害復旧費の公共施設災害復旧事業費として7,474万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、第8款土木費の社会資本整備総合交付金事業として4,038万1,000円を減額するものであります。

次に、議案第16号 令和7年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,829万円とするものであります。

補正予算の主なものは、保険料還付金の増額であります。

次に、議案第17号 令和7年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,123万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,444万9,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、国県等返還金の増額であります。

次に、議案第18号 令和7年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ10万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,910万7,000円とするものであります。

また、第2表債務負担行為補正につきましては、国保特定健診業務について令和8年度までを期間とし、限度額を設定するものであります。

補正予算の主なものは、国県等返還金の増額であります。

次に、議案第19号 令和7年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,369万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,041万9,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、アル・プラザ鹿島周辺における光ケーブルの整備費であります。

次に、議案第20号 令和7年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出で人事異動に伴う人件費として、133万円を、資本的収入で老朽管更新事業における国庫補助金の確定に伴う企業債限度額の増額により、660万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第21号 令和7年度中能登町下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入で一般会計補助金及び災害復旧事業国庫補助金として1,003万9,000円、収益的支出で下水処理場の維持管理費及び人事異動に伴う人件費、震災復旧仮設ポンプ設置費として2,030万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、資本的収入では、社会資本整備総合交付金事業における国庫補助金の確定及び災害復旧事業の実施に伴う企業債限度額の増額等により、1,267万4,000円を、資本的支出では、災害復旧費として240万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、債務負担行為の追加で、下水道処理施設に係る維持管理業務委託及び水質検査業務について、令和8年度から令和10年度までを期間として、それぞれ限度額を設定するものであります。

次に、議案第22号 中能登町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

この計画を変更するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

す。

次に、議案第23号 町道路線の認定については、新たに2路線を認定するものであります。

次に、認定第1号から認定第8号までについて、ご説明いたします。

これら8件の認定案件につきましては、令和6年度各会計の決算について監査委員の審査が終了いたしましたので、一般会計及び各特別会計につきましては、地方自治法の規定により、また、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては、地方公営企業法の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につきまして、その大要をご説明申し上げました。議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

訂正を申し上げます。

先ほど報告第5号のところ、地方自治法第180条を第130条と申し上げました。正しくは第180条でありますので、訂正させていただきます。

それと繰越金の第10款と申し上げましたが、第19款でありますので、訂正させていただきます。

○議長（南 昭榮議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明

○議長（南 昭榮議員） これより、本定例会議に上程されました報告1件、議案13件、認定8件について一括して議案の説明及び質疑を行います。執行部におかれましては、説明は簡潔、明瞭で、答弁は的確なものとするよう求めておきます。

なお、予算関係の議案第15号から議案第21号までの補正予算についての質疑は、9日の

予算決算常任委員会で行いますので、ここで質疑は省略します。

また、認定第1号から認定第8号までの決算認定については、説明及び質疑ともに、10日からの予算決算常任委員会で行いますので、ここで説明及び質疑は省略します

それでは、報告第5号について説明を求めます。

本件は、地方自治法第180条の規定による報告事項であり、承認、議決を要するものではないことを申し添えておきます。

議案書は、5ページから13ページとなります。

横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 それでは、令和7年度9月定例会議議案書の5ページをご覧ください。

報告第5号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年度中能登町一般会計補正予算を、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

続いて、7ページをご覧ください。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億4,604万8,000円とするもので、令和7年8月13日付で専決したものであります。

続いて、12ページをご覧ください。

歳入になります。

18款繰入金の基金繰入金、財政調整基金繰入金95万円は、財源調整のため基金から繰入れを行ったものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 木幡学校教育課長
〔木幡嘉広学校教育課長登壇〕

○木幡嘉広学校教育課長 それでは、議案書の13ページをお願いいたします。

歳出になります。

11款4項1目、事業名1 公立学校施設災害復旧事業費で12節委託料について95万円を増額補正するものです。

これは、8月12日の大雨で鳥屋小学校登校坂ののり面の一部が崩壊し、歩道部分、延長およそ10メートルを土砂で埋めるという被害がありました。

のり面上部には校庭からの雨水を受け止め、流すための側溝が設置されておりましたが、水があふれるなど、一部に集中して水分を多量に含んだため崩壊したものと見ております。

歩道を埋めた土砂につきましては、既に撤去し、大型の土のうをのり面に設置し応急処置を施しております。

また、その後の現地確認で、低学年棟の犬走り部分に能登半島地震で入ったと思われる亀裂が、多少開いているような形跡が発見され、地滑りの可能性もあることから、地滑り調査及びのり面崩壊の復旧に係る設計委託費95万円を補正するものです。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 説明が終わりました。報告第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

以上で報告第5号の報告を終結します。

次に、議案第11号 中能登町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、説明を求めます。

議案書は、14ページから17ページとなります。

横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案書の14ページをご覧ください。

議案第11号 中能登町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、上記

の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は15ページから17ページまでですけれども、条例の条文を掲載しております。内容につきましては、説明資料の2ページで説明いたします。そちらをご覧ください。

まず、今回の制定の理由ですけれども、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものであります。

制定の概要ですけれども、一定の期間に限って従事させることが、公務の能率的運営を確保するために必要な場合に、任期を定めて採用することができるものであります。

この条例の施行期日は、公布の日であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭栄議員） 説明が終わりました。議案第11号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭栄議員） ないようであります。

次に、議案第12号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、18ページから22ページとなります。

横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案書の18ページをご覧ください。

議案第12号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は19ページから22ページまでです

が、説明資料の3ページで説明いたします。

まず、改正の理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布により、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

改正の概要ですが、第1条関係では、中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、職員に対して出生時における両立支援制度等を知らせるための措置を講ずること及び制度又は措置に係る職員の意向を確認するための措置を講じるものであります。

第2条関係では、中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内の育児時間」を取得する、又は、法の改正により新たに措置された「1年につき条例で定める時間を超えない範囲内」の育児時間を取得できることを定めるものであり、その上限については、常勤職員は、77時間30分、非常勤職員は、1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間であります。

この条例の施行期日は、令和7年10月1日であります。

説明資料の4ページから11ページまでは、新旧対照表を掲載しております。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第12号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第13号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、説明を求めます。

議案書は、23ページから24ページとなります。

横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案書の23ページをご覧ください。

議案第13号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は24ページですが、説明資料の12ページで説明いたします。

まず、改正の理由ですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の概要ですが、改正法の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について、条項にずれが生じるため、条項を引用している例規の規定を改正するものであります。

該当する例規は、中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び中能登町議会の個人情報の保護に関する条例であります。

この条例の施行期日は、公布の日ですが、条例の適用は、令和7年4月1日からであります。

説明資料の13ページから15ページまでは、新旧対照表を掲載しています。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第13号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第14号 中能登町議会議員及び中能登町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、25ページから26ページとなります。

横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案書の25ページをご覧ください。

議案第14号 中能登町議会議員及び中能登町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものであります。

議案書は26ページですが、説明資料の16ページで説明いたします。

まず、改正の理由ですが、公職選挙法施行令の改正に伴い、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことにより、所要の改正を行うものであります。

改正の概要ですが、選挙運動用ビラ作成の公費負担について、1枚当たりの作成単価は、現行7円73銭ですが、これを8円38銭とすること、また、選挙運動用ポスター作成の公費負担について、1枚当たりの作成単価を積算する基準額は、現行541円31銭ですが、これを586円88銭とするものであります。

この条例の施行期日は、公布の日であります。

説明資料の17ページから18ページまでは、新旧対照表を掲載しています。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 説明が終わりました。議案第14号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

次に、議案第15号 令和7年度中能登町一般会計補正予算について、説明を求めます。

議案書は、27ページから58ページとなります。

横井参事兼総務課長

○横井正之参事兼総務課長 それでは、議案書の27ページをご覧ください。

議案第15号 令和7年度中能登町一般会計補正予算であります。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ191億4,628万1,000円とするものであります。

また、債務負担行為の追加については、第2表債務負担行為補正によるものとし、地方債の変更については、第3表地方債補正によるものとします。

続いて、32ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正であります。

まず、後期高齢者健診、集団健診業務については、期間を令和8年度とし、限度額を510万円とするものであります。

次に、集団がん検診等業務については、期間を令和8年度とし、限度額を1,730万円とするものであります。

次に、公共施設等LED化事業については、期間を令和8年度から令和19年度までとし、限度額を35億円とするものであります。

続いて、33ページをご覧ください。

第3表地方債補正であり、限度額の変更を行うものであります。

まず、農業農村整備事業債では、1,630万円を2,210万円とし、580万円を追加するものです。

次に、一般町道整備事業債では、7,690万円を6,350万円とし、1,340万円を減額するものであります。

次に、体育施設維持管理事業債では、790万円を4,420万円とし、3,630万円を追加するものです。

次に、一般単独施設改修事業債では、5,290万円を5,380万円とし、90万円を追加するものです。

次に、学校教育施設整備事業債では、3,950万円を5,110万円とし、1,160万円を追加するものです。

次に、防災対策事業債では、750万円を1,240万円とし、490万円を追加するものです。

次に、補助災害復旧事業債では、2億7,270万円を2億7,370万円とし、100万円を追加するものです。

続いて、単独災害復旧事業債では、2億1,990万円を2億2,780万円とし、790万円を追加するものです。

次に、災害対策債では、24億4,970万円を24億5,900万円とし、930万円を追加するものです。

最後に、児童福祉施設整備事業債では、360万円を770万円とし、410万円を追加するものです。

合計では、補正前の32億8,360万円を33億5,200万円とし、6,840万円を追加することとなります。

続いて、36ページをご覧ください。

歳入について、まずは、増額となる主なものを申し上げます。

まず、10款地方交付税の普通交付税で9,321万3,000円は、交付額の確定によるものであり、令和7年度普通交付税の交付額は、48億2,871万3,000円となります。

次に、14款国庫支出金の公営住宅災害復旧費負担金7,438万8,000円、これも交付額の確定によるものであります。

次に、同じく14款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,980万円は、定額減税補足給付金事業の事業見込みに

よる歳出予算の補正に合わせまして財源を計上するものであります。

続いて、37ページをご覧ください。

15款県支出金の能登創造的復興支援交付金1億5,834万1,000円は、能登地域における創造的復興につながる事業に活用可能な財源として創設されたことから、対象となる事業の歳出予算の計上に合わせまして補正を行うものであります。

次に、18款繰入金の災害対策基金繰入金1億733万9,000円は、先ほど申しあげました能登創造的復興支援交付金を活用した事業のほか、能登半島地震からの復旧・復興を進めるために実施する事業の一般財源に相当する額に対する財源として、基金から繰り入れるものであります。

38ページをご覧ください。

19款繰越金で3億3,808万5,000円は、令和6年度からの繰越金の額の確定に伴い、補正を行うものであります。

20款諸収入の総務課雑入、七尾鹿島広域行政事務費返納金5,335万8,000円は、令和6年度の事業費の確定による負担金の精算に伴い、過払いとなった額が返還されるものであります。

次に、減額となる主なものを申し上げます。

すいません、36ページをご覧ください。

14款国庫支出金の社会資本整備総合交付金で2,254万6,000円の減額ですが、これは令和7年度の交付額の内示に伴い、補正を行うものであります。

続いて、37ページをご覧ください。

15款県支出金の被災宅地等復旧支援事業で2,555万3,000円の減額ですが、これは、石川県復興基金交付金から能登創造的復興支援交付金に財源の振替を行うものであります。

同じく、地域コミュニティ施設等再建支援事業で、5,000万円の減額ですが、これも石川県復興基金交付金から能登創造的復興支援

交付金に財源の振替を行うものであります。

次に、18款繰入金の財政調整基金繰入金で1億6,637万4,000円の減額ですが、これは一般会計の補正における歳入超過分に対し、財政調整基金からの繰入金を減額して、財源の調整を行うものであります。

続いて、38ページをご覧ください。

21款の町債につきましては、先ほど地方債補正で説明をいたしましたので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

歳入の説明は以上であります。

引き続きまして、39ページをご覧ください。

歳出について説明いたします。

まず、1款の議会費の給与費で104万円の増額であります。

歳出全般におきまして、給与費の補正を行っておりますが、これは、4月の人事異動などによりまして過不足分をそれぞれ補正するものであり、この後の各款におけます給与費の説明については、省略をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

続いて、40ページをご覧ください。

2款総務費の事業名2一般管理事業、3億229万1,000円の増額をお願いするものであります。

雇用保険料の150万円は、主に会計年度任用職員における労働保険料について、令和6年度の確定した保険料及び令和7年度の概算の保険料の不足する分について補正を行うものであります。

続いて、補助金、準中型免許限定解除56万4,000円、準中型免許取得22万7,000円は、2007年6月2日以降に自動車の運転免許、普通免許を取得した職員は、給水車、今後導入します給水車の運転ができないことによるため、万一の災害派遣などで給水車の運転操作をできる職員を確保するため、職員の準中型免許等の取得に係る費用を計上するものであります。

続きまして、その下、積立金の減債基金3億円は、町債の発行による公債費負担の増加を抑制するため、今後の繰上償還に備え、財源の留保が必要なことから、基金の積立てを行うものであります。

続きまして、その下、事業名5情報管理事業で572万円の増額をお願いするものであります。

使用料及び賃借料572万円は、ガバメントクラウドの利用料が、当初の見込額を上回ったため、不足する額について補正を行うものであります。

次に、事業名7姉妹町交流事業で130万円の増額をお願いするものであります。

これは、10月19日に姉妹町であります三重県紀宝町において紀宝みなとフェスティバルが開催されますが、職員などの参加及び相互交流に要する経費を計上しております。

次に、事業名9定額減税補足給付金事業6,077万円の増額をお願いするものであります。

これは、事業の対象者数が当初見込みを上回ったため、不足する給付費及び事務費について増額の補正を行うとともに、令和6年度の事業費の確定に伴い、過大交付となった国庫補助金について返還を行うために必要な経費を計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 岩田企画情報課長
〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、41ページ中段、2目の広報広聴費事業です。2,316万7,000円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、27節の繰出金でケーブルテレビ事業特別会計への増額補正に係るものですので、内訳につきましては、ケーブルテレビ事業特別会計でご説明させていただきます。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 続きまして、42ページの中段をご覧ください。

8目石川県復興基金事業費の事業名の2地域コミュニティ施設等再建支援事業で、予算額の増減はありませんが、歳入予算の説明のときにも申し上げましたけども、復興基金交付金から能登創造的復興支援交付金へ財源の振替を行うものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 辻口住民窓口課長
〔辻口 要住民窓口課長登壇〕

○辻口 要住民窓口課長 続いて、議案書43ページをお願いいたします。

下段になります。2款3項1目3、事業名は人権擁護活動推進事業になります。補正額は、6万2,000円の増額をお願いするものです。

7節の報償金では、今年度に保育園を対象とした「なかよし花壇」、小学校を対象とした「人権の花」事業の実施における人権擁護委員への報酬、4万8,000円を増額するものです。

次に、8節の費用弁償では、人権擁護委員の視察研修費を計上しておりましたが、18節の負担金に組み替えるため8万7,000円を減額するものです。

次に、44ページをお願いいたします。

上段になります。18節の負担金では、人権擁護委員の視察研修負担金として8節から組み替えるものですが、当初の計画では県内日帰りでの研修を予定しておりました。このたび県外への宿泊を伴う研修と計画が変わりましたので、1万4,000円を増額し、10万1,000円を計上するものです。

説明は以上になります。

○議長（南 昭榮議員） 横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 同じく44ページの中段をご覧ください。

6目県知事選挙費で、25万1,000円の増額をお願いするものであります。

非常勤職員報酬で25万1,000円ですが、これは、法令の改正に伴いまして、選挙の投開票に関する各種の報酬単価が増額となったため、不足する経費を計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 岩田企画情報課長
〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、44ページ下段をお願いいたします。

第5項2目委託統計調査費の国勢調査費です。17万6,000円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、1節の3非常勤職員報酬で、今年は5年に一度行われます、国の最も重要な統計調査である国勢調査の年であります。

石川県から、指導員報酬は80万5,350円、調査員報酬は、584万8,920円の交付決定通知が届き、合計665万5,000円となることから、当初予算額647万9,000円との差額17万6,000円の増額をお願いするものであり、こちらは、基本報酬額が値上がりしたことが、増額の要因であります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 それでは、45ページをご覧ください。

1目、事業名1災害対策費で、454万4,000円の増額をお願いするものであります。

これは、災害対応に従事しています中長期派遣職員に係る経費を計上するもので、派遣職員の通勤手当として45万円、職員宿舍の退

去にかかる施設修繕料として7万7,000円、同じく宿舍の機器の撤去費用として工事請負費1万7,000円を計上しました。

その下の還付金及び還付加算金400万円は、公費解体の申請があった家屋において、既に納付された令和6年度分の固定資産税について、順次、還付を行っておりますが、当初の見込みよりも公費解体の申請が、大幅に増加し、予算額に不足を生じることから、今回、所要額の補正を行うものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 辻口住民窓口課長
〔辻口 要住民窓口課長登壇〕

○辻口 要住民窓口課長 それでは、同じく議案書45ページをお願いいたします。

中段になります。2款7項3目1、事業名は能登創生住まい支援金交付事業になります。

補正額は、1億円の計上をお願いするものです。

この事業は、石川県が内灘町以北の能登半島地域を対象とした能登創生住まい支援交付金事業を創設したことから、中能登町においても石川県復興基金交付金、能登創造的復興支援交付金を活用した補助事業、中能登町住まい支援金事業を実施することとなったため、18節の補助金に、新築・購入及び修繕に係る補助金と町独自加算金を合わせた1億円を計上するものです。

説明は以上になります。

○議長（南 昭榮議員） 田島長寿福祉課長
〔田島洋子長寿福祉課長登壇〕

○田島洋子長寿福祉課長 続きまして、45ページ下段をご覧ください。

3款1項1目、事業名2社会福祉事業で、665万5,000円の増額をお願いするものであります。

46ページの上段をご覧ください。

12節委託料の工事設計等660万円につきましては、令和4年12月に閉鎖した旧デイサー

ビスセンター「いこい」について、町では、施設の利活用を検討していましたが、能登半島地震の発生後は地震対応が優先となり一時中断していました。今回、能登創造的復興支援交付金事業の審査が通り、財源の確保ができましたので、事業を進めていくもので事業名は、ひきこもり対策等の支援施設整備事業であります。

町では、令和4年度から、ひきこもり支援推進事業として、町内2か所の相談支援事業所と連携し、ひきこもり者や不登校児の支援体制の整備を図ってきました。そのような中で、ひきこもり対策には早期対応が重要であり、いつでも気軽に相談できる場所及び安心して過ごせる家や学校以外の居場所の整備が必要であると考え、これらを一体的に行えるよう、旧デイサービスセンターを改修し、支援拠点として整備するものであります。

また、災害時には、障害児や障害者が安心して避難できるよう、福祉避難所としての機能を持たせ有効活用するものであります。

事業年度は、令和7年度と8年度の2か年で、スケジュールとしましては、今回の補正予算で、工事設計等に係る経費を計上し、8年度には改修工事を行い、年度内に完成予定で、2か年の総事業費は6,000万円であります。

なお、財源につきましては、県補助金である、能登創造的復興支援交付金で補助率は4分の3、残りの4分の1は災害対策基金繰入金で充当する予定であります。

続いて、その下、13節使用料及び賃借料5万5,000円につきましては、現在使用している避難行動要支援者管理システムがWindows 10のサポート終了に伴い、システム改修が必要となるため、基幹系システムの更新に合わせて、令和8年1月から新たに5年間のリース契約を結ぶもので、今回の補正予算では、令和8年1月から3月の3か月分の所要額を計上しました。

次に、下段の3目、事業名2老人福祉事務事業で、196万5,000円の増額をお願いするものであります。

22の5 国県等返還金50万3,000円につきましては、令和6年度低所得者保険料軽減負担金及び介護保険料軽減費負担金の事業費の確定に伴い、精算したところ、国・県へ返還する必要が生じたため、所要額を計上したものであります。

次に、27節の介護保険特別会計への繰出金146万2,000円につきましては、地域支援事業に係る職員の給与費について、人事異動等により増加したため、その所要額を一般会計からの繰出金として計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 山本健康保険課長
〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 それでは、議案書は48ページ、上段をご覧ください。

第3款2項2目、事業名2保育園運営費の14節工事請負費で217万円の増額補正をお願いするものであります。

財源は、児童福祉施設整備事業債190万円を充てて、一般財源は、27万円となります。

事業内容は、3つの保育園で経年劣化により老朽化し、機能しなくなった暖房機及び給湯器を更新するものであります。

具体的内容は、1つ目は、あおば保育園の暖房機2台の更新で78万円です。設置場所は、3歳児室と4歳児室に設置の各1台で、稼働しない状態です。この暖房機は、保育園開設当初の平成11年に設置したもので、26年経過しております。

2つ目は、つくし保育園の暖房機2台の更新で72万円です。設置場所は、4歳児室に設置の2台で、同じく稼働しない状態です。これも、開設当初の平成12年に設置したもので、25年経過しております。

3つ目は、さくら保育園の給湯器1台の更新で67万円です。調理室に設置のもので、通

常60度の湯の温度が、40度までしか上がらず不具合のある状況です。これも、開設当初の平成16年に設置したもので、21年が経過しております。

合計で、217万円となります。

次に、その下、第3目、事業名1児童館運営費で296万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

財源は、児童福祉施設整備事業債220万円を充てて、一般財源は、76万2,000円となります。

事業内容は、12節委託料、施設管理費43万2,000円の増額をお願いするもので、3つの全ての児童館で、樹木の伐採及び枝切り作業を行うものであります。

1つ目が、とりや児童館の敷地内の枯れた樹木4本の伐採と隣接地に張り出している樹木の枝切りを行うもので12万7,000円です。

2つ目が、かしま児童館の敷地内の高さ10メートルほどある枯れた松の木3本の伐採のほか、枝が敷地内の道路に張り出して障害となっている樹木の枝切り等を行うもので21万1,000円です。

3つ目が、ろくせい児童館の敷地内の樹木の枝が歩道や隣接敷地へ張り出し、通行の障害や落ち葉が側溝につまって排水を妨げるなど支障が出ている状況でありますので、枝切り作業を実施するもので9万4,000円です。

合計が43万2,000円となります。

次に、その下、14節工事請負費で253万円の増額補正をお願いするものであります。

これは、かしま児童館の活動室にエアコン設置工事を実施するものであります。

この工事は、6月の一般質問で角議員の児童館へのエアコン設置の質問に対し、町長が「近年の夏の異常な暑さもありますので、施設状況や子供たちの活動の様子を踏まえ、エアコンを早急に設置するよう指示しました。」と答弁しており、児童福祉費内の既決予算の流用で対応させていただき、既に設置

工事を完了し、稼働しているものでありますが、追って補正予算を計上させていただくものであります。

各児童館のエアコンの設置状況は、とりや児童館、ろくせい児童館では、それぞれ3室ほどエアコンが設置されていますが、かしま児童館は、玄関正面の1室のみにしかエアコンがありませんでしたので、玄関右の活動室にエアコンを設置し、酷暑でも活動できる部屋2室確保したものであります。

次に、議案書49ページ、上段をご覧ください。

第4款1項2目、事業名1感染症予防事業の19節扶助費で、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費として149万9,000円の増額補正をお願いするものであります。財源は、全て国の負担金となります。

内容は、新型コロナウイルスワクチンの臨時接種を受けた方に健康被害が生じ、昨年度、厚生労働省に認定申請をしておりましたが、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣に認定されましたので、その認定に基づき町は健康被害に対する支給決定し、健康被害者の救済を図るものであります。

今回、1名の方が認定され、その給付対象経費は、医療費と医療手当となっております。医療費は、診療費の自己負担の実費額で、また、医療手当は、通院日数等により、国が定めた1か月当たりの定額支給額により積算したものであります。それぞれ令和5年に遡っての実績額と、まだ確定しておりません令和7年度分の見込額の合計149万9,000円を予算計上したものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 それでは、49ページ下段をお願いいたします。

2項1目1事業、環境衛生事業費で833万5,000円の増額補正でございます。

今回の補正予算は、債務負担行為補正で限度額35億円で設定した、中能登町公共施設LED化事業をPFI方式により実施するための補正となります。

この事業は、水銀を使用した蛍光灯などの製造・輸出入が令和8年より順次規制されることから、公共施設においても、蛍光灯ランプからLED照明への計画的な交換が必達義務となっております。

当町の公共施設140施設のうち、交換が必要な98施設、約1万9,000灯の交換に伴う2年間の工事費用及び10年間の維持管理費について、令和8年度から令和19年度までに係る債務負担の限度額を設定したものでございます。

今回の補正予算では、まず、予算書にあります7の1報償金9万円につきましては、これはLED化事業の実施に伴い事業者選定委員会の外部委員3名分の謝礼として計上したものでございます。

次に、その下の8の2普通旅費2万6,000円は、これも外部委員3名分の往復の旅費の計上となります。

続いて、一つ飛びまして12節業務委託料で800万円の計上につきましては、PFI事業を活用した業務を行うことから、PFI導入に係るアドバイザー業務委託として300万円、また、公募型プロポーザルに関する支援業務として500万円を計上しております。

業務の内容といたしましては、事業者の募集資料の作成、特定事業選定に係る業務、事業スケジュールの検討、実施方針の公表の支援、公募型プロポーザルに関わる業務といたしましては、選定委員会の運営補助、それと事業者の選定支援、契約交渉等に関わる業務や金融機関との契約に関わる業務などの支援内容となっております。

続いて、10節のほう戻っていただきまして

需用費、消耗品費21万9,000円の増額補正につきましては、これは各地区からごみステーションの消耗品の要望を整理したところ、不足が生じたので追加をさせていただくものです。

続いて、2事業の災害廃棄物等処理事業で44万円の増額補正となります。

11の3手数料で44万円です。この補正は、公費解体の家屋から排出されます家電リサイクル対象製品のリサイクル手数料が不足したことから増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 前田農林課長

〔前田吉光農林課長登壇〕

○前田吉光農林課長 50ページ中段をお願いいたします。

6款1項4目、事業名1農業振興費では、18節の2補助金で、60万円の増額補正をお願いするものであります。

このトキ生息環境整備事業は、令和8年6月に羽咋市南瀉地区でトキが放鳥されるのに合わせ、トキの生育環境に配慮した米づくりの取組を支援する事業であります。

事業年度は令和7年、8年度の2か年で県費100%となります。今年度は、6ヘクタールの江の設置に対する補助となります。

続いて、事業名2日本型直接支払制度事業では、金額の増減はありませんが、会計年度任用職員採用に伴う予算の組替えを行うものであります。

続いて、51ページをお願いいたします。

7目、事業名4町単土地改良事業費で894万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

14節の工事請負費で、能登部上地区と川田地区の排水路内の堆積土砂の除去を行うものです。また、能登部上地区の法定外公共物の修繕工事分も合わせて700万円を新たに計上するものであります。

18節の2補助金では、区が管理する法定外公共物で他事業の対象とならないものの復旧経費の一部を支援する生活道路復旧・復興支援事業として194万5,000円を新たに計上するものであります。

能登創造的復興支援交付金を活用する事業で、補助率は交付金に町補助分を上乗せして、対象経費の8分の7とし、地元負担を8分の1とするものであります。

続いて、事業名7県単土地改良事業費で478万円の増額補正をお願いするものであります。

14節の工事請負費で、坪川地区の用水機場ポンプ修繕工事分198万円、簡易な基盤整備事業分280万円を新たに計上するものであります。

続いて、52ページをお願いいたします。

8目、事業名1地籍調査事業費で2,205万円の増額補正をお願いするものであります。

12節の委託料に新たに計上するものであります。

能登半島地震の地殻変動により、道路・上下水道のインフラ整備や文化財の復元などが急がれる中、多方面で利用する水準点・基準点の再構築を図り、復旧・復興につながる基礎となる水準点・基準点兼用で20地点を設置するものであります。また、土砂災害など局地的災害に十分活用できるよう配置するものであります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 岩田企画情報課長

〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、52ページ下段をお願いいたします。

7款1項1目2事業、商工振興事業費です。こちらは、補正額はございませんが、財源の組替えを行うものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 それでは、53ページ下段をお願いいたします。

8款1項1目2事業名、土木総務費で513万9,000の増額補正でございます。

18の2補助金は、これは下水道会計への繰出しでありまして、下水道会計の収支均衡を図るものでございます。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 藤岡土木建設課長〔藤岡桂一土木建設課長登壇〕

○藤岡桂一土木建設課長 それでは、議案書54ページ上段をお願いします。

8款1項2目、事業名1被災地等復旧支援事業で、予算の増減はありませんが、財源内訳を変更するものであります。

続きまして、事業名6住まい再建・転居費用支援事業で200万円の増額をお願いするものであります。

この支援内容は、住宅が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の住まいに住み替える場合に、転居に要する費用を支援するものであります。

内訳は、18の2補助金で、住まい再建・転居費用支援事業費の不足に伴うもので、今後20世帯程度の退去世帯が見込まれるため、10万円の20世帯分の増額をお願いするものであります。

続きまして、54ページ中段をお願いします。

8款2項3目、事業名3社会資本整備総合交付金事業で4,038万1,000円の減額をお願いするものであります。

今回、石川県からの割当て内示により減額をするものであり、内訳は、14節工事請負費で、当初要望額から、今回の割当て内示による減額分について、それぞれの工事に割当てをするものであります。

続きまして、その下、8款4項1目、事業

名1町営住宅管理費で、予算の増減はありませんが、財源内訳を変更するものであります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） ここで11時25分まで休憩をします。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

清酒危機管理課長

〔清酒秀樹危機管理課長登壇〕

○清酒秀樹危機管理課長 続いて、54ページ下段をお願いいたします。

9款消防費1項1目1事業、消防総務費で20万8,000円の増額をお願いするものであります。

これは、危機管理課の設置に伴い、消防・防災業務に係る一般事務費として必要経費を計上したものであります。

10節の1消耗品費の10万円は、災害対策本部や災害現場に必要となる物品等の購入費であります。

また、11節の1通信運搬費の10万8,000円は、各種会議等の案内通知の郵券料であります。

続いて、55ページ上段をお願いいたします。

3目1事業、防災対策費で5,607万2,000円の増額をお願いするものであります。

11節の3手数料の3万2,000円は、自主防災組織のリーダーとなる防災士育成に係るものであり、当初予算で20人分を計上してありましたが、受講申込みが24名となったため、4人分の登録手数料が不足することから、追加計上するものであります。

次に、12節委託料、業務委託の3,295万円は、家庭用備蓄整備促進事業に係る経費を計上しており、これは、災害に強いまちづくり

を目指し、自助の強化のため、各家庭での災害備蓄整備を促進するとともに、災害備蓄品の普及啓発を図るもので、1世帯当たり5,000円の予算で6,590世帯分を計上するものであります。

次に、その下、計画策定の1,100万円は、コミュニティタイムライン作成支援業務に係る経費を計上しており、これは、災害時の被害を最小限に抑えるため、地域住民が災害時にどのような行動を取るべきかを明確にし、適切な情報共有と連携体制を構築する目的であり、共助の防災対応として大切となる、いつ、誰が、何をするのかを取りまとめたタイムライン行動計画を、各地区において作成していただく予定であり、ブロック単位でのワークショップを開催し、各地区のタイムライン作成の支援を行うものであります。

次に、その下、工事設計等の500万円は、給水車の車庫整備に伴う実施設計費を計上したもので、予定では、行政サービス庁舎周辺での建設を計画しており、日常的な維持管理を適切に行い、緊急時の初動対応を迅速に行えるようにするものであります。

なお、これらの業務委託に係る財源につきましては、能登創造的復興支援交付金、補助率3分の2を充当し、残りは災害対策基金を繰り入れし、充当するものであります。

次に、14節工事請負費の493万円は、全国瞬時警報システム受信機更新工事費として計上したものであり、これは、気象庁の防災気象情報の体系見直し等を踏まえた運用変更に伴うもので、全国の自治体に設置してあるJ-ALERT受信機の全てにおいて更新が必要となったものであります。

財源につきましては、緊急防災減災事業債を充当するものであります。

次に、18節の1負担金、自主防災組織リーダー育成事業の6万円は、防災士育成にかかる受講負担金4名分を追加計上するものであります。

次に、18節の2補助金、感震ブレーカー設置促進助成金の210万円は、地震による火災を防ぐ対策として、感震ブレーカーの設置に伴う費用の一部を助成するもので、石川県の設置促進補助事業に上乘せするものであります。

今年度においては、140件の申請を見込んでおり、交付上限額の1万5,000円の申請件数分を計上するものであります。

こちらも財源につきましては、能登創造的復興支援交付金、補助率3分の2を充当し、残りは災害対策基金を繰り入れし、充当するものであります。

次に、3目2事業、防災安全交付金事業で5,495万3,000円の増額をお願いするものであります。

12節委託料、工事設計等の216万4,000円は、内訳としまして、防災備蓄倉庫建設工事に係る実施設計費として154万7,000円、工事監理業務費として61万7,000円を計上しており、防災拠点及び防災支援拠点における対策整備の一つとして防災備蓄倉庫を設置するための必要経費であります。

次に、業務委託の739万2,000円は、防災拠点・防災支援拠点整備方針策定業務に係る経費を計上しており、これは、中能登町復旧・復興プランに掲げたリーディングプロジェクトの推進及び町地域防災計画にかかる避難に関する整備や備蓄計画等の方針を定めるため、各種根拠資料を基に、機能面として何が必要か、規模面としてどれだけ必要か、配置面としてどこに配置するか、整備面としてどのように確保するのかを具体的に打ち出すための経費を計上したものであります。

次に、14節工事請負費の4,525万5,000円は、防災備蓄倉庫建設工事費として計上したものであり、これは、石川県地震被害想定調査結果を踏まえた避難者想定数の備蓄品及び防災資機材を保管するための防災備蓄倉庫を建設予定としており、現在の保管施設の維持

管理状況も考慮し、集中管理を図るとともに、有事の際の搬入搬出の効率性と機動性を向上させるため、迅速な対応が可能となり得る箇所に設置するものであります。

次に、26節の2その他の公課費14万2,000円は、防災備蓄倉庫に係る建築確認申請等の必要経費を計上したものであります。

これらの財源としては、国土交通省、都市防災総合推進事業防災安全交付金、補助率2分の1を充当し、残りは災害対策基金を繰り入れし、充当するものであります。

説明は以上となります。

○議長（南 昭榮議員） 木幡学校教育課長〔木幡嘉広学校教育課長登壇〕

○木幡嘉広学校教育課長 続いて、56ページをお願いいたします。

10款1項2目、事業名2学校教育事務局費で318万円の増額をお願いするものであります。

8の2普通旅費、8の3特別旅費の合計18万円は、三重県紀宝町の教員と当町の教員が隔年で相互訪問し、教育現場の視察を行い、今後の指導などに生かしていくためのもので、教員8名、教育委員会事務局4名分の旅費になります。

12委託料、計画策定300万円は、この後、中学校管理費で説明する中能登中学校アリーナ棟空調設備設置事業の財源として予定をしております、空調設備整備臨時特例交付金を活用する場合、小学校の体育館も含めた空調設備設置について、個別施設計画に事業が記載されていることが条件となることから、計画の策定に係る費用を計上したものであります。

次に、その下、事業名2の旧学校施設管理費で、10の7施設修繕料として20万円の増額をお願いするものであります。

これは、旧久江小学校の自家用電気工作物保安管理点検の結果、高圧コンデンサーが25年以上経過していること、そして、PCB含

有未確認のもので汚染の可能性があることから、処分前に濃度測定を行う費用及び交換にかかる費用を計上したものであります。

次に、その下、2項1目、事業名2の小学校管理費で272万3,000円の増額をお願いするものです。

10の7施設修繕料77万円は鹿西小学校の空調を集中管理しているモニターが、経年劣化が原因と見られる故障により、交換するためのものです。

14工事請負費20万円は鹿西小学校前の町道R1号線上のスクールゾーンの開始を示す路面標示が経年劣化によりかすんでいるため、再塗装し安全を確保するためのものです。

17備品購入費175万3,000円は鳥屋小学校の1、2年生の教室のランドセルを収納するロッカーを購入するためのものです。教育内容の時代の変化に伴い、ランドセルの規格サイズが大型化されており、旧規格となっている鳥屋小学校のロッカー収納を新規格に対応させるために購入するものであります。

次に、57ページになります。

3項1目、事業名1中学校管理費で、12委託料、工事設計として2,200万円の増額をお願いするものであります。

これは、令和8年度以降、中能登中学校のアリーナ棟に空調設備を設置するための実施設計の費用を計上したものです。

財源は空調設備整備臨時特例交付金と地方債を予定しております。

今後の流れになりますが、今年度は、個別施設計画の見直し及び実施計画、令和8年度はメインアリーナ空調設置工事、令和9年度はサブアリーナ空調設置工事、令和10年度からは断熱改修等関連工事を予定しております。

説明は以上となります。

○議長（南 昭榮議員） 笹谷生涯学習課長〔笹谷 学生涯学習課長登壇〕

○笹谷 学生涯学習課長 それでは、57ペー

ジ下段をお願いいたします。

4項社会教育費4目、事業名3ふるさと創修館等費で100万円の増額をお願いするもので、内容は10-7施設修繕料であります。

これは、ふるさと創修館の突発的破損に対する修繕の予算が不足していることから増額をするものであります。

次に、5目、事業名2文化財保護事業費で808万4,000円の増額をお願いするもので、これは、県営ほ場整備事業、中能登北部地区に係る発掘調査関連で、今年度は発掘調査の報告書を作成予定でありましたが、ほ場整備事業の計画見直しにより、新たに発掘調査区域が増え、予定変更して発掘調査を実施するものであります。

内容は10-1消耗品費で4,000円の減額、12委託料で808万8,000円の増額であります。

次に、58ページをお願いいたします。

5項保健体育費1目、事業名2体育施設維持管理事業で4,338万6,000円の増額をお願いするもので、内容はまず、10-7施設修繕料で510万6,000円の増額、これは、鹿西体育館外構修繕工事で88万円、鹿西体育館の屋根軒先のボードが劣化により落下していることから安全施工工事で22万6,000円。

なお、現在原因についても並行して調査をしております。

また、体育施設の突発的破損に対する修繕の予算が不足していることから400万円増額するものであります。

次に、12委託料で198万円の増額、これは、鹿西武道館解体工事実施設計業務になります。

なお、当初予算で計上しておりましたアスベスト含有調査を実施していたことから9月補正対応となりました。調査結果はアスベスト含有ありでありました。

次に、14工事請負費で3,630万円の増額、これは、経年劣化した旧鳥屋中学校受電キュービクル・第2キュービクルの更新費用であ

ります。

なお、当初予算で計上しておりましたPCB含有調査を実施していたことから9月補正対応となりました。調査結果はPCB含有なしでありました。

次に、事業名3スポーツ振興事業で88万円の増額をお願いするもので、内容は12委託料、中能登町総合型地域スポーツクラブアドバイザー業務であります。

これは、現在総合型地域スポーツクラブ設立に向けて昨年度から進めておりますが、専門知識のある方にアドバイザーとなっただき、町職員で構成している推進委員会への参加や、今後実施するスポーツ関係者等とのワークショップなど、クラブ運営・発展のため、円滑かつ効果的な進捗を図るものであります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭栄議員） 前田農林課長

〔前田吉光農林課長登壇〕

○前田吉光農林課長 中段をお願いいたします。

11款1項1目、事業名1農業用施設災害復旧事業費で390万円の増額補正をお願いするものであります。

18節の2補助金で、農地等手づくり復旧支援事業補助金を今後も申請件数の増加が見込まれることから、増額するものであります。

説明は以上になります。

○議長（南 昭栄議員） 笹谷生涯学習課長

〔笹谷 学生涯学習課長登壇〕

○笹谷 学生涯学習課長 それでは、58ページ下段をお願いいたします。

4項文教施設災害復旧費2目、事業名1社会教育施設災害復旧事業費で57万8,000円の増額をお願いするもので、これは、スポーツセンターろくせいに埋設されている污水管が地盤沈下により破断し、污水管に砂が流入し排水ができない状態となっていることから、10-7施設修繕料污水管修繕工事で53万

5,000円、12委託料、修繕工事完了後の排水管の洗浄等業務で4万3,000円であります。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 藤岡土木建設課長〔藤岡桂一土木建設課長登壇〕

○藤岡桂一土木建設課長 それでは、議案書58ページ下段をお願いいたします。

5項1目、事業名1公共施設災害復旧事業費で7,474万5,000円の増額をお願いするものであります。

この事業は、能登半島地震により被災した既設の公営住宅を復旧する事業で、復旧工事に係る工事費の増額であります。

内訳は、14節工事請負費で、補助災害分として町営金丸住宅の復旧工事についての増額をお願いするものであります。

説明は以上になります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第16号令和7年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について、説明を求めます。

議案書は、59ページから65ページとなります。

山本健康保険課長

〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 それでは、議案書59ページをご覧ください。

議案第16号 令和7年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,829万円とするものであります。

64ページをご覧ください。

歳入です。

第5款2項1目1節保険料還付金で150万円の増額補正です。

これは、歳出の還付金の同額が、石川県後期高齢者医療広域連合から納付されるものです。

次に、65ページをご覧ください。

歳出です。

第3款1項1目、事業名1保険料還付金22節の4還付金及び還付加算金で150万円の増額補正をお願いするものです。

後期高齢者医療保険料の還付金です。

内容は、能登半島地震による後期高齢者医療保険料の減免措置による令和5年度、令和6年度分の保険料還付金の増額です。

被災住家の被害認定で、半壊から大規模半壊と認定され、保険料が半額減免となった方が、公費解体した場合、公費解体完了に伴いみなし全壊となり、遡って保険料が全額免除となりますので、その不足する分の還付金の増額補正となります。

財源は、歳入で説明したとおり、同額が、石川県後期高齢者医療広域連合から納付されます。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第17号令和7年度中能登町介護保険特別会計補正予算について、説明を求めます。

議案書は、66ページから73ページとなります。

田島長寿福祉課長

〔田島洋子長寿福祉課長登壇〕

○田島洋子長寿福祉課長 それでは、議案書の66ページをご覧ください。

議案第17号 令和7年度中能登町介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,123万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ26億4,444万9,000円とするものであります。

続いて、71ページをご覧ください。

歳入です。

初めに、6款1項5目繰入金のその他一般会計繰入金で、146万2,000円の増額であります。

これは、4月の人事異動等に伴い、歳出の

地域支援事業費の給与費が増加し、その所要額を事務費繰入金として一般会計から繰り入れるものであります。

次に、2項1目繰入金の介護給付費準備基金繰入金で6,977万円の増額です。

これは、今回、歳出で必要とする総額7,123万2,000円について、先ほど説明した一般会計からの繰入金146万2,000円を差し引いた額6,977万円を基金から繰り入れて、財源の調整を図るものであります。

続いて、72ページをご覧ください。

歳出になります。

初めに、3款1項2目地域支援事業の一般介護予防事業費で25万円の増額及びその下の2項1目包括的支援事業費で121万2,000円の増額をお願いするものであります。

これは、4月の人事異動等に伴い、給与費が増加したため、それぞれ所要額を計上するものであります。

次に、下段の5款1項3目諸支出金の償還金で6,977万円の増額をお願いするものであります。

これは、令和6年度の介護給付費などの事業費の確定に伴い、補助金などの過不足を精算したところ、国、県、支払基金に返還する必要が生じたため、それぞれ所要額を計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第18号令和7年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について、説明を求めます。

議案書は、74ページから81ページとなります。

山本健康保険課長

〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 それでは、議案書74ページをご覧ください。

議案第18号 令和7年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ10万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,910万7,000円とするものであります。

また、第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

77ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正です。

国保特定健診（集団健診）業務について、期間は令和8年度、限度額は650万円とするもので、これは翌年度の健診事業をスムーズに実施するために、日程調整などを秋頃から進める必要があり、9月定例会議で債務負担行為の設定を行い、早期に健診事業者との契約を締結したいものです。

次に、80ページをご覧ください。

歳入です。

第3款2項9目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定により、3万8,000円を増額し、その分、第7款第1項他会計（一般会計）繰入金を同額、減額するものであります。

これは、国民健康保険のマイナンバー保険証利用周知広報費用にかかる国庫補助金です。

また、令和6年度決算の確定により、一番下段の第8款繰越金で、前年度繰越金1,262万5,000円を増額し、その分、その上の第7款第2項基金繰入金で、財政調整基金繰入金を歳出の増額補正10万7,000円分を差し引いた額である1,251万8,000円を減額し、財源の調整を図ったものであります。

次に、81ページをご覧ください。

歳出です。

第1款第1項1目一般管理費で、補正額の増減はありませんが、12節委託料に計上してありました3,581万4,000円を、18節の負担金へ組替えするものであります。

組替え理由は、国民健康保険事業で使用するシステムが国保連の下で、県内全19市町が

標準化統一され、中能登町では令和8年1月から運用する予定ですが、その経費につきまして、石川県の指示で、当初予算では12節委託料に計上しておりましたが、改めて石川県から指示があり、負担金として支払う形に変更となったため、組替えを行ったものであります。

次に、その下、第3款1項1目一般被保険者医療給付費分については、補正額の増減はありませんが、繰越金の確定により、財源を財政調整基金繰入金から、繰越金へ組み替えたものであります。

次に、その下、第8款1項3目償還金、22節の5国県等返還金で10万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

内容は、令和6年度の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の事業費確定に伴う返還金の補正です。令和7年度での返還となりますので、過年度分の還付となります。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第19号令和7年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について、説明を求めます。

議案書は、82ページから88ページとなります。

岩田企画情報課長

〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、議案書82ページをお願いいたします。

議案第19号 令和7年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算になります。

令和7年度のケーブルテレビ事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,369万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,041万9,000円とするものです。

次に、87ページをお願いいたします。

歳入になります。

1款2項1目ケーブルテレビ事業負担金の工事負担金で新規工事負担金として10件分の38万5,000円を計上するものです。

次に、2款1項1目ケーブルテレビ事業使用料の放送サービス利用料で、滞納繰越分として6万5,000円を増額するものです。

こちらは、前年度のケーブルテレビ放送サービス利用料の滞納繰越分の確定によるものであります。

次に、3款1項1目一般会計繰入金で、2,316万7,000円を増額するものです。

内容につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。

次に、4款1項1目繰越金で7万6,000円の増額をお願いするものであります。

こちらは、前年度の繰越金額の確定によるものであります。

続きまして、歳出となります。

88ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の給与費で1,090万円の増額をお願いするものです。

こちらは、人事院勧告に伴う、給与費の増額及び職員1名分の給与支出を一般会計からケーブルテレビ事業特別会計へと移したことによるものです。

次に、その下の段、一般管理費では、補正額はございませんが、財源内訳の組替えを行ったものであります。

次に、2目の施設整備費で1,279万3,000円の増額をお願いするものであります。

こちらは、14節工事請負費で、これまで未整備でありましたアル・プラザ鹿島へのケーブルテレビネットワークの幹線整備とこれに伴う周辺の幹線見直し工事費として993万3,000円、令和8年1月末の民間のADSLサービス事業終了に伴います、町ケーブルテレビネットワーク加入予定事業所の新規引込工事費として、10件分の286万円を計上しております。

説明は以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第20号令和7年度中能登町水道事業会計補正予算について、説明を求めます。

議案書は、89ページから93ページとなります。

田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 それでは、議案書89ページをお願いいたします。

議案第20号 令和7年度中能登町水道事業会計補正予算であります。

第2条、予算書、第3条、収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、支出の第1款第1項営業費用で133万円を増額し4億4,718万9,000円とするものです。

続いて、第3条です。予算書第4条資本的収入の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款第2項補助金で1,139万7,000円を減額し2,260万3,000円に、続いて、その下の第3項企業債では、1,800万円を増額し7,200万円とするものでございます。

続いて、90ページをお願いいたします。

第4条です。予算書第5条企業債の起債の限度額を次のとおり改めるものでございます。

老朽管更新事業で、補正後の限度額を1,800万円増額し、7,200万円に改めるものです。

続いて、第5条では、職員給与費を133万円増額し、3,820万3,000円に改めるものでございます。

続いて、92ページをお願いいたします。

収益的支出、第1款1項4目総係費の133万円の補正につきましては、職員給料、手当、法定福利費については、それぞれ人事異動による補正となります。

続いて、93ページをお願いいたします。

資本的収入の第1款2項1目国庫補助金の老朽管更新事業の1,139万7,000円の減額補正につきましては、これは令和7年度の国の割当て内示の減額によるものでございます。

続いて、その下の1目企業債1,800万円の増額につきましては、これは割当て内示減額に伴いまして財源補填を行ったものでございます。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第21号令和7年度中能登町下水道事業会計補正予算について、説明を求めます。

議案書は、94ページから101ページとなります。

田中参事兼生活環境課長

○田中 智参事兼生活環境課長 それでは、議案書94ページをお願いいたします。

議案第21号 令和7年度中能登町下水道事業会計補正予算であります。

第2条、予算書第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入の第1款第2項営業外収益では、513万9,000円を増額し、7億8,139万9,000円に、その下の第3項特別利益では、490万円を増額し、1,225万9,000円とするものでございます。

続いて、支出でございます。

第1款第1項営業費用では、1,530万8,000円を増額し、9億7,955万2,000円に、その下の第3項特別損失では、500万円を増額し、1,693万5,000円とするものでございます。

続いて、95ページをお願いいたします。

第3条、予算書第4条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入では第1款第2項補助金で3,192万6,000円を減額し、13億6,006万6,000円に、次に、その下の第3項企業債では、4,450万円を増額し、6億5,070万円に、その

下の第7項県補助金では10万円を増額するものでございます。

続いて、支出でございます。

第1款第1項建設改良費で240万5,000円を増額し、12億7,540万円とするものでございます。

続いて、96ページをお願いいたします。

企業債になります。予算書第5条企業債の目的と限度額を次のとおり改めるものでございます。

まず、上段の特定環境保全公共下水道事業の補正後の限度額を4,520万円を追加し、2億5,450万円に改めるものでございます。

その下の災害復旧事業の個別分では、限度額を200万円追加するものでございます。

続きまして、97ページをお願いいたします。

第5条です。ここでは職員の給与費を89万円増額し、3,250万8,000円とするものでございます。

続いて、第6条でございます。他会計からの補助金を513万9,000円を増額し、6億2,815万6,000円に改めるものでございます。

続いて、第7条は債務負担行為の追加であります。

予算書第8条の次に次の1条を加えるもので、第9条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり改めるものでございます。

まず、表の上段、中能登町下水道処理施設維持管理業務委託では、限度額を6億8,600万円を設定し、期間は令和8年度から10年度までの3年間とし、包括的民間委託として実施するものでございます。

この包括的民間委託につきましては、受注者の自由裁量に任せるという性能発注の考え方にに基づき委託をするもので、今回で3回目の設定となっております。

その下の中能登町下水道処理施設水質検査業務では、限度額を420万円を設定し、期間

は、令和8年度から10年度までの3年間とするものでございます。

続いて、100ページをお願いいたします。

収益的収入、3目の他会計補助金の513万9,000円は、これは一般会計からの基準外繰入となります。

続いて、3目その他の特別利益490万円は、これは災害復旧に係る国庫補助金で、補助率は99.3%となっております。

続いて、支出でございます。

第1款1項2目処理場費の原材料費1,482万3,000円につきましては、これはメタン発酵処理施設の処理過程において、汚泥を脱水する際に使用しております薬剤（凝集剤）が年内で製造が中止されることとなりまして、別の薬剤の使用には適合試験を繰り返し行う必要があります、その試験には相当の日数を要することや、また、薬剤の変更に伴い施設の一部において改修する必要が生じるなど、長期化となることから、令和8年度に使用します薬剤を事前に購入し、対応したいため、補正をお願いするものでございます。

続いて、4目の総係費であります。48万5,000円の補正につきましては、これは人事異動による補正となります。

続きまして、3項3目臨時損失で500万円の計上は、いまだに下水道管の閉塞が発生するなど、マンホール内の滞水が発生する状況であります。その応急工事費として増額をお願いするものでございます。

これらの経費につきましても、補助率は99.3%となっております。

続いて、101ページをお願いいたします。

資本的収支補正予算となります。

第1款2項1目国庫補助金の社会資本整備総合交付金事業費の3,250万円の減額補正につきましては、これは令和7年度の割当て内示の減額によるものでございます。

続いて、その下のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金57万4,000円とその表の下

段にあります7項7目の県補助金10万円の収入につきましては、これは環境性能に優れたクリーンエネルギー電気自動車の導入補助となります。

国、県からそれぞれ額の確定内示がありましたので、補正をするものでございます。

次に、3項1目企業債4,250万円の増額は、これは割当て内示減額に伴い財源補填をするものでございます。

次に、2目災害復旧債200万円は、これは個別排水分となります。後ほど支出の工事請負費のほうで説明させていただきます。

続いて、支出になります。

1項7目災害復旧費で240万5,000円の計上となります。

内訳でございますが、手当と法定福利費につきましては、それぞれ人事異動に伴う補正となります。

続いて、工事請負費200万円の増額補正につきましては、これは浅井地内において町設置型の合併浄化槽設置のお宅で建物倒壊により公費解体と合わせ、浄化槽の引込柱やブロワー等の災害復旧工事を実施するものでございます。

説明は以上であります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第22号中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について、説明を求めます。

議案書は、102ページから167ページとなります。

岩田企画情報課長

〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 すいません。先ほど議案第19号で議案書は82ページになりますが、そちらのほうの発言の訂正させていただきたいと思います。

令和7年度のケーブルテレビ事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,369万2,000円を追加しと答弁させていただきましたが、正しくは2,369万3,000円となりますので、ここで訂正しおわびいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、議案書102ページをお願いいたします。

議案第22号 中能登町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

中能登町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法、第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

案件の内容は、計画の一部改正であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく本計画は、総合的かつ計画的な対策を実施し、過疎地域の持続的発展を図ることを目的としており、地方税の減収補填や過疎対策事業債等の支援措置が設けられています。この過疎対策事業債の支援を受けるためには、過疎地域持続的発展市町村計画の策定が要件となっておりますので、昨年9月に変更承認いただいた計画を変更するものであります。

変更内容といたしましては、計画の構成内容は、基本的には変更しておりませんが、令和7年度以降に実施予定の事業の追加・掲載を行うもので、計画書では167ページまでの朱書きしてある箇所となります。

説明は、新旧対照表で説明いたしますので、説明資料の19ページをお願いいたします。

一番左の議案書のページ数を、2列目には施策区分、3列目には施設区分を、4列目には今回追加した事業名を記載しております。

20ページをお願いいたします。

朱書きとなっている箇所が今回追加となっております。

まず、中段の農林漁業経営近代化施設の町単土地改良事業、大槻地区であります。

次に、21ページの生活環境の整備に係る(7)過疎地域等持続的発展特別事業の地区要望事業河川改修工事です。

次に、22ページの教育振興に係る(1)学校教育関連施設の鳥屋小学校食堂・理科準備室等改修工事、その下の鹿西小学校電話設備更新工事、その下の中能登中学校アトリウム棟支柱改修工事です。

次に、22ページの下のほうになりますが、(3)集会施設・体育施設等に係るスポーツセンターろくせい防火シャッター改修工事、その下の段、鹿西体育館非常用階段改修工事、その下の段、鹿島武道館避難誘導灯改修事業で、次23ページになります。ふるさと創修館高圧ケーブル更新工事、カルチャーセンター飛翔2階空調設備工事、社会福祉センター天井等改修工事を追加するものであります。

説明は以上です。

○議長(南 昭栄議員) 説明が終わりました。議案第22号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(南 昭栄議員) ないようであります。

次に、議案第23号 町道路線の認定について、説明を求めます。

議案書は、168ページから170ページとなります。

藤岡土木建設課長

〔藤岡桂一土木建設課長登壇〕

○藤岡桂一土木建設課長 それでは、議案書168ページをお願いします。

議案第23号 町道路線の認定についてであります。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、表の上段T-343号線は、一青地内に民間の分譲宅地の造成により整備された宅内道路であり、町が寄附採納を受けたもので、延長が133メートル、幅員が6メートル、起点が一青な部10番1地先、終点が一青な部13番5地先であります。

次に、その下、KB-339号線は、町が井田地内に整備しました町営たきお住宅の宅内道路であり、延長が433メートル、幅員が6メートル、起点が井田ヲ部30番地先、終点が見田ヲ部41番地1先になります。

なお、図面につきましては、169ページが①T-343号線、170ページが②KB-330号線になります。

赤線のマルが起点で、赤線の矢印の先端が終点となります。

説明は以上になります。

○議長(南 昭栄議員) 説明が終わりました。議案第23号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(南 昭栄議員) ないようであります。

以上で議案の説明及び質疑を終結します。

◎常任委員会付託

○議長(南 昭栄議員) 日程第3 常任委員会付託

ただいま議題となっております議案第11号から議案第23号まで及び認定第1号から認定第8号までにつきましては、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長(南 昭栄議員) 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時21分 散会

令和7年9月18日（木曜日）

○出席議員（11名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
5番	澤良一	議員	11番	甲部昭夫	議員
6番	古玉いづみ	議員			

○欠席議員（1名）

12番 坂井幸雄 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田嶋洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 邊 浩 久 書 記 北 野 勝 之
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第2号）

令和7年9月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） おはようございます。座らせてもらいます。

12番 坂井幸雄議員から、自宅療養のため欠席届が提出されていますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（南 昭榮議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は60分間です。質問回数は、同一議員につき、同一議題について3回までとなっております。また、通告以外の関連質問は控えるようお願いいたします。

以上を踏まえ、執行部におかれましては、簡潔・明瞭で的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

5番 澤 良一議員

〔5番（澤 良一議員）登壇〕

○5番（澤 良一議員） それでは、通告に従い質問いたします。

本件は私、6月にも同様の質問いたしました。ただ、そのときは、質問回数の制限もありまして、その制約の中で中途半端に終わりました。その結果、今回再度確認させていただきたいということで挙げました。

それでは、入ります。

1、当町の公募型プロポーザル方式の制度設計に、本当に問題はなかったのか。

町長は、6月の答弁で制度自体に欠陥はなく、課題は運用にあると述べられました。し

かし制度と仕組みは、制度とは仕組みと運用が一体となって初めて機能するもので、現実に不具合が生じ、制度が想定どおりに機能していないのであれば、それは制度設計そのものに問題があったあかしではないでしょうか。問題の本質を見極めず、運用の問題として、矮小化しているのではないのでしょうか。

制度の根本的妥当性を町長はどう担保しているのか明確な答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 当町の公募型プロポーザル方式の制度設計についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の現実に不具合が生じたことは、公募型プロポーザル方式の制度設計に問題があったのではないかについてお答えします。

公募型プロポーザル方式の制度設計とは、業務委託において、最も適切な提案書を提出した事業者を選定するための仕組みであり、価格だけでなく、提案内容、事業実施方針、技術力、事業実績、地域貢献度などを総合的に評価して選定するものであります。

6月定例会議の一般質問でも述べましたが、町で結んでいる包括業務委託においては、個別の業務に不具合が生じた場合は、そのときの運用方法や事業者の管理に問題があったものと考えております。

しかしながら、今思えば当初の制度設計において、想定されるリスクの認識が足りなかったのも事実であります。

今後の制度設計においては、あらゆるリスクを想定し、いま一度、選定基準を精査して、事業者選定を行いたいと考えております。

次に、2点目の問題の本質を見極め、根本的原因に向き合う姿勢が必要ではにつきましては、個別の業務に問題が生じた場合には、事業者任せでなく、発注者として原因の究明

と改善策について事業者と協議し、改善を図るよう指示をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 今ほど、町長の答弁で6月より少しは柔軟にといいですか、問題を捉えられるような発言がありました。そのことについては、私は認めたいと思いますが、6月に町長の最後の答弁でこんな答弁がありました。

改善すべき点があれば随時行ってまいりたい、そういう答弁でした。要は、設計は町がやっています。それで運用して、そこで運用があった場合には、前は運用だけだったんだけど、そこでもう少し精査をしてというのが今回の進歩なんですけど、私は先ほどの今お話ししました、やってみてそこで改善すべき点があれば、随時行っていきたい。これは一見正しいようなんですけど、これ非常に荒い言葉ですけども、これは泥縄方式です。泥棒が来たからそれから慌てて縄を編む。やってみてまずかったら、それは直しましょうというのは今、町長、言葉はきれいなんですけども、やってみて不具合があったら、それ直そうぜというのは、これは日本語としても分かるし、そういうことがあるんです。だけど今回のここで学ぶべきことは、今までこういうことをあんまり議論したことはなかったんです。設計のことの云々とか、運用のやり方がどうだとか、仕様書がどうだとか、こんな議論あんまりなかったんだ。

今回、4月の8日の共立ソリューションズの重大インシデントを機に、いろんな部分が見えてきて、必ずしもそれは運用ばかりじゃなくて設計にもやらなきゃいけないんじゃないかなというのは私の趣旨です。その趣旨からすると、改善すべき点があったら改善しますというのは、これは町長の言う言葉ではございません。町長のというか設計を出してる責任者ですよ。受注をさせた、仕事を出して

いるね。

そのことに対して、少しお聞きしたいんですけども、このことに対して、その後、皆さんの設計部門といたしますか、執行部のほうでその契約書の内容、これは設計にも関わると思うんですが、仕様書の内容、その部分について、どれくらい、どんな議論をされたのか、されなかったのか、お尋ねします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 6月の一般質問から、澤さん質問されて、まずはインシデント、こういうインシデントが起こった時点で人材不足ということは、監査委員の意見書にも出ておりますので、その分を含めていろんなその賠償責任とか、そういうことも後から出てくると思いますが、この人材不足とかトラブルの頻発化とか、そういうのをやっぱり防ぐ必要があるということで、発注者自体も考えていく必要がある。やっぱり運用の仕方にしてもしろんな面で非効率性とか含めてやっていく必要があるんじゃないかなということを思います。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 今、町長は非常に大きく丸められて、この後のことにも関連することを少しお話しされましたけども、私はやっぱり一つ一つきちっとテーマを絞って、執行部の中でその原因追求といたしますか、何が不具合が起きたのかということをやったり一つ一つやっていかないと駄目だと思うんです。総花にやっぱり気づけないかなと、こういうことではないと思いますので、ぜひとも今これ以上このことはやりませんが、町長を中心として皆さんが反省をされておるということに伺います。善意に解釈をして、そのことを本当にこの後も進めていただきたいと思います。そんなことを思いまして、この1番目の質問を終わりたいと思います。

この後、2番、3番ありますので、しっかり確認をしたいと思いますので、次に進みます。

す。

2番、共立ソリューションズへの損害賠償請求について。

令和6年度の監査意見書には、以下の指摘がされました。原文を読み上げます。

学校給食の調理業務を株式会社共立ソリューションズへ委託しているが、調理業務の炊飯業務においては、人員の不足により外部へ委託しているとのことであった。これは外部委託契約における契約違反となり、ペナルティーとして違約金や損害金等が発生してくるものとする。この対応については、早急に適切な処置を講ずるよう求める。

こういう文章でした。これは町の決算監査において、監査が学校給食調理業務のうち、炊飯業務が共立ソリューションズからさらに外部に委託されていた事実を確認し、これを契約違反と明言し、さらに違約金や損害賠償の発生は当然と指摘をし、町に対して早急に適切な処置を講ずることを求めるといって極めて異例な重大な指摘であります。

これは単なる運用上の瑕疵の問題ではなく、制度設計そのものがコンプライアンスを担保できなかった重大な事態ではないでしょうか。

そこで伺います。町長は、この重大事実をどのように認識をされ、損害賠償請求にどのように対応するのか簡潔にお答えください。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 共立ソリューションズへの損害賠償についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の制度の根本的妥当性をどのように担保しているのかにつきまして、お答えします。

先ほど述べましたが、事業者を選定するに当たり、公募型プロポーザル方式を採用して事業者からの提案内容、事業実施方針、技術力、事業実績、地域貢献度などを総合的に評価することで妥当性を担保できると考えており、選定段階での今回のような人員不足によ

る業務が行えないということは、想定しておりませんでした。

今回のことを踏まえた上で、今後、事業者を選定する際には、様々な状況を想定した、もう一步踏み込んだ基準を精査して事業者の選定を行いたいと考えております。

次に、2点目の損害賠償請求への町の対応についてですが、今回の事案は、人員不足により炊飯業務ができないことで、学校給食の提供に支障を来すことから、やむを得ず石川県学校給食会を通じて購入していた白米に変えて炊飯したご飯を購入して対応したものであります。

また、共立ソリューションズには、炊飯代金を支払うことと、調理員の補充を早急に行うことを強く指導しております。

また、今回の件について、現時点では町に実質的な損害が生じていないため、損害賠償請求はしないこととしておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） ここからは時間の関係で損害賠償の請求に絞って2つ質問したんですけども、損害賠償のところに絞って進めます。

今ほど町長から説明ありましたが、これは誠に失礼ながら、今の答弁は法的な基本的な原則を少し町長、ご理解が足りない。誠に失礼ですけど、言わざるを得ません。

自治体の委託契約は、受託者が直接履行が原則。受けた者が直接自分がするというのはこれが原則なんだ。民法第632条請負及び同じく民法656条委任にそのことは規定をされています。いわゆる黙示的禁止の法理です。これが特別に採択を認める条項がない限りは採択は禁止されている。法律で禁止されているんです。

加えて、地方自治法第2条第14項には、自治体に対して住民の福祉の向上のために適正に財産を保管する義務を課しています。契約

違反を看過すれば、町は住民財産の管理責任を放棄したことになり、二重の義務違反となります。仮に、町が業者から内々に相談を受け、黙認、了承していたとしても、その同意は法律上無効であり、業者の違反も町の監督不作為も免れることはできません。

この点を踏まえて、町が契約違反と認定できないとする先ほど少しお話をされました。その根拠は、今法的に私、お話ししました。こういうことだと。町が今おっしゃったように、実害がないとか、何かいろいろありましたけど、それでも法律違反と認定できないということをお話をされるとすれば、当然職場内でこのことが議論になったと思うんですが、とすれば、それは例えば条文に書いてないとかいうことはさっき言いましたけど、それは黙示的禁止という言葉があるんですけど、これ法律用語です。黙示的禁止条項によってはそれはアウトなんです。それは問題外。それでも今、私、法的なことと言いました。もし今、町長がためらっていらっしゃるとすると、それはどういう根拠で法的にどんな根拠を持ってためらっていらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 当時、給食が人材不足でできないということを聞いておりましたので、それを学校教育課のほうでいろいろ相談をされて、そういう炊飯を県のほうへ行ったということを聞いております。本当にこの炊飯に対しては、どういうふうに人材不足が足りなかったということは間違いないんですが、それが本当に見えてこなかった。見えてこなかったというか、本当に人がいなかったのかどうかということをもう一回しっかり検証してかって共立ソリューションズに対しても、それをはっきりした上でということをおっしゃいます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、調理員の補充を早急に補給して元に戻す、元どおりに

するという事は、言っておりますので、今後、人材を確保して元に戻してやっていきたいなということは思っております。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 今、町長のお話は、先ほどの話とあんまり変わらないんですけども、これは大切なことなんで、今後もあり得るんで、細かくお話をしますけど、町長、そもそもの今回のこの法的な違反はどこで起きてるか。これは質問しません。もう本当終わりになりますから。あと1回ですからね。この契約は16名で、共立ソリューションズにお任せしたんです。そんな契約でしょ。それが14しかそろわなかったんだ。それが1日、2日なら何かどっか誰かにお願いしてできる。ところがある程度長期的にできなくなったんで、何々をお願いしたという経緯があるんですよ。一番駄目なのは16をそろえるという契約なんです、町長。町長が契約をしとんですよ。判こ押しとるんですよ。こういう人数でこの工程をこういうふうにやってくれと。ちょっと私、読んでないんで分からないんですけども、材料の調達は何がやるのか、それから共立ソリューションズがやるのはここここここ。ほいで出すのはここ。だからここまで16人でやる、16人でやるという約束なんですよ、町長。これをそろえられなかったのは、受けたほうが悪いんですよ。だから、そこでアウトなんですよ。大変厳しい言い方ですよ。だから私は共立ソリューションズという会社を何か個人的にやるとか、そんなこと何も思っていないですよ。契約というのはそんなもんなんですよ。そっから始まって、やむを得ずいろんなことがありました。金沢のどこそこにお話ししたら、炊飯の業務を提供してもらえとかなんとか話がずれていったんです。ですから、監査が町長、お話しされとるんですよ。私が言ったように、私が6月に言ったのは、これは完全に契約違反だと。そこまでしか言っていないんで

す。損害賠償なんかと言ってない。監査が、これ損害賠償だと言ってんですよ。私じゃないんですよ。遥かに上のことを監査が、この一月前ぐらいでしょ。おっしゃってるんです。このことを皆さんはどういうふうに捉えたかと、私は今びっくりしとんですよ。何にも進んでない。

監査は、ちょっと読み上げますと、私も改めて監査のお二人いますよね、宮崎さんと甲部さんと。監査の仕事は、この中能登町の監査基準においては、例えば目的、当該地方公共団体の事務の管理及び執行等において法令に適合し、正確で経済的・効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。こう書いてあるんです。法令に適合するということが監査の一つのポイントなんです。帳面だけじゃなくて、業務監査も含めて。だから、それをやってるその人たちがこれはアウトだとおっしゃってるんです。それに対して、今また町長、また同じような話されている。これ非常に残念だ。

ですから、やっぱりこのことは、次、話を進めますと、私あと1回しか質問できないんでね。なぜこれだけ言うのかというと、単なるその一民間企業が法令違反を犯した。それに対して、町が損害賠償を訴えるかどうかちゅうちょしとる、そんな問題じゃないんですよ。法令を違反した段階から、町は損害を受けとるんです。町長は実害を受けてないとおっしゃった。実害は受けてない。何でか。ご飯の提供を受けてるから。そうでしょ。炊飯業務がストップして、来なくなって、子供たちに配れない、これは実害ですよ。だから町長は実害という意味ではそういうことをおっしゃってる。違うんですよ。実害を受けとるんですよ、実害。それは共立ソリューションズという会社にこういうことで契約をして委託してるわけですよ、学校給食。これ大事なこと。それが何らかの理由でできない。そこで、それが法令違反だと監査

がおっしゃってる。私も言ってる。どういうことが起きとるかということ、あんまり名前言うの、A社とします。A社が町から業務委託を受けて、出した町が税金をもってそのお金を払ってるんです。町長のポケットから出とるんじゃないんです。我々の税金からも出とる。そしてその業務をお願いしておる。ところがその業務をお願いされた側ができないんで、そこでアウトなんです。それが実害なんです。

だから、ちょっとか分かりやすく言うと、例えば私、こんな経験ないんですけどね。お酒飲んで運転したと。どっかで検問で捕まった。アウトですよ。そしたら私が、いや別に事故を起こしたわけでもないし、人をひいたわけでもないし何が悪いんだ。今後、気つけます。ああ、そうか、ほんたら気つけてくれで済みますか。すまんでしょ。スピード違反した、捕まった。別にスピード違反したけども、何も人はねとらんよ。一旦停止、忘れた。飲んだ。そやけど追突も何もしとらんよ。何の実害あるんやって私が言ったら、それ通りますか。通らないんですよ。今も一緒なんです。16人そろえられなくて、それがある程度ちょっと期間は知りません。そして、その炊飯業務に異常を来すということで外部へ委託をされた。その時点で、要するに決めたことができてないんです。そこでアウトなんです。そこで損害賠償なんです。切符切られるんです。そのことを今例えがちょっと悪いかもしれませんが、町長がためらっているということは、さっきお話ししましたけども、ここに柔らかく書いてあるんですけどね。この法令に適合し正確で経済的・効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資するという、ここなんです。我々の生活の中にこれは影響しとるということを言っておる。我々は特にそれやってもやらんでも特にマイナスはないんですよ。だけど法的に決まったことできないとい

うことは、我々からそのもののお金が、いわゆる公金ですよ。それが出てるということは、我々に迷惑かけとるんですよ。ですから、その責任者として町長は毅然たる態度でこの行動を取らなきゃいかんというのは、監査がおっしゃるとるんです、この前。新聞にも出てましたよ。それに対して今、町長、前と同じようなお話をされると、監査がここまでやっておいでなのに、何にもアクションを取ってない。これは厳しい言い方をすると、いわゆる町長自身が、その住民の福祉の向上、それからその生命・財産を守る、特に財産ですよ。それを守るということに対して町長、やっぱり責任を持ってるんですよ。その役割を果たしてないということになる。そんなふうになる。もっと言うと、そういうことを今ずるずるとやっていくと、これは話を大きくするわけではないんですけど、住民監査請求とか、住民代表訴訟とか、そういうことにもつながる可能性がある。それくらい町民の財産を預かってる、執行は。ですから、今回のこのことについては、私はなぜ声高に言うかというと、これまでそういう法律のそういうことに対しては、あんまりこだわらなかった、その弊害が今回出てるんだろうなという私は感じがしてます。ですから、これ以上大きな声でお話しするのはやめますけども、町長、そういうことなんですから、できるだけ速やかにこの対応をどうするかということを進めてほしいと思いますが、町長の考え方をお聞かせください。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 共立ソリューションズとも話をしまして、その問題はやっぱりこの人材不足ということに尽きると思いますので、今ありがたいことに、東京のほうから人材の派遣の会社が今10月、この町に来ます。その中で共立ソリューションズに対してその会社から人を派遣するというような形で、人的な確保はどうしてもやっぱり今10月入らないとで

きないので、10月に東京のほうから会社が来ますので、その会社と話ししながらその解消に努めて、この16人をキープしたいなということを思います。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 私の質問は2回なんですけど、もう一回許してもらえませんか。内容によっては、これは全然進歩してないんで、これで私の質問終わってしまうと、また終わってしまう。大変失礼ですけど、今、町長のそのお話は、今これだけ説明しても、法令違反ということに対して町長、何にも感じてらっしゃらないように思うんでね。もう一回質問の許可をもらえませんか、議長。

○議長（南 昭榮議員） どうぞ。

○5番（澤 良一議員） 町長、今、議長から許可をもらいましたんで、もう一回質問しますけど、今その次のその云々って、代わりのとを云々というのは、それは共立ソリューションズのやることなんですよ、町長。町長のやるのはそうじゃないんですよ。この我々の町から預かった、町民から預かった、その財産そのものを無駄にしないようにしっかり守って有効に使ってやっていくという、その最責任者が町長なんですから、どこそこに何とかがあるからって、そんな答弁はここに要らない。今私したの、そんなこと聞いてるんじゃないんですよ。ここまでお話ししたことに対して町長は監査もお話が出る損害賠償ということに対してソリューションズと相談するんじゃないんですよ。飲酒運転した男と警察と相談するんじゃないんですよ。毅然たる態度でこの責任者としてどう取りますかというのを聞いているんで、町長、別のほかの民間企業のやることをお話、私は聞きたくない。責任者としてどうするかということをお話してください。もう一回お願いします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 本当に今、澤さん言われる

ように、法的に言えば、私も実質的な損害ということがどの辺にあるのかということとは分かりません。この実質的な損害、監査委員も意見書の中で言ってますので、今法的にそういうふうな損害が出るとすれば、もちろんソリューションズに対して、損害賠償を請求しなければならないということは思っていますので、そこはまた、一回執行部のほうで話しして、精査したいと思います

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 堂々巡りでこれでやめますけど、やっぱりこの今回のことについても、私、6月で自分のことを言うのも恐縮ですけど、6月であれだけのことをお話ししてるんですよ。

今回、監査にも言われとるんですよ。それに対して、今、町長からお話聞いてると、失礼ながら、ほとんど進展がないんです。執行部ともまた話をしてみるとか、それは当然やっつくべきでしょう。私のこの質問が出たときに町長やっつくべきでしょう。こんな恐ろしいこと言っとるんですよ。損害賠償どうなってる、そんな今まで質問なんかないでしょう。私はこれ言えるのは、監査が勇気を持って報告していただいているからですよ。監査がおっしゃらなかったら、私は損害賠償をどうするんだと、そんなことは言えません、素人。ここまではっきり監査がさっき言った目的を持ってやっ取るんですよ。我々の生活を守ってくれとるんですよ。監査は法的な根拠に基づいて。それに対して今この期に及んでも、明確に答えてないというのは、本当に残念ですね。何をやっつたののかって言いたくなるくらいです。誠にちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが。これ以上、私は質問できないのでやめますけども、この後、本当にやるのかやらんのかですよ。切符切らないとならない。それは町民が騒ぎますよ。これ脅しじゃないですよ。今、町長もやっ取るのは飲酒運転のあれやっつたけど、切符切るのど

うしよ、実害ないからどうしようかな。みんなでもう一回集まってくれまってこんなことですよ。ぜひ速やかにこのことを進めていただきたいと思います。

次、行きます、4番。

「メディカルパーク構想」白紙撤回は当然の帰結であったが、飛んでますかね。合ってますよね。

○議長（南 昭榮議員） 3番ですよ。

○5番（澤 良一議員） いいね。町長として町民への説明責任を果たしたか。

1、住民への情報提供は完全非公開で進められ、住民無視で説明責任を欠いた、本件公費投入の結果、白紙撤回に至った責任について、町として誰がどのように負うのか。

2、今後の事業では、説明責任とリスク検証をどのように具体的に徹底し、同様の事態を防ぐのか。その方針を伺う。ちょっと順番逆になりましたね。

○議長（南 昭榮議員） 澤議員、3番やね。

○5番（澤 良一議員） すいません、読み上げたんで、すいません。3番なんですけど、今4番でやってよろしいですか。

もう一回読みますか。すいません。私も途中で変えたんで。すいません。ちょっとお待ちください。今4番行きましたね。あまりにも熱く話ししましたら飛ばしました。失礼しました。（「何で1番目から行かんの」と呼ぶ者あり）

○議長（南 昭榮議員） 申出は5番やけども、後から3番に変えてありますから3番をやってください。

○5番（澤 良一議員） すいません。

○議長（南 昭榮議員） メディカルパーク構想やね。

○5番（澤 良一議員） はい。すいません。ちょっと3番の紙がね。本当申し訳ありません。

すいません、議長。3番、順番変えたんで

すけど、その3番のちょっと資料が非常に厚いんですけど、それがないと進められないんで、すいません、3番カットして4番行ききたいと思います。よろしいですか。

○議長（南 昭榮議員） はい、認めます。

○5番（澤 良一議員） すいません、4番行きます。

先ほど言いました、「メディカルパーク構想」白紙撤回は当然の帰結であったが、町長として町民への説明責任を果たしたか。住民への情報提供は、完全非公開で進められ、住民無視で説明責任を欠いた、本件公費投入の結果、白紙撤回に至った責任について、町として誰がどのように負うのか。

2、今後の事業では、説明責任とリスク検証をどのように具体的に徹底し、同様の事態を防ぐのか、その方針を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 メディカルパーク白紙撤回に対する町長としての説明責任について。1点目の公費投入の結果、白紙撤回に至った責任について、町として誰がどのように負うのかお答えします。

6月の全員協議会において、地域医療体制強化プロジェクトチームの担当者より、これまでの経緯について説明を申し上げたところですが、医師の意向の変化などにより、事業手法が定まらなかったなど、状況が変わりやすく、流動的であったことから、議員の皆様をはじめ、町民の皆様に対する情報発信ができませんでした。

本件に関わる責任につきましては、最終的に指示・判断をした私に責任がありますので、この場をお借りして深くおわびを申し上げたいと思います。

次に、2点目の今後の事業では、説明責任とリスクの検証はどのように具体的に徹底し、同様の事態を防ぐのか、その内容を問うについてお答えします。

説明責任については、情報の共有を図り、

公開することを基本とし、透明性を持って事業を実施していくこと、企画・実施の各段階で評価を行い、その結果を分かりやすく説明することなどを徹底してまいりたいと思います。

また、リスクの検証については、事業に関する潜在的なリスクを洗い出しておくこと、リスクの回避や軽減などの対応策をあらかじめ考えておくこと。また、万が一不測の事態が発生した場合は、迅速かつ適切に対応することなどを徹底してまいりたいと思います。

今後は同様の事態が発生しないように内部での協議・検討を十分に行った上で事業を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 今、町長のお話の中で、私、一番驚きましたのは、私の質問に答えられたんですけど、町長は私の責任だというお話をされました。最終的にはそうなると思いますが、町長トップが、これは私の責任ですというふうにおっしゃると、もうそれ以上の言葉はないんですよね。それは問題は、その責任をどのように果たすのか。そういうことがなかなか私は酌み取れませんでした。責任とは単なる言葉ではなく、事実を明らかにし、誤りを具体的に検証し、町民に説明する行為そのものだと思います。白紙撤回に至る過程で、どの時点で判断を誤り、なぜチェック機能が働かなかったのか、町として徹底的に洗い出す必要がありますか。

さらに、確定してから公表するという姿勢そのものが住民参加を拒み、誤りを拡大させた要因です。

ここで町長、これは後ろの人も見てほしいんですけども、これは何かお分かりですか。お分かりですよ。これは、この白紙撤回に至る、残念ながらメディカルパーク構想を町長は、町長の思いで始められました。ところがある時点から、残念ながらずれてしまし

た。その推進をするためのプロジェクトが地域医療体制強化プロジェクト、こういうものがつくられた。それがそのチームの皆さんが中心となって、このプロジェクトは町には幾つもありますけどね。職員の方は自分の仕事を持ちながら、プラスアルファでこのプロジェクトに参加しとる。これだけじゃないんです。今たまたまこの地域医療の分。自分の仕事をやりながら、このプロジェクトの活動をやられたんです。私はその中身はどんな、中身といいますか、どういうことをやるとるのかなということ、取り寄せた。初回から10回まで全部真っ黒なんです。これ映りますかね、テレビの人。これ全部真っ黒なんです。特定の名前が出てるとか、特定の金額が出てるとか、これは今公表するとか、まずいんじゃないんです。真っ黒なんです、全部。それが今進めたメディカルパーク構想なんです。町民には一切知らせないんですよ。これは、たまたま私が、あなたは議員じゃないかということ町民ですよ。だってこんな細かいことは議会で報告されないんですから。本当に皆さん、真っ黒けなんです、これ。全部真っ黒ですよ。こんな情報公開の町がありますか。町長、町長の判こ押してあるんですよ、全部。全部で26ページありました。全部真っ黒です。こういうことで町長、残念ながら進められたんです。

これは今一つの話ですけど、町長、今回白紙撤回とこういうことになったんですけど、町長の思いはかなわなかったんですけど、このことも大変、要するに住民から離れて、特定のどこかでこそ、こそこそとは言いませんけど、進めた結果がこれなんです。このことも町長、今回の白紙撤回に至る原因の一つだと思われませんか。正直なところを町長、聞きます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 6月、6月じゃなかった、前のときにもこの黒塗りのやつは澤さん持っ

てきて一回見せられましたけど、実際というか、私もその中身の議事録を後から見たんですが、名前、金額的なものはもちろん、そのお医者さんの名前とかは、要するに名前出ますし、金額も出てました。決まってないことをやっぱりなかなか幾ら監査請求されてもなかなか出せないという、多分状況あったので、当時の担当者なりが私は黒塗りにしたと思います。実際、私もこの黒塗りにしてかかってどういう具合になつとるかということは、議事録を後から自分で見てかかって、それでこんな議事録やった、例えば課長なりの名前を黒塗りにしてあるとか、お医者さんの名前を黒塗りにしてるとかそういうのになつとるのかなと思つたら、実はそうでなくて、事細かく黒塗りになつてましたので、その辺については本当に原則全てやっぱりもう非公開はなしなので、その辺皆さんに対して順序的にはずっと全員協議会とか含めて十何回の議会に対しては7回ほど、一般質問も入れて7回ほどこのお話をさせていただいております。その中で完全な医療PTチームの中のお話ということは、全然今黒塗りに塗ってあるような状態になっておりますので、それを本当に申し訳なく思ってますし、その辺これからそういうことがないように、やっていかなければならないなということを感じております。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 町長ね、町長見られるときは黒塗りにじゃないんですよ。そうでしょ。町長はオリジナルを見られてるんですよ。これを見られてるんですか。これは私が情報公開で求めたら真っ黒けが来てるんですよ。要するに町民が見たらね。町長はまさか議事録くれ言うたらこんなもん出てこんでしょ。そうですよね。そういうことなんです。だから、ですから、ちょっと今町長、認識が違うなと思つたのは本当に事細かく全部なんです。ちょっとおっしゃったけど、この金額がどうか、そんなことは私、言って

ないですよ、私はずっと何年間も議事録、情報公開取ってるんで、いっぱい知ってるんですよ、名前も金額も。それから難しい言葉も。それは当たり前なんです。これはこの時点では駄目だ、全部なんです。名前を出てるのは宮下町長だけです。参事兼、当時の総務課長、黒ですよ、1人しかいない。1人しかいないのに黒です。以下同文、全部黒。何をもってこれ黒くしとるか分からないんです。

今、町長、そしたらちょっと善意で解釈すれば、知らない人が来たら、そういうこともあるわな。ないんですよ。そんなんじゃない、全部黒なんです。失礼だけど、これを判断した、さっき言った町長の判こ押してあるんですよ、町民に出すのにね。町長押しとるか誰が押しとるか分かりませんが、町長の、この町のトップの情報公開に対する姿勢なんです、これは。

それから町長おっしゃった議会で何回何回、町民は議会来てませんよ。新聞にも出るのちょっと珍しいことしか出ない。全く分からない。とすれば、情報公開で請求する者はどれだけいるかどうか私は分かりません。普通であればその手法を知っていればやっぱり情報公開を取ると思います。だけど、ほとんどの方は町長、知らないんですよ。そういう中で、今回のこのことについては、こういうことがあったということを今、町長にこれも一つの要因だと聞いたら、町長は申し訳ないというようなことを今、謝罪されました。そういうことですよ。このことは謙虚に受け止めてほしいと思うんですよ。

それは今もう時間たって答えが出てから話をしとってもしようがないんですけど、その途中で私、何回も町長、質問しとるでしょ。そのときにそれだけの危機感なんか町長、何も持ってませんよ。このことをきちっと説明しておかなきゃいかんとか、例えば令和6年の2月でやり方が変わりましたよね。いわ

ゆる基本設計のあれ駄目になって、ほんでやり方を変えろというんで、謝罪をされました。それから1年数か月で何にもなかった。町長がもしこのことを真剣に、町民に全く情報非公開でやられたんですけど、議会にも云々だとすれば、去年の2月以降でこのことの進展について1回かどっかで話があればとか、ないですよ。たまたま今分かっただけなんでね。

ですから、やっぱり一つの姿勢とすると、いろんなことがありますよ、特定の医者と約束してそれでスケジュールつくったとか。あのときそうですよ。そういうこともあったし、めどがたたないのに進めたとか、いろんなことがありますよ。基本設計だけじゃなくて、実施設計までやったんですよ。それでまた議会も通った。

ですから、これは議会も大いに反省しなきゃいかんということなんですけども、そこまでやった中の一つにこれは一番大きい。そのことを今、町長、認められたんですけども、ただ、今後云々ということちょっと何となくおっしゃったんですけども、今町民が求めているのは、今回の構想がどのような経緯でどこに問題があり誰がどの判断を誤ったのか、その全容の検証です。投入された公費がなぜ無駄に終わったのかを明らかにし、責任の所在を町として示すこと、町として。そのことが説明責任を果たす町長の最低限の姿勢だと思います。

場合によっては第三者を含めた検証委員会を設置して、その報告を町民に公表する。この一連の行為をもって、町長のおっしゃる私の責任という言葉が私は当てはまるんじゃないかと思います。最終的には私の責任ですよ、そのとおりです。それで終わるんじゃないんで、そこまでこのことが単なる基本設計で756万円、そんなことだけじゃないんですよ。これに関わったたくさんプロジェクトチームの労力、このことも私は大変な無駄だ

った、結果的にはね。だから、そういうことも含めてどこでどう間違ったかということ町民に明らかにすべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 澤さん、さっき実施設計までと言われたけど、実施設計は行っておりません。基本設計というか、基本計画及び基本計画のほうの測量業務とか土地の調査ということで、そういうことをやっております。それが七百五十何万で実施計画まで行くと、やっぱり3,000万ほどかかるような金額になりますんで、そこまでは行っておりませんので、その間、例えば先ほどの1年半ほど全然何もやらなんだやないかというようなことを言われますが、実質的にはPTはPTの当時、震災ありまして、みんな忙しいので、ちょうどPTの忙しい職員に対してちょっとお願いして、私なりと一緒に責任がありますので、やっぱりこの700万取り返さんなんという思いがありましたんで、その中で1人のお医者さんが絶対中能登町にやりたいということやをずっと言っておいでました。それで震災起きて1年半がたったんで、その間どうしてそのお医者さんをどこに連れていくというような形で土地の地面も探しました。地面も、これは多分、半年、10か月ぐらいにわたってうちのこの地権者の人をお願いにいき、なかなかもう少しのところまで行ったんですが、地震が6年1月1日に起きまして、地震開けてまた1か月後に行ったんですが、その方から、あんたたちはこんなもん地震のときにこんなことしとる場合かと言われて、それからほんなもん来んでもいい、こんな地震のために、こういうことをまたやとるちゅうか、町のために地域医療のためにと話しましたけど、なかなか納得せず、断念したわけです。その間、地震の対応とかいろいろありまして、私、個人なりがいろんなところにお医者さんとこに話ししたり、恵寿病院とか、ち

よつとやかましいやなか。そんな物事しゃべつとつたら駄目やろ、傍聴席。議長、注意してください。

○議長（南 昭榮議員） はい。

○宮下為幸町長 そういうことで、いろんなところでそのお話を医科歯科、恵寿病院とかの理事長内で話しして何とかしていただけないかということやお話をこの1年間ずっと回ってきました。そういう中で、今、鳥屋診療所にも内科が2人休みます。心療内科と循環器内科の先生が今来られます。それで小児科の先生と心療内科という、そういう精神的な医者も今来てかって、4つの課があるというような形になりました。

それは当然にして、ちょうどそこのお医者さんで、その方が辞められたんで、ほかに変わって来られた方もおいでたので、うちの町としては助かってたんですが、恵寿病院からそういうふうに来ていただいたんで、本当にうれしく思っております。

その間ずっとどうしてもやっぱりここへ来たい、この中能登町で絶対したいということで、今まではやっぱりなかなか1年半ぐらいかかるらしいんで、今これからいろんなところと交渉して、その方がやるめど的に立ってきたので、それは今は私は段取りはつけましたけど、あとは当事者同士、当事者同士の民間と民間の話でなるので、その辺の話は今私がタッチせずに民間同士で話しして、場所も決めて開業するというふうな段取りになっておりますので、また、それははっきりした段階でお示ししたいと思います。

単に1年半は何もしてたんじゃなくて、職員も忙しいし、いうことで俺が回ってかっていろんなところをお願いしてということで、病院長、暇なとき、公務ないときに回ってきたちゅうな状況であります。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） すいません、時間物すごく浪費しました。町長、私は何もやっ

てないとか言っていないじゃないですか。プロジェクトやってるんです。町長もやってるんですよ。だけど途中の報告がないと言ったんです。町長、おっしゃいました。分かった時点って。だから分かった時点でというか、やっぱり議会なんで、それだけ大きなプロジェクトをつくって町長やとるわけですよ。資源をかけて。だったら、途中経過をこういうことだということをやっぱり議会に報告すべきですよ。私は何にもやとらんってそんなこと一言も言ってませんよ。やってらっしゃるけど、公に何も見えてなかったということをお話をしとるんです。ですから誤解のないようお願いしたいと思います。

それから今お話があった、もう5分しかないんですけども、特定の個人のお医者さんとか、そういうことあったんでしょう。だけどそれは違うんですよ。それは違うというのは、それはそういうことがあったんでしょうけど、もっと大きなこれプロジェクトだったんですよ。公園をなくしてまでも、あそこに医療公園を造って、何でしたっけ、何とかセラピーをやって、物すごい構想だったんですよ。ほんで結果駄目なんですよ。ですから、そのことに対して本当にさっき言ったように、何が駄目だったということを町長、公に発表してくださいよ、まとめて。

それから実施設計、もちろんやってませんよ、先生。実施設計も含めて町長が上程したと言ったんですよ。やってません。実施するはずがない。基本設計で終わってるんですね。ほんで、もう時間がなくなって申し訳ない。

次、今から言うんですけど、6番目ちょっとできません。だけどこれは6番目のことは、総務課長とある程度話をして、姿が見えますので別の機会でもたお話をさせていただきたいと思います。町も今動いてらっしゃるんで、5番行きます。

5番、今後の庁舎問題及び財政計画につい

て。

中能登町は平成17年3月の合併から既に20年以上経過しました。しかしながら、その後の20年の間に人口減少が一層深刻化し、町民ニーズの多様化、高齢化等に伴う行政サービスの複雑化、さらには災害や感染症対策など新しい課題が数多く発生してまいりました。そしてこの後の議論になりますが、法改正に伴う様々な対処もこうした状況の変化の中で対応せざるを得ません。

また一方、我が町は能登半島地震以来、復旧・復興に向けた財政需要が急増し、財政調整基金の減少や地方債残高の増加など極めて厳しい状況に直面をいたしております。こうした中で、将来像を示すべき財政計画が、いまだに作成されていないことは、町のかじ取りを欠く異常な状態であり、住民に対する説明責任を果たしていないと言えます。これら2点を考慮し、以下2点で町長の見解を伺います。

1、合併から20年が経過したが、今後のまちづくりを見据えたときに、ソフト・ハード両面から庁舎統合の必要性は検討されたのか。

2、町の将来像を示す羅針盤が見えない。財政計画が未策定という異常な状態について、どのように考えているのか、町長の説明責任はないのか。

以上、2点でお尋ねします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 今後の庁舎問題及び財政計画についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の庁舎統合の必要性の検討についてですが、庁舎整備に関わる今後の検討を探るため、庁舎再整備に向けた基本計画を今年度中に策定予定としております。

本計画において令和6年度能登半島地震により被害を受けた総務庁舎の復旧にかかる費用と、総務庁舎の機能を行政サービス庁舎へ統合した場合に必要な費用を算出し、比

較検証することとしております。

また、統合する場合には、行政サービス庁舎における執務室等の配置や庁舎周辺の町有地の利活用も併せて検討し、想定される課題の洗い出しと解決策を職員間に協議する予定としております。民間の利便性や業務の効率化などを総合的に勘案しながら、本計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の財政計画が未作成となっている状況についてですが、まず、現状をお伝えしますと、現行の財政計画については、取組内容をハード事業とソフト事業とに区分し、それぞれ取組の期間を設定しております。

このうちハード事業については令和11年度までの10か年、ソフト事業については令和6年度までの5か年としているところであります。

議員が言われる未策定の部分というのは、ソフト事業の取組が令和6年度をもってその期間を終えていること、また、その取組を踏まえた収支計画について、令和7年度以降のものが示されていないことに関し、ご指摘いただいていると認識しております。

これにつきましては、6月18日開催の議会全員協議会のお場でもお伝えしましたとおり、次期計画の策定に至るまでの期間は、現行の取組の継続をすることとしていることから、財政運営の指針はあくまで現在の財政計画であると整理しているところであります。

町総合計画及び町行政改革大綱の見直しを行っている中で、財政計画単体での見直しを行うことは、実効性の観点から合理性に欠けるため、新たな財政計画については、これらの各種計画との連動を図ることで、実効性を担保したいと考えております。

以上を踏まえまして、議員の皆様にはできるだけ速やかにお示ししたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたし

ます。

○議長（南 昭榮議員） 澤 良一議員

○5番（澤 良一議員） 時間が来てますんで質問いたしません。ただ、一言だけお話しします。

最後に、町長がお話しされました、令和7年度からできてないものについては、今後の様々なその計画の中ですり合わせをしてやっていきたいというような趣旨のお話でした。

私は、これは違うと思います。財政の計画がなくして諸事の計画なんてあり得ないと。財政は数字を基にして、事実を基にして積み上げたものなんです。財政なくして計画なんかあり得ません。計画はある意味では指針ですよ。その指針を実現するためには財布の中身ですよ。財布の中身を議論しないで、この契約をこれ今、今度は総合計画できますよ、これができるんで、これと総合してやりますよ、口で言っているだけなんです。実際は財政の財布の中身の議論をしないで、そういうところに逃げていても全然進みません。

私はちょっと私の不手際があって、ちょっと時間オーバーしましたけど、そのことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） ここで11時10分まで休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、1番 木下智治議員

〔1番（木下智治議員）登壇〕

○1番（木下智治議員） 通告に従って質問します。

今年も非常に暑かったです。最近になってやっと涼しくなってきましたけど、かつての日本の夏は蒸し暑いながらも、風鈴や打ち水に風情を感じるものでした。しかし現在の夏

は、もはや風情などと流暢なことも言ってもらえない状況です。誰もが今年の夏は異常だと感じているはずです。この異常気象は一時的なものではなく、今後も継続することが予想されています。私たちは、この新たな時代に即した猛暑対策を講じる必要があります。町民の生活を守り、持続可能な社会を築くために、一般質問させていただきます。

1番、体育施設の空調設備の導入についてです。

近年、記録的な猛暑が続き、熱中症の危険性が高まっています。町内の体育館やスポーツ施設は、子供たちの部活動、高齢者の健康体操、地域住民のレクリエーションなど、多くの町民にとって重要な活動拠点です。

しかし、夏季においては、空調設備が不足しているため、熱中症リスクを抱えながらの利用や、活動自体の休止を余儀なくされるケースがあるかと考えます。これは、町民が安全に体を動かす機会を奪うだけでなく、スポーツ活動の継続や町全体での健康づくりへの意識にも影響を及ぼしかねません。

今後、総合型地域スポーツクラブ設立に向け、スポーツレベルの向上や健康寿命の底上げをし、誰もが安心してスポーツを楽しめる環境を整備することは、地域の活力を維持するためにも不可欠であると考えます。

さらには、災害発生時の避難場所として利用するために、快適な環境を整備することも重要だと考え、以下の3点について質問します。

1点目、体育施設の空調設備の現状と利用実態についてです。

現在、町内にある体育施設のうち、空調が未整備、あるいは老朽化している施設はどの程度ありましたか。

また、地域スポーツクラブや学校関係者からの空調設備に関する要望や意見は寄せられているのか、それらの実態についてお伺いします。

夏季におけるこれらの施設の利用状況はどのように変化していきましたか。特に熱中症対策としてどのような対応を取ってきたか、その効果についてお聞かせください。

2点目、空調設備導入に向けた予算措置と財源についてです。

空調設備には多額の費用が必要となります。町として、この重要な課題に対し、具体的な予算措置をどのように考えているのかお伺いします。

国の補助金や県の助成金など、外部の財源を活用する可能性について検討しているか、また、その進捗状況はいかがでしょうか。

導入計画を複数年にわたる事業として位置づけ、段階的に予算を確保していく考えはありますか。具体的なスケジュールと財源確保の方針をお聞かせください。

3点目、今後の展望と町民への情報提供についてです。

体育施設への空調設備導入は、単なる熱中症対策にとどまらず、年間を通じて利用率を高め、町のスポーツ振興に大きく寄与します。また、災害時の避難所としての機能強化にもつながります。空調設備導入後の展開について、町としてどのようなビジョンを描いているのかお伺いします。

また、予算措置を含めた導入計画の進捗状況や、町民の皆様からの意見をどのように反映させていくかについてご見解をお聞かせください。

体育設備への空調設備導入は、町民の健康と安全を考えた今こそ取り組むべき課題です。執行部の皆様には、予算措置を含めた具体的な計画を策定し、安心できるスポーツ環境の実現に向けて力強く推進していただくことを強く求めます。前向きなご検討と明確なご答弁を期待します。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 体育施設の空調設備の導入についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の体育施設の空調設備の現状と利用実態についてであります。町にある屋内体育施設では、鹿島体育センターを含む7施設あり、いずれの施設にも空調は未整備となっており、町民からは空調設備について、設置を望む声がありますが、現時点では利用団体から正式な要望書の提出はないと聞いております。

また、利用実態については、4月から6月までの春季と比較すると、ほとんどの施設で利用者の増減はありませんが、町では暑さ対策として、扇風機や冷風扇の貸出しを行い、さらに、日本スポーツ協会のスポーツ活動中の熱中症予防ガイドブックに基づき、35度以上に達したときは、施設利用を原則中止する制限を取っております。

次に、2点目の空調設備導入に向けた予算措置と財源についてであります。空調設備導入には多額の費用が必要となることから、補助金などを活用して事業を進める必要があります。現在、活用できる補助事業等がないか研究をしている段階であります。

次に、3点目の今後の展望と町民への情報提供についてであります。昨今の夏の異常気象の状況を考えますと、町民誰もが安心してスポーツできる環境づくりは重要なことと認識しております。

また、空調設備の導入には、多額の費用が必要になることから、一度に全ての体育施設に導入することは、難しいと判断しており、まずは、利用頻度の高い施設から優先的に設置することが最善な方法であると考えております。

なお、具体的なスケジュールについては、現時点でお知らせすることは難しく、もうしばらく時間をいただければと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 空調設備導入につ

いて多額の費用がかかるため、補助金や助成金の活用を研究している段階とのことですが、どのような補助制度が候補に挙がっているのでしょうか。

具体的に国のスポーツ振興くじ助成金や、その他県の補助金など特定の補助金制度について既に担当部署で調査・検討を始めているのでしょうか。

空調設備が導入されれば、夏季の利用者が増加し、スポーツ活動が年間を通じて活性化することが期待できます。これにより町民の皆様様の健康寿命の延伸により医療費の抑制や競技レベルの向上につながるだけでなく、全国規模の大会やイベント誘致による交流人口の増加、ひいては地域経済の活性化にも大きく貢献する可能性があります。

さらに、近年、頻発する大規模災害に際しては、空調が完備された体育施設は、町民の安全を守るための指定避難所としての機能も強化されることとなります。

本町が目指すべき持続可能なまちづくりにおいて、体育施設の空調設備導入は、単なる利便性の向上にとどまらず、町民の安全と幸福、そして地域の活性化に不可欠な戦略的投資と考えます。

これらの多角的なメリットを踏まえ、町として体育施設への空調設備導入をどのように位置づけ、具体的にどのような方針で事業を推進していくのか町長の明確なご見解を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 再質問にお答えします。

空調設備の導入につきましては、先ほどの答弁と重複しますが、多額の費用が想定されることから、補助金などを活用して事業を進める必要があります。具体的にはスポーツ振興くじ助成金などを今後、調査・検討することとしております。

先ほど議員が言われたとおり、スポーツを行う環境が充実することは、スポーツ人口を

増やし、体を動かすことで町民の皆さんの健康増進につながり、また、体育施設によっては防災拠点としての機能の充実を図ることも期待されます。

さらに、大会など誘致ができれば、交流人口が増え、地域経済の活性化にもつながっていくと考えられます。

今後も、地球温暖化の影響で猛暑はより深刻になる傾向がありますので、他の施設も含めて慎重に検討を進めたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 導入するには多額の費用と長い年月がかかるのは重々承知しております。しかし、今後のことを考え、今ここで決断していただければ後世に残る英断とあったと町民の皆様が実感する日が来ることを信じて、次の質問に移らせていただきます。

2つ目、地震対策における家具の固定促進についてです。

昨年、元日に発生した能登半島地震からもう約1年9か月が経過し、災害への備えが課題であることを改めて痛感しました。

地震発生時、家屋の倒壊だけでなく、室内の家具の転倒や散乱により多くの方が負傷され、避難経路が塞がれる事例も発生しています。

地震対策には、行政による公助はもちろん不可欠ですが、いざというときに自らの命を守る自助の取組こそが、被害を最小化に食い止める上で重要であると考えます。

そして、この自助の中でも比較的容易に、かつ効果の高い対策が家具の固定です。過去の震災の教訓から、地震による死傷者は、室内の家具の転倒、落下によるものが非常に多いことが分かっています。

阪神・淡路大震災では、家屋内で亡くなった方のうち、家具の転倒や家屋の倒壊による

圧死、窒息死が約8割を占めました。また、東日本大震災でも、家具転倒による負傷者が多数報告されています。家具の固定が、命を守るための最も基本的かつ重要な対策であることが明らかになっております。

こうした状況を踏まえ、町民の皆様の自助の取組を町が積極的に支援する観点から、家具の固定に対して、以下の3つの点について質問します。

1点目、当町における家具の固定の現状と町民の防災意識向上に向けたこれまでの取組についてです。

家具の固定の実施率は、町としてどのように把握されていますか。町民アンケートや広報活動を通じて、何割程度の世帯が家具の固定を済ませていると推定していますか。家具の固定の進捗を妨げている主な要因として、どのような点が挙げられますか。例えば費用、取付けの困難さ、または意識の低さ、賃貸住宅での制約などです。

そして、これまで家具の固定を促すためにどのような広報活動や啓発事業を実施してきましたか。特に高齢者や障害を持つ方など自力で家具の固定が難しい方々への支援は、これまでどのように行われてきましたか。能登半島地震後、家具の固定に関する町民からの問合せ件数や防災用品の購入動向などに何か変化は見られましたか。

この機運を逃さず、防災意識を行動に結びつけるために、今後どのような追加的な対策を考えていますか。

2点目、ほかの自治体の先行事例と当町における制度導入の可能性についてです。

他の自治体で実施されている家具の固定の補助金制度について、どのような事例を調査されましたか。特に制度の対象者、補助額、補助対象器具、申請手続など、どのような特徴がありましたか。

先行事例の中で、特に本町が参考にすべき点や逆に課題として挙げられる点は何でしよ

うか。町として、家具の固定補助金制度の導入について、財源の確保、担当部署の体制、制度設計の具体的な検討は行われましたか。

制度導入に当たり、財政負担、制度の周知、利用者の限定、専門業者との連携など、どのような課題や懸念点がありますか。国や県の補助制度など、外部の財源を活用する可能性について、検討されていますか。

3点目、補助金制度の具体的な内容と今後のスケジュールについて、制度設計についてです。

もし補助金制度を導入するとして、どのような制度設計を想定していますか。補助金額は1世帯当たり、または1器具当たり、どの程度の補助額を想定していますか。対象の器具について家具転倒防止器具や専門業者などによる固定工事など、どのようなものを補助対象としていますか。

申請手続について。申請書類や手続を簡便にするための工夫は何か考えていますか。

今後のスケジュールについて、この補助金制度の導入に向けて、いつ頃までに具体的な計画を作成する予定はありますか。前向きなご検討と明確な答弁を期待します。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 地震対策における家具固定の促進についてお答えします。

まず、1点目の当町における家具固定の現状と町民の防災意識の向上に向けたこれまでの取組についてであります。警察庁の調査によれば、今回の令和6年度能登半島地震における犠牲者のうち、222名の死因を確認したところ、家屋の倒壊や家具の転倒が原因の圧死が92名、全体の42%と最も多い結果となっております。

また、圧死の中に含まれていない窒息、呼吸不全、外傷性ショックなども家屋の倒壊や家具の転倒などが原因の可能性があるとこのことであります。

次に、家具固定の現状であります。公の

調査は実施はされておらず、民間企業の調査による参考値となりますが、地震対策における家具固定の実施率は、全国平均でおよそ57%、石川県ではおよそ63%という結果であります。

また、全国的な統計数値上の結果では、特に東日本大震災の被災地や南海トラフ地震の影響が懸念される太平洋側の地域の実施率が高い傾向にあります。

なお、調査時期が令和6年能登半島地震後であるため、被災経験からの備えが対応に反映されることも想定されることから、石川県では全国平均を超える値が出ているものと考えます。

また、家具固定を行っていない家庭は全体の3割以上であり、行わない理由については、面倒、賃貸住宅のため、コスト面などがあったそうです。

町といたしましても、地震対策に関わる家具固定につきましても、大変重要な施策であることを承知しており、これまでの取組として、自助の防災意識を高めるために普及啓発を重点に行っており、ホームページや広報なかのとおいて、命を守るための行動、日頃からの備えとして、家具固定に関する記事を掲載し、周知を図っております。

高齢者、障害者などの方々への対応策ではありますが、これまで踏み込んだ施策については実施できておりません。

また、能登半島地震以降で、町民の方々から家具固定に関する相談や問合せも聞いておりません。

しかしながら、今後の対応といたしましては、行政のみが個別の対応をするには限界があり、地域防災力の向上の観点から、自主防災組織、区長をはじめ、民生委員、防災士など、地域全体で要支援者の安全・安心に関わっていただきたいと考えております。

今後は、自助・共助の大切さを意識づけ、町民の防災意識向上に向けた取組を積極的に

進めてまいりたいので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、2点目、3点目の質問については、担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 清酒危機管理課長〔清酒秀樹危機管理課長登壇〕

○清酒秀樹危機管理課長 次に、2点目の他自治体の先行事例と当町における制度導入の可能性について、3点目の補助金制度の具体的な内容と今後のスケジュールについて、併せてお答えいたします。

まず、石川県内の先行事例を確認したところ、白山市において家具転倒防止器具に対する購入費助成制度が運用されておりました。助成対象額は、購入費の3分の1以内で助成限度額は3,000円であります。このほかの事例としては、固定する器具を支給するケースもありました。

参考に、家具固定の具体的な施工方法を簡潔に申し上げますと、大きく4つのタイプがありまして、ストッパー式、マット式、ポール（突っ張り棒）式、ベルト、チェーン、ワイヤー式があります。

ただし、家具の設置場所、家具の大小、高さなど、ケースによって様々であり、それぞれの住宅事情に合わせて取り付ける必要がありますが、場合によっては住宅メーカーなどにご相談することも必要な場合もあるかと思えます。

このように、県内においても補助制度の運用事例がありますが、自助意識を高めるには、自分でできることを考えながら実践することではないかと思えますので、当町においては、現在のところ補助制度の導入予定はありません。

そのような中、町では、今議会定例会議の補正予算にて、家庭用備蓄整備促進事業の予算を計上させていただいております。

この事業の目的は、災害に強いまちづくり

を目指し、自助の強化のため、各家庭での災害備蓄整備を促進するとともに、災害備蓄品の普及啓発を図るものです。

内容としましては、各家庭に配布する防災カタログギフトから防災用品などを自由に選択し、3,000円程度の商品を購入できるものであり、その中には、事前の備えとしての家具転倒防止の商品もございます。

町としましては、この事業を最大に活用し、自助を意識した防災対策の準備として、家庭での備えをしっかりと行っていただければと考えております。

また、あわせて、住宅耐震化も命を守る重要な施策でありますので、それらに対する普及啓発を継続して行い、町民の方々の防災意識向上に努めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 今定例会で計上された家庭用備蓄整備促進事業は、各家庭の自助を促進する上で大変重要な施策であり、町のご尽力には深く感謝します。

住宅耐震化や防災意識向上に向けた丁寧な普及啓発を継続していくとのことですが、現状、町民の防災意識は十分に高まっているとは言えない状況です。

カタログギフトの配布というモノの提供だけでなく、その先にある意識変革を促すための具体的な啓発策が必要と考えます。

例えば小中学校での防災教育の強化や、町内会単位での地域防災訓練の実施支援など、より実践的で身近な行動内容を促すための具体的な取組について、町としてどのような計画をお持ちか、ご見解を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 清酒危機管理課長

○清酒秀樹危機管理課長 それでは、木下議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの町長答弁にも少し触れておりますが、今回の震災の経験から、公助のみに偏った対応には限界がありました。やはり、自

助・共助の意識づけが最重要課題だと考えており、議員がおっしゃる意識改革が必要であると私も同感しております。

この意識改革の一つの手段として、町といったしましては、こちらも今議会定例会議の補正予算に計上させていただいておりますが、各地区におけるタイムラインの作成並びに自主防災組織の強化を図り、避難所の在り方や備蓄整備の充実、防災士を中心とした防災訓練の実施など、関係する方々の連携などの取組強化を進めてまいりたいと考えております。

この地区タイムラインの作成ですが、具体的にはブロック単位でのワークショップ形式で開催しまして、計4回コースでタイムラインを完成させるものです。

そのほか一人一人の防災意識を高めるには防災教育が重要であります。知識を身につけるには、保育園から高校まで一貫した防災教育によりスキルを高め、家庭においても防災知識を共有することも有効であります。

こうしたことを進めていくことで、自助・共助の行動につながるものと期待しており、公助との連携、しいては町全体の防災力の体制強化が具現化できるものと考えておりますので、ぜひともこの事業実施の際には、住民の皆様の積極的な参加とご理解をお願いしたいと思います。

あと参考までなんですけど、今年の2月、防災教育の一環の授業として、鳥谷小学校6年生で総合的学習の時間で防災について学習しております。こちらの中で、町長をはじめ、教育長、私、参加をさせていただきまして、家具の固定の、子供たちがやっぱり自らしっかり勉強して学んだ家具の固定の、何ていうかな、そういう事例発表もありまして、実はこれが鳥谷地区の各家庭、班回覧で作ったチラシが回覧されておりました、非常にうれしく思っておりました。

こういったように、子供からやっぱりしっ

かり防災教育できれば、非常に大人になってしっかり防災対策ができる、そういう体制が強化されていくんじゃないかなということで今後もまた力を入れてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 木下智治議員

○1番（木下智治議員） 具体的な取組の事例を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

僕が思っている自助は、最終的と言ったらちょっと変ですけど、各家庭で皆さんが雑談できるレベルまで防災のことを話し合ってくれば、そういう意識が変わっていくんじゃないかなと思います。そこまでできるためにはちょっと長い年月要しますが、未来への種まきと考えて進めていけたらなと思いますので、また、そういうところを中心にやっていきたいなと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 続いて、9番 笹川広美議員

〔9番（笹川広美議員）登壇〕

○9番（笹川広美議員） それでは、通告に従い質問をいたします。

まず、ユースの居場所づくりについてを質問いたします。

多くの若者は、日常の大半を家庭や学校、職場で過ごしております。そうした中で、放課後や余暇の時間に地域と接点を持ったり、安心できる場所で、仲間と交流する機会があることは、成長や自立を促す上で貴重な体験となります。欧州諸国では、家庭・学校・職場以外の場所での若者の成長を支援する取組をユースワークと位置づけ、それを専門的に担う人をユースワーカーと称して広く普及が進み、若者への居場所の提供や地域社会との橋渡しなどをサポートしています。

2023年に設置されたこども家庭庁の基本方

針でも、子供・若者の居場所についての言及があり、その必要性が認識をされております。

石川県内では、本年7月に金沢市が青少年の社会的自立を支援する新たな拠点として、長上塀青少年交流センター内にかなざわユースセンターを開所しました。地域ぐるみで若者を支え、自分らしく育つための空間と関係性を提供します。中高生を主な対象とし、大学生ユースワーカーや専門スタッフが常駐しており、静かに過ごす、話す、遊ぶ、学ぶといった多様な過ごし方ができる空間設計となっています。

また、輪島市にはNPO法人じっくらあとが運営するわじまティーンラボがあります。少子高齢化の進む地域で、これから能登半島地震からの復旧・復興の長い道のりを10代の子供たちを真ん中に、地域の未来につながる多世代を巻き込んだわくわくするまちづくりを展望しておられます。

1番の目的は、子供の命を守ることであり、子供たちが明日への希望を持ち、元気に育つ地域になることだとのことです。

私も金沢、輪島と現地に足を運び、大学生ユースワーカーの皆さんからお話を伺い、10代のサポートには必要な存在だと感じました。ユースワーカーと自治体が連携した事業は、全国各地で始まっております。

静岡県菊川市は、高校生のアイデアを地域づくりに生かす、きくがわ高校生まちづくりスクールを21年度から開いています。ユースワーカーの支援から、駅前の空き店舗を活用した喫茶イベントなどを企画しています。携わった高校生からは、自分たちにできることは少ないと思っていたが、自分たちが動けば地域が変わるかもと思えるようになったと社会への関心を高めた声が聞かれます。

ユースワーカーは、日本でも一部自治体で必要な知識を身につける養成研修が行われたり、活躍が目立ち始めております。従来の若

者施策は、ニートやひきこもりの就労支援などの個別課題への対応が重視されてきましたが、支援対象外の若者も多くいました。

一方、ユースワーカーの取組は、ユニバーサル、普遍的に若者と関わり、応援するものです。日本でも必要性は高いとの専門家からの指摘があります。子供の意見を政策に反映させる上では、子供や若者の意見を聞く重要な存在です。

兵庫県尼崎市のユース交流センターでは、センター職員のユースワーカーが若者の声を集め、若者の力で町を変えるための「Up to You!」というユースカウンシル事業、若者協議会事業に取り組んでいます。中高生が市の課題を解決するための政策提言を行うなど、子供や若者の社会参画を推進しています。この取組は、こども家庭庁からも注目され、メンバーの大学生は、こども家庭庁の審議会の委員としても活躍をされています。

そして尼崎市では、23年11月に思春期から若年成人期までを対象に、心身の健康や性の悩みを相談できるユースクリニックも開設されています。

そこで、ユースの居場所について3点にわたり質問をいたします。

1点目は、ユースワーカーと連携した中高生の居場づくりに当町でも取り組むことはできないでしょうか。県内のユースセンター関係者からも中能登町への協力のお声もいただいております。

また、2点目は、ユースクリニックの開設に、関係団体と調整して取り組めないでしょうか。ユースの相談室、町の保健室とも呼ばれるこうした場所は、若者にとって心のよりどころとなることが期待されます。

3点目は、ユースの居場所の一つとしても利用できる憩いの場を能登部駅前周辺に創出できないでしょうか。先日も議会のほうに鹿西高校の校長先生が来られ、生徒数減少の厳

しい現状をご報告いただきました。能登部駅から徒歩3分、県内で一番駅に近い高校である。電車を利用すると、どこからでも通学しやすいメリットを持つ高校であることも強調されていました。

ちょうど能登部駅前、志賀町の志賀高校へ向かうバスや七尾市の鵬高校へのスクールバスなども乗り入れており、鹿西高校はじめ多くの高校生が行き交う場所です。近くでは、復興住宅の建設も予定されています。こうした場所を生かして、人をつなぎ、安心の憩いの場を創出することから、さらに若い活力が町に生まれるものと期待します。憩いの場の創出には、例えば仮設住宅として使われたムービングハウスをうまく活用することも考えられないでしょうか。

以上、3点にわたり答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 ユースの居場所づくりの質問にお答えします。

まず、1点目のユースワーカーと連携した中高生の居場所づくりに取り組むことはできないかにつきましては、家庭や学校以外で、放課後や余暇の時間などに気軽に立ち寄り、仲間が集い、安心して過ごせる第3の居場所があることは、人間関係の幅を広げ、社会性を育むためにも有効な場所であると考えております。

そのような居場所に、中高生の少し先輩で、中高生に関わるマスターのような人が常駐していることは、方向性を持った、まとまりのある運営をする上で大切な存在であると思っております。

笹川議員が挙げておりました金沢や輪島の事例でも、大学生や専門スタッフの存在が鍵になっていたということでしたが、そのような青少年の相談や活動支援を専門的にユースワーカーと呼ばれる人との連携は、有効な方策の一つであると考えられます。

しかし、当町においては、人材の確保が課

題であり、直ちに連携できる体制は整っていないのが現状です。

今後は、他の自治体の先進事例や関係機関との連携の可能性も含め調査し、ニーズも踏まえながら、地域の実情に即した中高生の居場所づくりについて検討していきたいと考えております。

次に、2点目のユースクリニックの開設に関係団体と調整して取り組めないかについてお答えします。

ユースクリニックについてですが、発祥の地と言われるスウェーデンには200を超える公共の施設が設置されているようですが、日本では設置事例は、まだまだ少なく、その多くが個人や団体のボランティアで運営されている状況で、公的な支援が必要と言われております。

クリニックと聞くと、専門的な病院のようなイメージを持ちますが、病院併設型ばかりでなく、町の保健室というイメージの気軽に立ち寄り、安心して相談できる窓口と理解しております。

10代の思春期は、心と体の変化に直面し、性に関する悩みを抱え込みやすい時期であり、子供の発達に応じ、健康や性に関する相談、メンタルヘルスケアなど気軽に相談できる体制を整えることは大切なことだと感じておりますが、やはりここでも人材の確保が課題であると思っております。

この件につきましては、既にユースクリニックに取り組んでいる市町村の先行事例を調査し、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

最後に、3点目のユース居場所の一つとして利用できる憩いの場を能登部駅前周辺に創出できないかについてお答えします。

現在の能登部駅周辺は、能登半島地震で被災した家屋の解体が進み、見慣れた景色が失われていく状況に寂しさを感じ、大変危機感を感じております。

一方で、能登部駅前周辺は、通勤など電車やバスを利用される一般の方々をはじめ、毎朝、学校に通う高校生等の姿が見られるなど、多くの人が行き交う場所であり、憩いの場を設けるには、理想的な場所の一つであります。

しかし、駅前周辺の土地は民有地でありますので、利用する場合は、様々な課題があると考えられます。

このことから、この件につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いたします。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 町長のほうから人材不足とか、いろいろとそういった取り組みにしてもいいことではあるけれども、難しい課題があるというようなご答弁だったかと思いますが、関係団体皆さん、この震災を受けて、若い人を何とか応援したいという思いで支援したいという思いでいろいろ動きをされております。

第一歩として、常設でなくても移動的な形でいいですから、試験的に少しそういった一時的でも構いませんが、そういった試験的な設置とか、関係団体の皆さんにお声がけすれば、また対応を図っていただけたらと思うので、ぜひそういったアクションも起こしていただきたいと思いますが、今、研究課題としていきたいという答弁でありましたけど、多分研究課題という答弁になると、なかなか動きは鈍いのかなという気がしますが、町長、その辺いかがでしょうか。移動式というちょっと一歩前へ出る、試験的な取組という形で行っていくことは、検討できないでしょうか。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下幸寿町長 本当は能登部駅のその部屋ですればいいんじゃないかなという感じはしますが、高校生も通るということで。実

際、私は行ってませんが、この医療関係のやつで輪島のごちやまるクリニックというところで担当の子が行って来ましたんで、その話を聞いてますと、結構1階、2階、3階、内科医と小児科医があつて、真ん中が子供たちが来てかって自由に話をできて、コミュニケーションを図って、今言う保健室代わりみたいなような感じで、みんながそこへ来てるということを聞きましたんで、大変若い人が集まっている居場所は、いいなということを感じておりますので、また、ちょっと担当課長なりにも話ししまして、能登部駅がいいのかどうかはちょっとまた判断しかねますが、ちょっと一回研究してみたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 今ほど輪島のごちやまるクリニックをおっしゃいましたけど、先ほど私、言わせていただいたわじまティーンラボがそこに入っております。同じ状況であると思うので、ぜひまた取り組んでいただければなと思います。

能登部駅に私、こだわってるわけではなく、それはあくまでそういったせつかくの交流できる立地のよい場所があるので、そこも人が交わる場所として活用を今後考えていけないかという提案をさせていただいたままで、あくまでユースの皆さんが居場所として活用できる場所というのは、いろんな自治体によっては、庁舎の空き部屋を使ったりとか、商業施設の一角を使ったりとか、いろんな形でそれぞれ、それも常設でなく、週に何回とか、いろんな取組をされておりますので、まず、そうした若い人たちが居場所として交流ができるというか、いろんな形で皆さんが過ごされる、そういった場所をぜひ考えていただければなと思います。ぜひよろしく願いたします。

○議長（南 昭榮議員） 笹川議員。笹川議員の質問の途中ですが、ここで昼食のため13時30分まで休憩をいたします。

○9番（笹川広美議員） 最後、まとめさせていただきます。切らせてください。

○議長（南 昭榮議員） いいです。ほんだらまとめだけ。

○9番（笹川広美議員） 中高生、若者の皆さんが自分らしく、様々な可能性を広げて、未来に向かって考えていけるように、また震災からの新たなまちづくりへ、若い皆さんも共に歩んでいけるように、今後のユースワークへの強化、積極的な取組を期待いたします。すいません。

○議長（南 昭榮議員） 先ほど言いました。13時30分まで休憩させていただきますので、よろしくをお願いします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（南 昭榮議員） 午後からの会議を再開します。

9番、笹川議員の質問の続きから始まります。残り時間は44分となっておりますので、よろしくをお願いします。

笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 次に、高齢者の「聞こえ」への支援について質問いたします。

難聴の程度は、軽度、中等度、高度、重度の主に4段階に分けられるそうです。国立成育医療研究センターによると、軽度以上の難聴がある人は、65歳以上で急増し、70代前半で男性の約5割、女性の約4割を占めています。そんな中、難聴を自覚している人のうち、補聴器を所有している人の割合は15.2%にとどまっております。デンマークの55.4%を筆頭に、イギリス、ドイツ、フランスの各国は40%を超え、韓国も36.6%と普及が進んでおり、2022年の日本補聴器工業会などによる調査から、日本の補聴器所有率は、16か国中15位と低い現状が明らかになっています。

この背景には、難聴のリスクに関する認識の低さがあるとされています。難聴のまま放置しておく、人との交流や社会的な活動を避けるようになる可能性が高まります。聞き取りに自信がないと、自分から積極的に話しかけることをちゅうちょしてしまいがちです。その結果、鬱や社会的孤立、就労機会の喪失、認知機能の低下などに結びつく。専門家は、絶対に放置しないことだと強く警鐘を鳴らしています。

さらに、加齢性難聴の多くは何十年もかけて進行していくため、聞こえが悪くなっている自覚がないまま過ごしていることがあります。定年退職した高齢者に対して聴力を定期的にチェックできる検診などの機会を設けることも重要であると指摘しております。

そして難聴は、認知症の発症リスクを高める可能性がある。補聴器を使うことで社会との関わりを保てば認知機能も維持できるといった有益な効果を示す研究は数多く報告されております。適切に補聴器を使うことで認知症のリスクを17%も減らせるとの研究報告もあります。高齢化が進む日本で、聞こえのサポートはもちろん、認知機能の維持など、様々な側面で補聴器が重要な役割を果たします。

近年、国からの助成がない軽度、中等度難聴者への支援として、全国で各自治体が独自の助成制度を設ける動きが広がっております。

一方で、補聴器の購入費用を助成する制度を成熟させていくためには課題もあると指摘されております。それは意外と補聴器をうまく使えているケースが少ないことでもあります。補聴器を安全かつ効果的に使えるように医師などの専門家と連携する仕組みが重要であるとのことです。難聴の早期発見や購入前の相談からアフターケアまでの切れ目のない支援を行っている港区モデルがあります。住民が安心して補聴器を使い続けられるよう

に、制度設計に当たり、区は医師会や専門家と意見交換を重ねて連携を図っております。

対象は60歳以上、所得制限は設けず、補聴器の購入費を上限14万4,900円まで助成、そして要件として、1、難聴の診断や補聴器が必要かどうかを判断する補聴器相談医を受診する。2、調整やアフターケアを担う認定補聴器技術者が在籍する販売店で購入する。以上を費用助成の要件としました。医師、専門家の適切な指導の下で購入できるため、高齢者が自身の聞こえの状態を正確に把握し、補聴器の正しい使用法などを習得できます。効果を十分に実感できるように、一定期間、補聴器を無料で試すこともできます。

さらに、昨年、令和6年度よりは60歳、65歳、70歳、75歳の節目の聴力検査もスタートしました。また、聞こえのセルフチェックを作成し、難聴の早期発見に向けた取組を推し進めています。適切な補聴器の購入方法の情報が不十分なために通信販売などで病状や用途に合わない補聴器を購入してトラブルになったり、補聴器の使用を諦めてしまう方もおおいです。補聴器選びの支援は大切です。

中能登町においても、高齢者の皆さんが安心して補聴器を利用しながらお元気に過ごせるためには、さらなる支援の充実が必要です。

そこで1点目として、早期の難聴発見につながるために、聞こえのセルフチェックを活用した啓発、そして聴力検査の導入はできないでしょうか。

2点目として、日本が補聴器所有率が低いのは、公費助成が遅れているからとされています。適切な補聴器が購入でき、安定して使い続けるためのサポート体制があれば、介護経費の抑制にもつながるものと思われまます。補聴器購入のための助成制度の実施はできないでしょうか。

以上、2点にわたり答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 高齢者の聞こえへの支援についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の早期の難聴発見につながるために、聞こえのセルフチェックを活用した啓発、聴力検査の導入はできないかについてお答えします。

加齢性難聴は、高齢者の健康上の問題のうち上位にある症状と言われており、一般的に、難度の難聴がある人の割合は65歳以上で急増し、70代前半では4割から5割程度が日常生活に支障を来すような難聴を有していることが分かっております。

難聴は年齢とともに徐々に進行し、日常生活では大きな支障を感じにくく、気づかないうちに聞こえにくい状態になってしまうということがあります。まずは自分自身の聞こえの程度を自覚することが大切であります。

また、難聴が原因で他者との交流がおっくうになり、自宅に閉じ籠もり、不活発な生活が続くことなどで、認知症の発症リスクも高くなります。

町では、今後、広報での周知や現在行っている介護予防の出前講座などの取組の中で、ご提案いただいた聞こえのセルフチェックを活用し、自身の聞こえ程度を知ることの大切さや、難聴が及ぼす影響について普及啓発を図っていきたいと考えます。

次に、聴力検査の導入についてですが、町では加齢や病気などで聞こえに不安がある方を対象に、無料の聞こえの個別相談会を年2回実施しております。この相談会では言語聴覚士や認定補聴器技能者などが聴力検査を行い、難聴の程度や補聴器の必要性を評価し、生活上の助言や利用できる制度の紹介を行っております。

今年度は10月19日と10月30日にラピア鹿島で開催する予定で、詳細は広報なかのと10月号に掲載しますので、ぜひご利用いただきたいと思ひます。

次に、2点目の補聴器購入のための補助制度の実施はできないかのご質問にお答えします。

補聴器の購入助成については、聴覚障害による身体障害者手帳を所持している方への補装具の交付があります。この制度の対象とならない高齢者に対し、自治体独自の購入補助制度を導入しているところは全国に増えつつあります。

一方で、聴力の低下が見られる高齢者全般に関わるものであり、導入には財源をはじめ、高齢者が補聴器を正しく使用し、管理できるかなど慎重な制度設計が必要と考えております。

補聴器の購入補助については、現在のところ考えておりませんが、高齢者における聴力の低下は閉じ籠もりや認知症の進行につながりやすいことは理解できますので、既に補助事業を実施している自治体の助成内容等を情報収集し、実施の可能性を含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 今ほど個別相談会、町で実施をさせていただいているの、私も承知しておりまして、実はうちのおばあちゃんもそこを利用させていただいて、初めてきちんとした専門の方とつながって、今すごい初めて朝、鳥のさえずりを聞いたというようなことも感動的に語ってくれましたけれども、きちんとそういったせつかくされてる体制をもっともっと多くの町民の皆さんが利用できるような後押しというか、今回10月に実施2回あるというんですけど、そういうことをもっと周知をして、みんなでちょっと心配やという方が出向いて、そういう専門家と直接いろいろアドバイスを受けながら、こういう形で購入してみようとか、いろんな情報を得られるように、もう少しその周知の仕方とか、開催の回数とか、もっと出向きやすい

場所で、音のチェックですから、場所も選ばなきゃいけないかなとは思いますが、もう少しこの取組を強化してもらうことはできないでしょうか。

○議長（南 昭榮議員） 田島長寿福祉課長
〔田島洋子長寿福祉課長登壇〕

○田島洋子長寿福祉課長 今ほどの笹川議員のご質問にお答えいたします。

現在、実施している聞こえの相談会につきましては、今回、10月19日は日曜日、10月30日は木曜日ということで、休日も開催日とするということで工夫をしているところであります。

また、周知につきましては、これまで広報と、あとは過去に来られた方に個別でご案内をとということでしたんですけども、今ほどおっしゃられたように、広く周知をして、聞こえに不安のある方がこの相談会を実施できるように周知の工夫をしていきたいと考えております。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） よろしくお願ひいたします。補助のほうも少し前向きに進めてもらえるような、含みのあった答弁だったかなとは思いますが、とにかく補聴器ってすごい高額です。維持費も物すごく、そばで家族の様子を見てると、もう電池が要ったり乾燥剤が要ったりとか、定期的なメンテナンスに出向いたりとか、いろいろ大変なところがあるんですけども、本当にでもそのことが環境を整えてあげることで、本当に地域とつながったり人とつながるといふ生きがいを感じて、また日々過ごせるという大変重要なことだと思うので、ぜひ港区までの補助は考えておりませんので、少しでも皆さんの購入に後押しになるような補助からぜひ押し進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、介護予防ポイント事業のさらなる充実について質問をいたします。

この事業は、本年6月よりスタートをしております。65歳以上の方に、現在、主に町内で開催の介護予防教室への参加にポイントが付与されております。ポイント交換は10月1日からとのことですが、ポイントカードを手にした皆さんは、楽しみながら活動されていることと思われます。ポイント制度はまだ始まったばかりであります。コロナや能登半島地震を経験し、高齢者の皆さんが置かれた状況も変化をしていることかと思われま

す。まず、各地域の介護予防教室の現在の活動状況をお聞かせください。一口に65歳以上の高齢者といっても身体や認知機能の状況も様々で、それぞれに適した介護予防の取組があると思われま

す。お隣の七尾市でも既に65歳以上を対象に、ポイント制度が導入されております。七尾市では、民間のスポーツ教室などとも連携したポイントの付与が行われております。当町からも、七尾市など町外の施設へ筋肉の衰えを心配されて通い、しっかりと効果を実感されながら励んでおられる方も少なくありません。より多くの皆さんが様々な形で介護予防に取り組む後押しができるように、今後、町外や民間のスポーツ教室などの場でもポイントが付与できる連携は図れないでしょうか。

以上、2点にわたり答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 介護予防ポイント事業のさらなる充実についてのご質問にお答えします。

まずは、1点目の各地域の介護予防教室の活動状況はどのようなかについてご質問にお答えします。

現在、町で実施している介護予防教室の主なものとしては、地域住民の通いの場として地域つながりサロンを33か所、足腰の筋力アップを目的とした、いきいき百歳体操を24か所、有志で活動している自主グループ活動が

2か所、そして自分の身体に合わせ無理なくできるシルバーリハビリ体操が23か所あります。

また、参加者の状況ですが、新型コロナウイルス感染症が流行していた時期は、活動を控えるなどによって、参加者が減少していましたが、現在は流行する前の状況に戻りつつあります。

一方で、参加者の固定化や、高齢化が進んでいる地区があり、今後、地域で継続して介護予防に取り組むための通いの場が減少し、地域のつながりが薄れていくことが懸念されます。

これらの対策として、今年6月から介護予防ポイント事業を実施し、高齢者が主体的に介護予防の取組を始めたり、活動を継続できるように支援しております。

また、2点目の今後、町外や民間のスポーツ教室などでもポイントが付与できる連携は図れないかについてお答えします。

現在、介護予防ポイントの事業の対象となる活動は、町の介護予防事業として実施しているもので、地域で行われている地域つながりサロンや、いきいき百歳体操、シルバーリハビリ体操や自主グループ活動となります。

また、これらの他に介護予防に関する出前講座や、老人ふれあいセンターで実施しているふれあい体操、老人福祉センターゆうゆうでのゆうゆう百歳体操も対象の活動としております。ポイント事業には現在、60団体が登録しており、およそ560名の方が参加しております。

町では、介護予防の取組と合わせて、地域住民のつながりがある活動をポイント事業の対象としており、現時点では、町外や民間のスポーツ教室などについては考えておりませんが、今後、実施状況や事業の効果判定をしながら、対象となる活動について検討してまいりたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） たくさんの集いの場というか、介護ポイントがいただける場があるということで、参加者もたくさん交流、出向いて利用されているというお話でしたが、この地域のつながりをまず、つくって取り組んでいきたいという町の考え方ということですが、なかなか本当に震災とか、いざというときにしっかりと地域の顔が見えて、支え合えるような、そういった体制強化するためにも大事なことかと思いますが、また、この介護予防という観点からも、なかなか地域には出向きづらいという人も中にはおいでるかなとも思いますし、いろんな幅広い方がまた、こういった介護予防に取り組めるように、また今後も状況を見て、検討もしていかれるという答弁でありましたので、ぜひまた、そういったことも拡大をしながら、このポイント制度を充実させていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後に、放課後児童クラブにおける夏休みの壁の打開に向けて質問をいたします。

夏休みの学童は、親の就労時間などの都合で、ふだんは利用していない家庭からも預かりニーズが最も高くなる時期とのことです。施設の受皿の不足が生じて、夏季休業限定の利用枠やクラスを設ける実態もあるとのことです。

1つ目の夏休みの壁が、子供の居場所に困るという壁です。中能登町には3つの学童が運営されていますが、夏休みの利用の需要に応えることができているのか、この夏の状況をお聞かせください。

もう一つの夏休みの壁は、昼食用意の負担です。毎日のお弁当作りの負担は、共働き家庭や独り親家庭の皆さんにとって大きなものです。私も娘さんご夫婦が苦勞されている様子を見かねて、学童でも給食を出してもらえないかのご相談を受けたことがあります。先日も、中能登町で開催された家事に関する

ワークショップでも、若い子育て世代の皆さんから負担の声を伺いました。

こうした中、昼食の準備の負担軽減に取り組む自治体も広がっているようです。こども家庭庁の調査では、弁当の手配などを行っている学童は、全体の約4割とのことです。例えば自治体で協定を結んだ事業者に希望する保護者が弁当を注文し、有料提供する仕組みを始めたところもあります。弁当代の集金で職員等に負担をかけないように、オンライン決済にするなどの工夫もされています。こども家庭庁では、弁当の発注業務への費用も補助しているとのことであり、自治体への活用を呼びかけています。

中能登町でも、保護者の昼食用意の負担軽減に向けて、お弁当提供の体制を開始できないでしょうか。

以上、2点にわたり答弁を求めます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 放課後児童クラブの夏休みの壁打開に向けてのご質問にお答えします。

まず、1点目の第3学童の運営は、夏休みの需要に応えているのかにつきまして、当町の放課後児童クラブは、夏休み期間中、月曜日から土曜日の午前7時半から午後6時半まで開設しており、日曜・祝日及び旧盆の8月14日から16日までは休館としております。

8月末時点の3つの放課後児童クラブの登録者は345人で、夏休みに入る前の7月に1回以上利用した児童は263人で、1日当たりの平均利用者数は215人となっております。

夏休み期間に入りますと利用者は278人と増加しますが、1日平均では167人と減少いたしました。

なお、夏休みに限り利用する児童は30人となっております。

当町の放課後児童クラブでは、通常時はもとより、夏休み期間中におきましても、保護者の方が就労等により、日中家庭におらず、利用を希望する児童については、申込みをお

断りすることなく、全ての児童を希望する放課後児童クラブで通常どおり受入れをしている状況であります。

次に、2点目の保護者の昼食用意の負担軽減に向け、お弁当提供の体制を開始できないかについてお答えします。

放課後児童クラブにおける夏休み期間中の昼食につきましては、現在、各ご家庭からお弁当を持参していただいております。

保護者が愛情を込めて作るお弁当は、子供とのコミュニケーションを図る上で大切な手段である一方で、毎日作ることが負担となっているという保護者の声も聞いております。

放課後児童クラブでのお弁当を提供する場合、民間の弁当事業者による配食サービスの活用等が考えられますが、提供体制の確保や食物アレルギーの配慮、食中毒の発生防止の対策など、多くの課題があります。

また、保護者の皆様にも様々な事情があると思いますので、ニーズも踏まえ、他の自治体の事例や事業者との連携の可能性などを調査し、検討してみたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） 保護者の皆さんのお声も聞いていただいているということですが、夏休み、いきなり実施をとというのは、ちょっとハードルも高いのかなと思いますし、まず、例えば春休み、少しモデル事業として実施をしてみて、そのニーズの実態を把握することもできるかなと思いますが、春休みとかというものは実施に向けて、いかがでしょうか。

○議長（南 昭榮議員） 山本健康保険課長
〔山本 貴健康保険課長登壇〕

○山本 貴健康保険課長 お答えいたします。

何せ人数調整、事業者との調整等もありますので、その段階からやっていきまして、あくまで検討ということをさせていただきたい

と思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 笹川広美議員

○9番（笹川広美議員） ぜひまた、検討して前向きにまた、保護者の声、ぜひ聞いていただきたいと思います。

子育て家庭が抱える様々な悩み、負担を少しでも緩和できる方策があるのなら、今後ぜひ積極的に対応していただき、子育てに優しい中能登町であっていただきたいと願っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 続いて、6番 古玉いづみ議員

〔6番（古玉いづみ議員）登壇〕

○6番（古玉いづみ議員） 金沢では、猛暑日が86日、最多を更新という本日の新聞の見出しでした。また、気象庁では、40度を超える日に関して新しい名称をつけるというような記事も掲載されておりました。本当に今年の夏は暑かったです。やっと秋らしい涼しさがやってきたかなと思いますが、世界陸上も始まり、私もそれぐらい世界陸上に負けないぐらい熱い思いで今日は質問していきたくと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問を始めていきます。

高齢者への猛暑対策の支援を。

今年の夏も猛暑となり、全国各地で歴代の最高気温を塗り替えています。群馬県では、日本の過去最高となる41.8度を8月5日に記録しました。原因と言われているのは、ダブル高気圧である太平洋高気圧とチベット高気圧の原因で、その結果、極端に早い梅雨明け、そして海水温の上昇となり、全てが重なって猛暑につながったというふうに言われております。

こうした影響により、平年よりも今年は2.36度も気温が高くなり、観測史上、最も暑

い夏となったそうです。この猛暑は、農業での収穫量の低下や、絶滅の危機に瀕する可能性のある種も出てくるなどの生態系への変化、そして観光業などにも大きな影響を与えています。

毎日のように熱中症での搬送のニュースが報道され、安心して暮らせる夏ではなくなってきました。昨年の熱中症搬送者数は、一昨年から6.6%増加し、全国で9万7,000人を超えて過去最多となっています。そして今年はさらにその数を上回るとの予測となっております。

そして一昨年の熱中症が原因で死亡した方の6割超が75歳以上となっているそうです。高齢者は喉の渇きを感じにくくなったりするため、早めの水分補給が重要となってきています。

昨今は、こうした暑さ対策として、クールビズなどの涼しい服装を推奨することで、二酸化炭素排出量を削減したり、公共施設や商業施設などの涼しい場所で過ごすクールシェアなどの取組を推進してきています。

今回質問するのは、年金で生活している高齢者の方から直接、この暑さで家から出られないが、年金だけで生活している高齢者では、クーラーの購入も大変で、何とかならないかと、そういった声があったからです。

ここで年金だけで生活するのがどれほど大変か、少し説明させていただきます。

2025年現在、年金額は国民年金で満額の場合、6万9,308円、厚生年金の平均月額14万7,000円ほどとなっています。この厚生年金には、男女差があり、男性と女性の差は6万円以上となっています。男性が大体16万5,000円、女性が10万3,000円ほどというふうに統計では取られております。

ここから保険料などが差し引かれ、手取りはさらにこれの9割ほどになると計算されます。この物価や燃料費高騰の中、年金生活の高齢者は、本当に厳しい生活を余儀なくされ

ているわけです。そして、エアコンの価格ですが、取付工事費込みで、町内の電化製品の量販店では一番小さい6畳用のものでも、8万円以上となっていました。

そうした中、上がったこのSOSの声を聞いて、町として高齢者のエアコン購入に補助を出す考えはないのか、町長にお聞きいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 高齢者の猛暑対策支援として、エアコン購入への補助についてのご質問にお答えします。

今年の夏は熱中症警戒アラートの発令回数、令和3年度のアラート開始以来、最多の37回と昨年の2倍を超え、記録的な暑さとなりました。町では発令に合わせて、熱中症予防の注意喚起と対策について情報を発信し、予防行動につなげてまいりました。

七尾鹿島消防本部に伺ったところ、この記録的な猛暑により、中能登町での熱中症による救急搬送は令和6年度で16件、今年度は19件と年々増加しているとのことでした。

高齢者は、一般的に体温の調整機能が低下し、暑さを感じにくいいため、熱中症予防の普及啓発や見守り等の対応が必要となります。

現在、町では防災無線や音声告知端末、町公式LINE、安全・安心メールを活用して、町民の皆様に熱中警戒アラートの発令のお知らせや、部屋の温度調整や小まめな水分補給などの注意喚起を行うとともに、民生委員をはじめとした地域の方々のご協力により、個別の見守りや声かけを行っていただいているところであります。

近年は猛暑が続くことが多く、エアコンのない状態では生命に関わる事態を招く危険性もある中、日頃の高齢者の相談業務は、エアコンが設置されていても使用を控える方もおられると聞いておりますので、引き続き、室内の熱中症対策としてエアコンの活用についての呼びかけを行ってまいります。

また、経済的な理由などによりエアコン購入をしたくてもできない方に対しては、貸付けの条件はありますが、社会福祉協議会で低所得世帯が無利子または低利子で利用できる、生活福祉資金貸付制度の相談を行っておりますので、ご利用いただければと思います。

エアコンの購入費用の助成につきましては、まずは助成を実施している自治体の助成内容等の情報収集を行っていきたくて考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） 実際、国には、エアコンなどの省エネ性能の高い住宅へのリフォームには補助金が支給されます。今、町長言われたのは、当町では貸付けということでした。補助というものではなくて、借りて無利子で返すというものかなと思います。

この国の制度とかですと、こういったものは、18歳以下の子供を育てている家庭であったりですか、30代の若者夫婦が対象であったりして、高齢者の補助というものではありません。

今、町長も言われましたが、こういった自治体独自で高齢者のエアコン購入補助金事業に取り組んでいるところ、こういったところも実際にあります。

東京都は先月まで省エネ性能が高いエアコン購入に1万円の補助を出していましたが、高齢者、障害者を対象に、この上限を8万円にまで引き上げるというような大きなニュースとなりました。私の調べた中で一番補助額の大きいのは、東京都の江東区で、この都の補助に上乗せをして、本体購入、設置工事費に上限10万円までの補助が出るようです。

この北陸3県を見ますと、富山市が上限5万円の補助金制度があります。対象者の条件は、高齢者のみ世帯で住民税非課税であり、使用可能なエアコンが1台もないような方というような結構ハードルは狭まってくる

のですが、実際、昨年度よりスタートしたこの制度、私、富山市役所に電話して聞いたんですけど、昨年度は申請が50件あったということです。本当に困っている方を支援するという意味では、ぜひ参考にしてもらいたいなと思います。

また、こういった新しい補助制度を創設するに当たって、金額的な面ですとか、いろんなちゅうちょするようなことばかりですので、まず検討課題というような答弁かなというのは、私は予測していたんですけど、やっぱりそのとおりでありました。ふだん周りの自治体で行っていないこと、新しいことをチャレンジするというのは、やっぱりそれなりにリサーチも必要かなと思いますので、ぜひ高齢者の生の声を聞いていただいて、そして実際に何が必要なのかという声を拾い上げていっていただきたいなと思うんですけど、そういった予算措置の面に関しては、実際高齢者は、今まで利用していた天平の里であったり、ゆうゆうには行けなくなっています。この震災後以降。そういったところで、今まで高齢者が憩いの場として集っていた、そういった方たちは、もう家に引き籠もっているしかないような状況です。その2か所に行っていた方が憩いに行くかという、なかなかそういう状況ではないのが現実なんです。

やっぱりそういった方々へしっかりと対策をしていく、助成をしていって、そして家でも健康でいられるようにしていく、様々な支援と併せて行っていっていただきたい補助だと思いますけれど、町長はやっぱりその辺高齢者がこういった外に出られないというような状況に関して、どのようにお考えでしょうか。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 高齢者が外に出られない状況、高齢者が出られない状況では、身体的に例えば足が不自由とか、障害があるとか、そ

ういう人は出られないと思うんですが、本当に多分国の補助金では5万円ということ厚生労働省とか出してますんで、何とかそういう方にも手厚くしたいなという思いはあります。

このエアコンに対しては、1週間ほど前にうちの近所で1人の方が亡くなりました。77歳でした。その方は見てきたらクーラーがなかったんです。ただ、いつも戸を開けっ放しにして寝ていて、扇風機で過ごしておられて、1週間ほど前に亡くなりましたけど、クーラー入っとらんなというような感じではおったんですが、そういう方もやはりおいでるんだなということで、私、本当にうちの近くでそういう方がおいでたので、何らかの形でこれ考えていかないかなんということは感じましたので、これからまた執行部のほうでまた考えていきたいなと思います。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。本当に現実にそうやって、もしかしたら救えたかもしれない命というふうに考えると、やっぱり行政のほうでできることはあるんじゃないかなと思いますし、もしこれが現実、補助として新しく創設されるのであれば、それは本当になかなか情報が届かない、高齢者の方に。全員に知ってもらえて、そして全員に活用していただけるような制度へとして行っていただきたいという思いです。

それでは、次に行きます。

子どもたちの夏をより有意義なものに。

今、高齢者の猛暑対策について質問させていただきました。次は年々苛酷化する猛暑の中、子供たちの楽しみにしている夏休みをより有意義なものとする施策について聞かせていただきたいと思います。

小学生の子を持つ母として、今年も夏休みが終わると、正直ほっとします。同じような思いを持つ保護者の方からは、そういった話も聞きます。給食がないから毎日の弁当や昼

食の準備が大変。宿題をこなさいとどれだけ言ってもぎりぎりまでしない。遅寝遅起きで生活リズムがぐちゃぐちゃ。楽しいのは子供たちだけで、大人は本当に大変なんです。その大人の大変さについては、今、笹川議員が語っていただきましたので、また、ぜひそういった大人の大変さを少しでも支援するような政策をしていていただきたいという思いなんです。子供たちの夏の楽しみであるプールについて、1点目にお聞きします。

まず、学校のプールの授業日数、夏休み中の開放日数は何日であったのか。

これ以前にも、私、今回以前にも、違った課長のときに一般質問で、猛暑で全く夏休みにプールに入れない、どうしていくのかという話をしました。そのときは今後対策を考えていくという答弁であったので、その後、教育委員会として、どのような工夫をされたのか。

また、屋根やテントをつけて日よけをすることで少しでも直射日光を避けて、水温をキープできれば、プールに入れる日も増えるかと思うのですが、検討してみたいかでしょうか。

2点目に、夏休み期間に関してです。中能登町では2018年から2021年までは2学期が9月1日以前に開始されていきました。8月中でした。中能登町の町立小中学校が県内で一番早く2学期が始まったというニュースも流れていたことを記憶しています。それが2022年から我々の時代のように9月1日から始まるという形に戻ってしまいました。8月中に夏休みを縮小して、2学期を開催していたその時期の、そういった形には理由があるはずですし、今9月からという形に戻ったのにも理由があるはず。我々保護者側は決まったスケジュールの報告を受けるのみで、その過程にどのような協議があったのかは分かりません。

ですが先ほども申し上げているように、猛

暑の中、外に出られず、エアコンの効いた室内で子供たちは過ごすしかなかったこの夏休みですが、この期間に以前のように柔軟性を持たせてみてはどうなのか。2点目にお聞きいたします。

以上、2点でお答えしていただきたいと思えます。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 古玉議員の子どもたちに夏をより有意義なものにする施策についてお答えいたします。

1点目の学校のプール利用期間ですが、今年度は6月11日から8月10日までの61日間、そのうち授業で利用した日数は、鳥谷小学校18日、鹿島小学校25日、鹿西小学校26日でした。また、夏休み期間中のプール開放日数は、鳥谷小学校3日、鹿島小学校2日、鹿西小学校1日でした。

プール開放日数は、昨年度が鳥谷小学校7日、鹿島小学校4日、鹿西小学校6日であったことから比べると、およそ半分以下となっております。

近年のこの暑さのためにプール開放ができるなくなっておるわけですが、そのための対策としてできたことは、残念ながら時間帯を午前中に変えるということしか今回はできませんでした。

しかしながら、このような梅雨明けが例年より早く、猛暑日が続くような天候となってきますと、今後、考えなくてはならないことは、例えば簡易シェードを来年度、屋根の設置を試みる。それから維持管理、費用面も含めて、先行事例、どんなものがあるかを調査していく必要があるかと思っています。

また、他県におきましても、プールの授業開始時期を大幅に繰り下げて9月までやるというような実施する例もありますので、こういったことを参考にして、ぜひ子供たちが水の事故に遭わないように、プールの開放日数

を増やせるような工夫をしていきたいと思っております。

2点目の夏休み期間に柔軟性を持たせたらどうかのご質問にお答えいたします。

これにつきましては、私も2年ほど前から考えておまして、短くしたいなという気持ちがありました。夏休み期間が短くなったのは平成30年から令和3年の4年間です。この期間、コロナもありまして、授業日数を確保するという意味合いがあったかもしれませんが。令和4年から普通に戻ったんですが、夏休みを短くするメリットとしてかなりあると思うんです。例えば先ほどの放課後児童クラブでもありましたように、お母様方のお弁当の準備とかもありますし、それから暑い中で家におるといふ、そういったことの心配もあるということをお聞きして、学校も早く始まらないかというような意見もありました。

また、子供にとっては宿題が減るというメリットがあるのかもしれませんが。ただ、今、学校を取り巻く、教育を取り巻く現状というのが、9月スタートという状況になっております。例えば、教員が研修というのがあります。例えば授業をよりよくするための研修とか、生徒相談の研修といったものが8月下旬まで入ってきております。

それからスポーツにおきましては、例えば中学校は県体、北信越、全中と、全て8月終わりまでのスケジュールで全中が終わったらすぐさま新人大会というものが入ってくるということで、そういったスケジュールを何とかクリアできるような状況になるのをしているかなとちゃいけないだろうと思っています。そのときには、保護者の意見で、それから学校の教職員の意見、そういったものを総合し考えながら、真ん中にいる子供たちがどうやったら充実した夏休みを過ごせるかというのを、大人の我々が考えていく時期に来ているかなと思っております。

そういった形で、夏休みに限らず冬休みや

春休みといった長期休暇の兼ね合いも含めまして、今後どういった形がいいのか、また模索してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） 教育長の答弁、いろいろとありました。本当に様々な問題がどんだんだんだん積み上がっているこの夏休みなんですけれど、プール、3日、2日、1日という本当に衝撃的ですよね。私たちのときはもう本当に毎日プールを楽しみに午後からはプールというふうになっていた夏休みが、もう午前中に早々に入らないと、もう入れない。それも入れてもこの日数ですので、もう午後からだったらゼロでしたよね、确实。

そういった中、今、教育長おっしゃられたように、また時期の繰下げであったり、シェードというものをいろいろと検討課題として勉強して行って、そしてまた皆さんの意見を取り入れて、何かいい方向に対処していけるように取り組んで行っていただきたいと思えます。

水泳の授業というのは、小学1年から中学2年までは必修と学習指導要領で定められております。当町では、中学校にプールを建設しておらず、座学のみとなっております、全国的にも中学校でのプールでの実技授業を廃止して、座学へと変更する自治体は増えているようです。

そうした中、専門家は、水難事故を防ぐためにも、水泳の授業は必要だというふうに語っており、今年の春には、これに危機感を感じた日本水泳連盟が文部科学省へ提言を行ったということが記事となりました。確かに維持費はかかるし、活動期間が限定的な水泳の授業ではありますけれど、生涯スポーツとしてあらゆる年代で楽しめ、健康維持にも大いに貢献できる水泳を継続していけるように小学校ではぜひ工夫をして行っていただきたい

などというふうに考えます。

そして、この2点目の夏休み期間に関してですけれども、今聞きました、本当に教職員の皆さんの研修であったりとか、子供たちの試合、いろいろな乗り越えなければいけないハードル、調整しなければいけないものがあると思うんですけれど、本当に今おっしゃられたように、子供たちを真ん中にして、やっぱり有意義で楽しかったという、毎日怒られて過ごしたというような、そんな思い出じゃないような夏にしてほしいなと思っておりますので、ぜひまた皆さんのご意見を取り入れながら、前向きに検討して行っていただきたいと思えます。

それでは、次、DX化を加速化させよ。

本年2月の令和7年度当初予算内示会において、町長が掲げた今年の予算編成の3つのポイントの中から、DX（デジタルトランスフォーメーション）について質問をいたします。

説明の中では、時代に応じたデジタル化への対応という簡潔な文言でございました。では何をどのように、いつまでにデジタル化を進めていくのでしょうか。当初予算編成の中ではそういった説明がなく、その道筋が見えてきておりません。私はこのデジタル化の推進に関して何度も取り上げてきましたが、そもそもなぜデジタル化の推進が必要なのか。少し話させていただきたいと思えます。

もともとデジタル庁は2021年のコロナ禍に新型コロナウイルス対応時における行政システムの連携不足解消のために発足をいたしました。それ以降、基礎自治体においても、行政システムの統一のみならず、行政手続や決済のオンライン化、そしてマイナンバーカードの普及促進など、行政運営の効率化、住民の利便性向上、そしてペーパーレス化などによるコスト削減を目的として取り組んできています。

当町でもホームページより手軽なアプリを

活用した情報発信、オンライン手続の促進やデジタル決済によるスピードアップ、教育においてのG I G Aスクールの推進、そして議会においても、このように私が使っているように、タブレット化によるペーパーレス化の実現など、ここ数年では今までにないスピード感でデジタル化が推進されてきています。

ですが十分であるというふうには言えません。当町では、D X推進計画が策定されておらず、場当たりにその都度各課で必要なデジタル化事業に取り組んできただけのように見えます。

次年度、中能登町総合計画、総合指針、どちらか名称はあれですけど、の策定に合わせて今後の町のデジタル化の方向性、そして指針を示して、そのロードマップに沿って進めていくべきではないのかというふうに考えます。

防災や教育、行政ニーズの多様化などの様々な観点からも、情報発信、業務効率化などデジタル化にさらに取り組んでいかなければなりません。全庁的にD X化を進めるために、次の総合指針、総合計画に合わせて、D X推進計画を示し、デジタル人材の確保・育成を推進していくべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 D X化を加速させよのご質問にお答えします。

これまでの中能登町では、D X施策を段階的に進めてまいりました。例えば、住民の利便性を向上させるための電子申請の導入や防災メールとL I N Eとの連携による情報発信、さらには子育て世帯に向けた子育て支援アプリの導入などを実施しました。これらについては、町民の皆様から一定の評価をいただいているものと感じております。

また、教育分野においても国のG I G Aスクール構想に沿った形で、電子黒板の導入や一人一人のタブレット端末の配備を進め、デ

ジタル教材を活用した学習環境の充実に努めております。

これにより、次世代を担う子供たちにデジタル技術を活用した学びができる環境を提供できるようになりました。

さらに、全庁的なD X推進を行うために指針として、現在、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画のガイドラインに基づき、当町独自のD X推進計画を策定中であります。

この計画の中では住民ニーズの多様化や費用対効果の検証を通じて、具体的な施策を盛り込み、さらなるD X化を着実に進める方針であります。

具体的には、行政手続の電子申請を積極的に拡充することを考えており、現在検討中の課題として、窓口業務のキャッシュレス化や申請手続の簡素化など、フロントヤードの改善を進めていきたいと考えております。

また、事務の効率化を図るため、バックヤードでは電子入札や電子請求、電子契約の導入を検討中であり、関係部署には随時指示を行っているところであります。

デジタル人材の確保・育成についても重要な視点であり、職員の研修を通じてI Tリテラシーの向上を図るとともに、必要に応じて専門人材の外部からの登用も検討する予定です。

D X化は単なる技術導入だけでなく、町民の皆様にとって、いかに実効性のあるサービスを提供できるかが鍵になると考えます。

今後も限られた予算の中で最大の効果を生み出すため、住民とのコミュニケーションを図りながら、さらなるD Xの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。計画は策定中ということで、また人材に関しても外部登用を考えているということですので、少し安心しました。

私、よくお隣、氷見市に行くんですけどけれ

ど、そちらでは、もう令和3年度にデジタル化推進本部が発足されており、令和4年度からDX推進ビジョン、そしてアクションプランが策定されております。

また、石川県でのデジタル化推進会議、これは町長も参加されていると思うんですけど、私、議事録を少し読んでいましたら、もう令和4年時点で金沢市が行っていたデジタル人材の育成について、行政のDXを進めるために、全職員の協力と現場初のDXの創出が必要。そのためには、職員の意識と知識を身につけるために、一般職員向けのデジタル研修とデジタル行政リーダー育成研修を行っており、事務用パソコンを使用する全職員2,000人に対して、動画やeラーニング、テキストの実習を通じて最新のデジタル技術の内容、業務改善など、基本知識を習得することに重点を置いている。

そして、もう一つ重要な点として、デジタル行政推進リーダーを育成するため、おおむね30代の職員を対象に有識者による講義やワークショップなど、技術を習得して、課題解決を行っているという、そういった記事が議事録に載っていました。大分前ですよ、これ3年前からこういったことをしているんだというので、今うちの町では、これぐらいの意識を持って全職員が町民のためのデジタル化なんだという統一の認識を持って行っているようなこの研修とかというのはやってるんでしょうか、伺います。

○議長（南 昭榮議員） 横井参事兼総務課長

〔横井正之参事兼総務課長登壇〕

○横井正之参事兼総務課長 古玉議員の質問にお答えします。

現在のところ、そこまでの研修と申しますか、体制は取っていないという状況であります。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） 今、参事が答え

られましたけれど、今後、こういった特殊な技術ではあるんですけど、若い人たちが学べば活用していけるような技術ですよ。それを全庁的に全職員に落とし込んでやっていくというお気持ちはありますか町長、伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 全町民に全職員に一応いろんな面でこれからDX化というのは進めていかなければならないと思ってるんで、今日も午前中にお話が出ていた医療の問題、いろいろな地域医療の問題に関しても、これからやっぱりオンライン診療とか、そういうことも含めて今の学校との多分何ていうか、そのオンライン化ということをやったりやっていかなければならないと考えておりますので、職員も全職員までは全部ちょっとできるか分かりませんが、それにたけたアドバイザーというか、そういう人の話を聞きながら、やっていかなければならないなということを考えております。

○議長（南 昭榮議員） 古玉いづみ議員

○6番（古玉いづみ議員） ありがとうございます。どうなるか分からないということでしたけど、町長がやりますと言えば、皆さんやります。ぜひ本当に皆さんのデジタルリテラシーも向上して、やっぱり町民にとって何が効率的で何がいいのかということを理解した上で、高齢者と若い間の若者の対応がやっぱり変わってくると思うんですよ。だから私、何が何でも全てデジタルと言っているわけではなくて、それを学ぶことによって、この人にはデジタルではなくて、ちゃんとアナログの紙ベースでやったほうがいいんだということも理解できるようになると思いますので、そうした理解を深めるためにも、やはり全職員にしっかりと落とし込めるような研修、そしてそういったような認識を持っていただきたいというのが私の思いです。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） ここで14時40分まで休憩いたします。

午後 2 時32分 休憩

午後 2 時40分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、11番 甲部昭夫議員

〔11番（甲部昭夫議員）登壇〕

○11番（甲部昭夫議員） 久しぶりでこういう質問席に立つと、やっぱり緊張します。町長とは、しょっちゅう会うんですけど、よう為ちゃんってなことを言うておるんですけども、やっぱりこういう席で言うと緊張して、足が今がくがくしておる次第でございますが、どうか支離滅裂な質問になるかと思えますけども、ご清聴いただくよう、よろしく願いいたします。

それじゃ、最初、文崎墓地にある平和塔という遺族の持ち物でございますけれども、昔の慰霊碑があります。これが1月の昨年1月の1日に倒壊して、その後、その状態のまんまで現在までおるわけでありまして。これは昔からいうと、徳丸という地の能登部の在所の地内で観音様という上のほうに立派なものができておりました。それがお参り1年に一遍ずつやっぱり遺族のお参りがあるということで、年のいった人がみんなここにお参りしたわけです。私もその当時からやっぱりおやじも戦死していますんで、何遍も参ったことがあるんですけども、だんだん年のいった人がそこに上がれないということで、ちょうど合併の平成17年のときに旧の鹿西町の方から文崎の墓地に下ろすような話がちょろっといただきましたんで、これはいいということで、それでその話に乗って現在の位置に建てるわけでありまして。

ところが1日の大地震のときに倒れたということで、それ以後、遺族会というのは小さな、その当時は結構何百人ちゅう会員ちゅう

か遺族がおったわけですけども、今はもう100人ぐらいで、能登部地内だけで100人ぐらいというようなことで、少なくなってしまうと甲斐性もなくなったと。それ以来、遺族の会員であり、私もお世話をずっとしてきた中で、調子に乗って会長、会長と言われて、ずっと今まで来たら、この会長がひどいめに遭うて、力がないもんですから、あれがなかなか元に戻らないと、こういう現状であります。

今まで国や県や町やということで、こういう関係のことを陳情というか、お願いをして回っておるんですけども、なかなか具体的にそんならこうせい、ああせいというようなことで回答いただけて直るようなところまでいっておりませんが、質問事項として修復ができないかと。そして補助金も頂けないかということを書いてあるわけですけども、この辺まとめて単刀直入に言いますけれども、宮下町長、何かいいような方法がないかということでお聞きをしたいと思います。

せんだって、輪島の市議員の方が、やはりこういう平和塔の質問をしておいでになりました。何か簡単に、新聞に見たら、何か所かあるんで、そんなら今年は3か所やりますと書いてありましたけれども、そんなふうにならんもんかどうか、その辺も含めていご返事いただきたいなと思って質問しとるわけですけど、町長、どうかよろしく願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 甲部議員、通告にある、それ分かりますけども、1、2の問いたいことを。1、2番と書いてある問いたいことを言うてください。

甲部昭夫議員

○11番（甲部昭夫議員） 通告にあるというのをひっくりめりゃ、それだけの話なんですけど、ほんなら通告に基づいてということであれば、被災した戦死者の忠魂碑を修復できんかということが一つ。

それに庁舎統合、それは後やね。それだけですけどね。ほかのどこ分けて何を言おうが、何を言えいふか分らんなんけど、内容的にはそんだけだけで簡単に言うたらそんなんやけど、駄目かね。

〔「意味が通じました」の声あり〕

○11番（甲部昭夫議員） 駄目ですか。

○議長（南 昭榮議員） だから1、2番って復興支援として忠魂碑等の修復についてを考えると、この2つをちゃんと言うてもらわんと。

○11番（甲部昭夫議員） そうそう、それが今言うとした、中に入れてやね。

○議長（南 昭榮議員） 統合はまた後やから。

○11番（甲部昭夫議員） ほんなら分かりました。それを言います。

中能登町のこの説明の中で、町長にお願いしたいのは、復興支援として出していただけるかどうかということと、町の義援金や国やあったときに代表に係る補助金を活用して対応できないかということで、これ2つですけど、これで駄目ですかね、項目は。町長、ほんでどうやねん。

〔「分かりました」の声あり〕

○11番（甲部昭夫議員） 言えへん。町長、お願いします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 甲部さんの言うところは、腹いっぱい1年ぐらいかけてかってお話聞いとるんで分かりました。実はこの慰霊塔とか平和塔、昔は我々、平和塔、平和塔と言ってたんですが、それがうちの道の上のほうに平和塔という、そういう忠魂碑ありました。これ、私ら子供のときもずっとそこで遊んどったわけですが、それがお年寄りが皆さんなってがって、高齢になってその坂道が上がれないということで、今、文崎墓地のほうへ移動されて現在に至ってるわけです。本当にこれいろんな県の制度とか国の支援もあ

りましたんで、これまた今町独自の補助金制度を創設して今準備を進めていますし、そして今もうすぐできるんで、この12月の補正予算には、そろそろ予算を見積りもまた出していただいて計上していきたいなと思います。

○議長（南 昭榮議員） 甲部昭夫議員

○11番（甲部昭夫議員） 今ほど12月の補正予算でということ、もうすぐできるというふうなお話でしたけれども、これ本当に遺族の人も高齢化して、とんと80年たったという、終戦後80年ということ、勝って来ると勇ましく国を出てからという歌もいっぱいあるんですけども、そういう歌に基づいて、勢いよく出ていったものが、帰り白木の箱になって現在帰ってきとると。そのときに見送ったのが、やはり土地の町長と区長とか、議会議員の人とかいう歴史があるわけです。これは私は親族から聞いた話なんで間違いないですよ。そういう人が結局、息子さんやあんちゃんがみんな死んでしまっただけで帰ってきた。そういう悲しみを祭るのに、そういう平和塔とか忠魂碑とかを建てて80年間みんな守ってきたわけですよ。そういう中から町長も今そうした温かい言葉いただきましたけれども、町長のお父さんも立派な兵隊としてあるところに従事しておられたということ、一杯飲んだ席でよく聞いたことがあるんですけども、そういう歴史の中にうちの宮下町長が現在、我々が要求する、私がお願いをする、そういうところにおるというのもやっぱり一つのこの歴史の中に生まれた要者じゃないかなと、そう思います。それで、町長はどうかひとつ、今、町長が前々お願いしたら、これが駄目、あれが駄目、こうなければ駄目、区長に言うてこな駄目というような話ありましたけれども、今ここで町長がもし決断されても、中能登の町民の皆さん、遺族の皆さんは特に、ああ、宮下町長は、だらな金使ったなというようなことを言う人、絶対おらんと。それは私らはもう本当に

みんなよう説得して歩いてもよろしいという
ような気持ちはあります。ほんで町長、どう
かひとつこれだけは超特別の法規でもって町
長が判断していただいて、私が何千何百、私
が言うたら叱られますけれども、百何十万と
いう数字ですけれども、そのお金を出しても
う一遍元に戻していただきたいと。これは私
らは本当に冗談みたいがに私も言うておりま
すけれども、私は心の中では真剣、中能登町
遺族会の会長として、議員はもちろんあるん
ですけれども、そういう立場として、何とか
これを立ち上げて、もう一遍復興していただ
いて、皆さんのお参りをさせていただきたい
と。そのときには、区長をはじめ、今まで区
長さんと呼んでなかったので、こういう始末
になつとるわけですけど、区長を呼んだり、
町長をお願いして来ていただいたり、全ての
官公庁の役職の人に盛大に一遍お参りをし
ていきたいなという、そういう気持ちでおりま
すんで、どうか宮下町長、私の真剣なこの気
持ちを酌んでいただいて、よろしくお願
いしたいと思います。どうか議員の皆さんも力に
なっていたきたいと思います。よろしくお
願いします。ほんで町長。

○議長（南 昭榮議員） 答弁は。

○11番（甲部昭夫議員） 答弁ちょっとだ
け。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 戦没者のこの慰霊塔であり
ますので、本当に昔、我々がここまでおられ
るのは、戦争された方のこの御霊がいるとい
うことで、本当に尊い歴史や文化を感じさせ
る平和塔ですので、ぜひ中能登町としても、
この今県の支援制度でありますこの創造的復
興支援の中から、町独自で能登部だけじゃな
くて金丸もそうやね。

○11番（甲部昭夫議員） そうです。

○宮下為幸町長 金丸もそうやね。

○11番（甲部昭夫議員） はい。

○宮下為幸町長 これ民間の、民間という

か、地域を守っているあれじゃありませんの
で、その遺族の方が思っているということ
で、ぜひ12月の補正予算には計上したいと思
いますので。

○議長（南 昭榮議員） 甲部昭夫議員

○11番（甲部昭夫議員） 町長、温かいご意
見いただきまして本当ありがたうございま
す。どうぞまたよろしくお願いいいたします。
この件はこれで終わりたいと思いますが、次
の問題に移りたいと思います。

それじゃ次の一般質問に入りたいと思いま
す。

中能登町は、平成17年の3月の合併から既
に。ちょっと失礼します。20年以上が経過い
たしました。合併当初、旧鹿西庁舎の耐震性
に問題があるとの判断から、救急避難の措置
として、旧鹿西中学校の校舎を暫定的に庁舎
として使用することとなり、いわゆる分庁方
式が始まった経緯がございます。この当時の
ことを振り返ってみますと、庁舎の場所を決
めるのに町の執行部も議会も大変な議論を交
わした時期でありました。当時の広報とか新
聞、懐かしいものを私もずっととってありま
すんで見ましたら、ここに現在のそうそうた
るメンバー、今の現在の町長、作間さん、古
玉さん、ほいで杉本前町長、廣瀬さん、ラピ
ア鹿島周辺が妥当と、新聞にはラピア鹿島案
多数、鹿西中譲らずという、こんなようなや
っぱりあるんですよ。これ見ると、なるほど
なと思って、私はこのとき頑張ったんです
よ。私、1人が鹿西中学校やということで、
あとの人はみんな鹿島とか退席の人もおられ
たりして、そういう時期があったんです。一
番激論を交わして一番議員として私も思い出
に残る、そういう時期でした。

ところが、それがいろいろとありまして、
4年間で19回もこういう会議を開催してきた
という実績の中に、多数決で取ることを当時
の委員長が提案をいたしまして、現在の状況
であるならばという、その前置きをしまし

て、賛成多数を決めたわけです。

それには、鹿島周辺、議会側はラピア鹿島周辺、町側は鹿西中学校というような、そういう案が出まして、最終的には今お話ししたように票が割れたんですけども、現在の状況になつとるわけでございます。

これ皆さん、ご存じだと思いますけれども、だれども既にやっばり20年もたったということになると、人もおらんがなるがけんじゃ、ここにおいでる議員さんでこれを知つとる人ってさっき数えてみたんですけど、5人しかおいでないですよ。あとみんな不幸にして亡くなった方とか、それからもう辞められた方、そういうのでおるわけで、ほんで何か言うた。というような結果であります。

しかし人口が一層深刻化し、町民ニーズの多様化、高齢化に伴う行政サービスの複雑化、さらには災害や感染症対策など、新しい課題が数多く発生してまいりまして、こうした時代の中で、果たして町として十分に課題を検証し、対応に講じてきたのか改めて町長にお聞きをしたいと。

そこで今日に至るまでの20年余り分庁方式を続けてきた執行部として、この間、どのような問題があると認識しているのか、また、将来に向けて、町として懸念される課題は何か、町長にお聞きいたしたいと思えます。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 庁舎統合についての現状と今後の計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の庁舎の分庁方式による問題点についてですが、合併当初から今日まで、分庁舎方式を採用してまいりましたが、全庁的な日常業務において、会議や決裁、事務処理の際には、人や文書の移動により、時間的なロスが発生し、業務の効率化における課題となっております。

昨年発生した能登半島地震の対応におきましても、災害対策本部会議を開く際に、その

都度、本部員である課長が庁舎間を移動しなければならず、迅速な対応ができず、職員間の情報伝達が的確にできないなど、課題が残るものとなりました。

また、令和3年2月に行政サービス庁舎が開庁し、主となる窓口業務が行政サービス庁舎に集約されることで、ワンストップのサービス提供ができるようになりましたが、一方で、窓口を利用される町民の方々からは、場所が遠くなって不便だ、総務庁舎で以前できていた手続きができなくなったなどといった不満の声もいただいております。

次に、2点目の総務庁舎の改修計画のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、合併当初から総務庁舎改修が必要であることは認識しており、令和2年度に庁舎の大規模改修の計画を立案しましたが、実施できず、現在に至っております。

昨年の能登半島地震の被害を受けた総務庁舎の状況を踏まえ、庁舎の復旧費と行政サービス庁舎への統合経費を比較検討するため、現在、中能登町役場庁舎統合整備基本計画の策定を進めております。

この計画は、業務の効率化や住民サービスの向上に加え、自然災害への対応力の向上など、今後の庁舎の在り方について、様々な協議を行い、方針を定めるものであります。この基本計画を基に、今後の事業計画を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 甲部昭夫議員

○11番（甲部昭夫議員） ただいま町長から、本当にこれ詳しく、私も町長はどんなふうに返事してくれるかなということをうちにおってはこう考えてはあっち行ったり向いたりしては考えとったんですが、私以上にやっばり細かいことが今ずっずっずと入ってきました。

こんなこと言われたら、こう言わんなんということも考えておったんですけど、当て

が外れて弱ったなと思っておるんですけれども、だれども住民の移動負担の軽減とか、ワンストップ化をは極めてこれは重要な問題ではなかったかなと、そういうふう思うんですが、この辺はどんなふう今改めたということに結果的になるんでしょうか。改めてお聞かせください。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 行政サービスが開庁して、窓口に行行政サービス庁舎が集約されたことで、ワンストップのサービスが提供できるようになったということを言いました。ただ、この窓口が、例えば鳥谷とか鹿島の人は遠くなったので不便だというようなご指摘も受けておりますので、これからこういう今、庁舎の役場庁舎統合整備基本計画をつくりますので、また、議会の皆様でも、庁舎統合特別委員会ありますので、特別委員会ありますので、その辺でまたこの基本計画をお示ししますので、それをまた審議をしていただいて、これからの庁舎をどうすればいいかというようなことをまた、議会の皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

○議長（南 昭榮議員） 甲部昭夫議員

○11番（甲部昭夫議員） 今おっしゃることも私も考えておったんですけれども、私も庁舎統合建設委員長ということで、役職いただいておったわけです。それがただの1回もそういう会議というのをしておらなかったんですから、かねがね気にはしておったんですよ。ほいで、いつこれすりゃええがかなと思う間に、私もいよいよ終活みたいなもんで、もう最後の一般質問みたいな気持ちで今立っておるわけなんですけれども、町長のこの答弁いただいて、委員の皆さんに今後のことを詳しく、やはり討論して、町長に参考になるようなことが一つでもあればいいかなと。町が一つでもよくなりゃいいかなということを心の中で決めておるわけでございます。

いろいろと質問というのはあったんですけ

れど、先ほどやはり澤議員にもおっしゃっておいでたように、私も見ては分かっとるんですが、庁舎に関しては、いろいろな人を置いたり、水道の問題とかクーラーの問題とか、現在も今日も歩いてきたんですが、やっぱり玄関先というのは、ひどい具合に壊れておるもんで、やはり町長、直すのであれば、その気があって町長がその気が強いのであれば、やはり早めに美しく直して、そして新しいまちづくりに挑戦をしていったほうがええがなじゃないかなと、そういうふうには私は結論として思えます。

もう一つのまとめというようなことであったんですけれども、そこまで言わなくても、町長、そこはあと町長にお任せしますんで、町長、やっぱり新しい町を元気にいい町をつくらせていただいて、頑張ってくださいなと、そう思いますんで、これで議長、私、終わります。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（南 昭榮議員） 続いて、3番 合田 宏議員

〔3番（合田 宏議員）登壇〕

○3番（合田 宏議員） それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、A I オンデマンド公共交通の検討であります。

公共交通の維持は、高齢化が進む当町にとって、喫緊の課題であります。全国的に路線バスの廃止や減便が相次ぎ、住民の移動手段確保が困難な状況にあります。このような中、近隣の志賀町や津幡町ではA Iを活用したオンデマンド交通システムが導入されており、先進的な取組として注目されています。これらの事例を参考に、当町の公共交通の未来を考えるべき時期が来ていると考えます。

そこで令和7年度から令和11年度までの中能登町地域公共交通計画の基本方針を踏まえ、A I オンデマンド交通の導入について、以下の質問をいたします。

1、計画目標と先行事例の整合性。

中能登町地域公共交通計画では、公共交通の維持・確保、利便性の向上を基本目標に上げ、地域の実績に応じた多様な交通手段の確保と、既存交通手段の連携強化を重点施策としています。

志賀町のいーじー、津幡町ののるーとは、利用者のニーズに合わせた運行をするデマンド交通であり、これらの計画目標と一致する新しい公共交通モデルです。これらの先行事例について具体的にどのような調査・分析を行っているのでしょうか。特に導入に至った経緯、運行システム、利用者の反応、そして地元交通事業者との連携体制について詳細な情報を把握されているのかお伺いします。

また、これらの事例が当町の地域公共交通計画にどのように生かせるのか、具体的な検討状況についても、ご見解を伺います。

2、本町への導入可能性と課題。

当町にA I オンデマンド交通を導入する場合、どのような可能性があるかを見ていますか。中能登町地域公共交通計画では、既存の路線バス、デマンドバス、デマンドタクシーなどの連携強化を目指しています。A I オンデマンド交通は、これらの交通手段を俯瞰し、交通空白地帯の解消や住民の利便性向上に大きく貢献する有効な手段となり得ると考えます。

一方で、導入に当たって様々な課題が想定されます。例えば計画に示されている持続可能な公共交通体系の構築のためには、初期費用や運営費用が大きな障壁となります。また、技術的な問題、そして住民への周知、利用促進方法についても、現状どのような検討が進められているのかお答えください。国や県の補助金の活用を含め、具体的な計画があればお示しいただきます。

以上の2点について、ご見解を伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 A I オンデマンド公共交通

の検討についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の志賀町・津幡町の事例について、調査・分析を行っているか、これらの事例が、中能登町地域公共交通計画にどう生かされているかとの考えについてお答えします。

志賀町と羽咋市へは、令和6年度の地域公共交通計画を策定する段階で、A I オンデマンド交通について、問合せをしておりますが、津幡町には問合せはしておりません。

令和7年1月1日に策定した、中能登町地域公共交通計画には、効率性に優れた新たな運行方法の研究として、A I オンデマンドバスやタクシー、ライドシェアなど、国の制度やI T技術を活用した新しい運行形態について継続的に調査研究を実施するとしておりますので、今後、A I オンデマンド導入済みの市町の事例を調査・分析するとともに、様々な面から、当町に合うものを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

次に、2点目のA I オンデマンド交通を当町に導入する場合、効果と費用や技術的課題、住民への周知方法といった課題についてどのように考えるか、国や県の補助金制度の活用を含めた、具体的な計画があれば示してほしいについてお答えします。

先ほど答弁したとおり、今後、A I オンデマンド交通のみならず、ライドシェア等を含め、費用対効果も検証しながら、当町に合った運行形態を研究してまいりたいと考えており、具体的な計画などは、現在はございませんので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） ただいまの答弁に対して、ライドシェアという言葉も出てきました。ライドシェアについては、まだまだ時期尚早かなと逆にとっております。その前

にやっぱりこのAIオンデマンド交通に関して、検討を進めていくべきではないのかなと思います。

今の当町の現状とすれば、おりひめバスなんですけど、空気を運んでいる状態のほうが多いような気がします。経費かけて、ただバスが動いとるだけ。とつても何かもったいないような気がしますし、昨年度まで私、中能登町地域公共交通計画の中の委員としていたんですが、その中で北陸鉄道さんですね、運行事業者として。その中で運転手の確保が今後難しくなってくるというお話も聞いております。

それを解消するためにも、このAIオンデマンド交通がとても必要だと思いますし、それと合わせて地域の事業者さん、中能登町では2事業者があると思うんですが、その方たちとの連携がとっても必要かなと思っております。

また、AIオンデマンドに対しては、まだ時期尚早なのかもしれませんが、今後の研究課題というか、1年先、2年先でなくともいいんですが、実証検証をするような形で、2年度、3年度、4年度という形でできる方向に持っていられないか再度お聞きします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下幸町長 このオンデマンドに対しては、先般、何月やったかな、2か月ほど前にいろいろな中能登町地域公共交通の会議がありました。その中で今バスが、おりひめバスが2台走っているというところで年間3,400万ほど北陸交通に委託をしてかって支払いしとるわけですが、そういう中でタクシー業者さんも来ておいでました。その中でそのタクシー業者さんも1件は、ライドシェアでもいいですよ。もう1件は、俺も年やさかいライドシェアにこれからやっていくほうが、いいやろうと。北陸鉄道もバス会社もいずれは、もう撤退をしていく。この羽咋市でも志賀町でもそうですが、いずれは撤退していく

というような予定を立てているらしいので、いずれはここに既存しとるタクシー会社がして、輪島市は金沢の石川交通のタクシー会社が来てかって、ライドシェアをやって今実証実験済ましてやっておりますが、なかなか売上げが上がらないということで困っているというようなことも新聞で出ていましたが、その辺、本当にオンデマンドがいいのか、ライドシェア的にいいのかは、これから町の公共交通の方もおいでますので、議会からも誰か出ておいでるんですね。誰も出ておいでんがつけ。そういう審議がありますので、ぜひまた、ここでいろんなお話をお聞きしながら、検討していきたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 答弁ありがとうございます。そういう形で返ってくるかなと思いつつ、またそのライドシェアのことがまたちょっと出てきたので、先ほど私、言いましたけど、ライドシェアのこと、もう少しちょっと先の話かなと思っていました。

それで私は志賀町のタクシー事業者さんとそれから津幡の津幡やなかった、羽咋のオンデマンドをやつとる事業者さんところへちょっとお伺いしてきました。現状どうですかということ。

志賀町のほうは、利用者数はそこそこあるんだけど、高齢者の方の利用が減ったと。以前バス利用しとった人が利用しなくなった分、減ったよという話を聞きました。予約システムが難しいので、電話で対応しとるらしいんですが、どうも安いタクシーという認識で、高齢者の方は思っておられるということでした。これに対しては、もう少し町のほうとして、周知徹底していけばいいのかなという話はされてましたので、もし当町もそういう形にするのであれば、その周知徹底ということは必要かなと思います。

羽咋市のほうについては、現在もそのバスは走っているんですが、こっちのほうという

か、邑知地区と西北台のほうの地区だけがA I オンデマンドになっているということで、今のところあんまり変わりはないかなと。ただ、やっぱり予約のほうが高齢者の方がしにくいみたいだという話は聞きました。聞いてきました。やっぱりこういうA I オンデマンドにする場合には予約システムというのは、もう少しもっともつとこれからも検討していかなくちゃいけないかなと私は思っていて、こういう質問させていただきました。

本当に皆さん、後、住民の足になる、これからまだまだ高齢化が進んでいき、免許返納者も増えてくると思いますので、本当に自由に移動できるような地域公共交通計画をしていただければと思います。

では、次の質問に移ります。

学校での補食をの検討になります。

近年、共働き世帯の増加や生活習慣の多様化に伴い、子供たちの食生活は大きな変化を遂げています。朝食を十分に取ることができない子供が増え、文科省の調査でその傾向は顕著です。朝食の欠食は、午前中の授業に集中できないだけでなく、脳の働きを鈍らせ、学力低下に直結することが、科学的に証明されています。

また、空腹によるいらいらや集中力の欠如は、心身の健康にも悪影響を及ぼし、健やかな成長を阻害する要因となりかねません。このような状況を改善し、子供たちが本来持っている力を最大限に発揮できるよう、できる環境を整えることは、私たち大人の責務です。

そこで既存の学校給食に加え、午前中の休憩時間などを利用した補食の導入を提案いたします。

補食として提供する食品には、幾つかの条件が求められます。手軽に摂取でき、栄養価が高く、衛生管理が容易であること、これらの条件を満たすものとして、私はおにぎりやゆで卵の提供を提案します。

まず、おにぎりは、脳の唯一のエネルギー源であるブドウ糖を効率よく摂取できます。冷めてもおいしく食べられ、調理が簡単で、大量生産にも向いています。また、子供たちにとっても、なじみ深い食品であり、心理的なハードルも低いからです。

次に、ゆで卵です。卵は完全栄養食とも呼ばれるほど、良質なたんぱく質、ビタミン、ミネラルを豊富に含んでいます。特にたんぱく質は、脳の発達や集中力維持に不可欠です。ゆで卵は調理が簡単で、日もちもよく、アレルギー対応も比較的行きやすい食品です。

この2つを組み合わせることで、手軽でありながら、炭水化物とたんぱく質という2大栄養素をバランスよく摂取できる理想的な補食となります。

これにより、午前中の空腹を満たすだけでなく、脳と体の働きを活発にし、授業への集中力を飛躍的に向上させることができます。

例えば、東京都足立区では、区内の全小学校で学校給食プラスワン事業を実施していました。これは朝食を欠食した児童生徒を対象に、登校時にパンや牛乳などを無料で提供するものです。この取組により、児童生徒の集中力が向上し、落ち着いて学習に取り組めるようになったという声が上がっていました。

また、岩手県花巻市では、地元農産物を使ったおにぎりやパンなどを希望する生徒に提供していました。こうした取組は、地元の食材を生かし、子供たちに郷土愛を育む効果を生み出していました。

ここで、いましたとかというこの過去形でお話ししたのは、現在、給食費の無償化に取組がシフトされ、ホームページで確認しても現在行われてないと思われたからです。

これらの事例から補食が簡単な空腹を満たすだけでなく、子供たちの心身の健康、ひいては学力向上に寄与することが明らかになっています。

当町においても、これら先進事例を参考に、以下の点に配慮しながら、補食導入に向けた具体的な検討を開始していただきたいと考えます。

1つ目、財源の確保として、保護者負担、町の助成、企業の協賛など、複数の財源を組み合わせることで、子供たち全員が平等に補食を利用できる仕組みを構築することが重要です。

2つ目、衛生管理として、提供するおにぎりやゆで卵では、専門業者との連携により、品質管理を徹底する必要があります。また、学校側も手洗いの指導を徹底するなど、衛生面に最大限考慮することが不可欠です。

3、3点目、公平性の確保です。経済的な理由で補食を受けられない子供がいないよう、全ての子供が平等に利用できる仕組みを構築することが最も重要です。

これらの課題を乗り越え、補食を導入することは、子供たちの健康を守り、学習意欲を高め、ひいては町の未来を担う人材を育む極めて重要であると考えます。

以上を踏まえ、以下の点についてご見解を伺います。

1、子どもの健康と学習能力向上のため、学校での補食導入についてどのように検討されますか。

2、財源確保、衛生管理、公平性の確保といった課題に対し、具体的にどのように対応していくとお考えですか。

3、当町の実情に合わせた形で、先進事例を参考にしながら、補食導入に向けた具体的な検討を開始するご意向はありますか。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 学校での補食の検討の答弁については、学校に関することなので、教育長より答弁させます。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 子どもの健康と学力向上のため、学校での補食導入についてどのように検討されるかについてお答えいたします。

発育期にある子供たちにとっては、学校での給食だけでは、おなかがすくとの声は聞いております。当町の学校給食は、おかずのほか、主食である米飯やパンを提供する完全給食であり、必要な栄養を摂取できるよう献立を作成し、提供しております。

また、学校では原則、飲食物を持ち込むことを禁止しておりますが、熱中症対策等での水分補給として水筒の持参を認めているところです。

完全給食を補う補食については、生活困窮世帯の支援を目的に実施している事例が全国で数例あるようですが、間食に当たり、当町では実施する予定はありません。

まずは、各家庭でしっかり朝食を取って登校することが原則であり、個々の家庭の朝食の提供事情に応じた個別の対応を学校に求めることは必要ないことだろうと考えております。

次に、2点目の財源確保、衛生管理、公平性の確保といった課題に対し、具体的にどのように対応していくか。3点目の当町の実情に合わせた形で、補食の導入に向けた具体的な検討を開始する意向あるかについては、先ほど1点目で答弁したとおりですので、具体的な対応や検討をする意向はありませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 答弁の中で大変厳しい、考えられないということで、こういう提案をすること自体が間違いなのかなとちょっと感じましたけども、やっぱり子供子育てというか子供さんと話ししとると、お昼までもたないという話を多々聞きます。特に男の子で、そういう話を聞いたので補食という形でお話しさせてもらいました。

今、検討はなかなか難しいということなので、今、水分補給のために水筒を持ってきてもいいよという形なんで、例えば親御さんが補食のためにというか、食べたいよという子供に対して、おにぎりなりを持たせてるということを、また学校教育なり教育委員会で許可していただければ、おなかすくような子には、おにぎりなり簡単に食べられるものを持ってきてもいいのかなと思うのですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（南 昭栄議員） 林教育長

○林 大智教育長 合田議員の再質問にお答えいたします。

本当に食べるということは、大切なことでありまして、子供にとってはアレルギーという問題があり、学校はそれが一番心配しています。水分等であれば、アレルギーの問題はそうないんですが、いわゆるおなかを満たすものになってくると、そういったことが心配で、万が一、家から持ってきたものでアレルギーを起こした場合ですとか、責任問題となってきます。

また、令和6年度に中能登町の第3次の食育推進計画で、R4年度調査には、毎日朝食を食べるという小学生が87%、中学生が88%と増えてきました。食べない理由は、食欲がない、習慣がない、時間がない、寝ていたい、減量のため。そういったふうにして食べない理由を、むしろ減らしていったら、朝食をしっかりと食べることで、3食規則正しく食べるという習慣をつけていかせたいなというふうに私は考えています。ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（南 昭栄議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 教育長とお話、十分理解できました。それでもアレルギーに関しては、家庭のお母さんなりが作ってくるものであるんで、アレルギーに関しては問題ないのかなと、ふと思いましたけども、その辺も今後、これからの子供がより活発に活動で

きる、それからおなかがすいたという子供がないように、授業に集中できるということもまだまだ生かされてくるんじゃないかなと思いますので、今すぐ答弁として検討しますとか、そんなん別にいいんですけど、その一部でも補食に対して、考えるというか、頭の中に隅に置いていただければなと思います。

本当はなぜこの補食ということを提案させてもらったかという、子供たちがおなかがすいたということで話を聞いたというのがありますし、昨年ですか、おにぎりサミットというのがありまして、そこへ行ったときに、ジュニアアスリート協会というところが、子供たちのスポーツに対して、補助というか支援してるんですが、その中でお米を食べることが、スポーツの能力向上に有効だということをお話しされてました。その中で、おにぎりがとっても有効だということもお話しされたので、それと併せておにぎりが補食にいいのかなと思ってお話しさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

次、3点目行きます。

鹿西高校の生徒増加についてお伺いします。

先般、鹿西高校の校長先生から学校の現状をお聞きする機会がありました。募集定員に対して入学生が減少し、当町からの進学者も少ないと伺いました。

そこで1点目、公立高校の定員減少に対する認識についてお伺いします。

鹿西高校は、能登の教育を長年支えてきた重要な教育機関です。同校の生徒数減少は、学校運営の困難化だけでなく、当町の活気や将来にも大きな影響を及ぼす深刻な課題です。鹿西高校の現状をどのように捉え、どのような展望をお持ちでしょうか。町長のご見解をお聞かせください。

2点目、部活動と生徒会活動を核とした生徒募集戦略の可能性についてお伺いします。

鹿西高校の魅力を高め、町外からも選ばれ

る高校にするため、部活動と生徒会活動を核とした生徒募集戦略についてお伺いします。

まず、部活動についてです。当町には全国大会に出場するほどの優秀な中能登中学校と志賀中学校の合同吹奏楽部があります。この活動は能登の地域資源として誇るべきものだと思います。この強みを生かし、京都橘高校マーチングバンド部のような全国に名をはせる部活動を育成することで、生徒募集の起爆剤とすることが可能だと考えます。

次に、生徒会活動についてです。生徒が主体的に学校の魅力をつくり出す取組を支援することも重要です。広島県安芸高田市では、生徒の自由な発想を尊重し、学校生活をよりよくするための施策として、公立高校の生徒会に100万円の予算を提供しました。これにより、生徒の主体性が生まれ、学校生活が活性化しました。

鹿西高校においても、この事業を参考に、生徒会にまとまった予算を提供し、生徒が自主的にイベントを企画したり、学校の設備改善に取り組んだりする機会を提供すべきだと考えます。

町長は、このような部活動と生徒会活動を核とした生徒募集戦略について、どのような可能性を感じていらっしゃいますか。

3点目、地域との連携を含めた具体的な施策について、これらの戦略を実現するために、学校単独でなく、町全体で支援していく必要があります。そこで以下の具体的な施策を提案します。

1、吹奏楽部と連携強化。中能登中学校と志賀中学校の合同吹奏楽部と鹿西高校吹奏楽部が、合同練習や演奏会を定期的に行い、中学校段階から高校への進学を促す。部活動の強化に必要な指導者招集費用、楽器購入費用、遠征費用などへの財政支援を検討する。

2、生徒会活動への支援。鹿西高校の生徒に予算を付与する。予算の用途は生徒会に一任し、町は必要に応じて助言やサポートを行

う。この活動の成果を、町の広報誌やSNSなどで積極的に発信する。

3、広報活動の強化。吹奏楽部や生徒会の活動の活躍を、広報誌やホームページ、SNSなどを活用し、積極的に発信し、町の顔としてブランド化する。

これらの施策を実行することで、鹿西高校の生徒増加だけでなく、町の魅力向上にもつながると考えます。この提案についてどのように評価されるか、どのような施策を検討されるかお伺いします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 鹿西高校の生徒増加策についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の鹿西高校の入学生減少に対する当町の認識についてですが、近年、鹿西高校では、入学者数が減少し、定員割れになることが多く、中能登町からの入学者数も少なくなっていることは、承知をしております。

鹿西高校は、町にとって唯一無二の高校であり、生徒が利用するJR能登部駅で、毎朝通学する生徒の姿は、当町でも見慣れた光景であり、若い声が聞こえることで、地域への活力につながっていると感じております。

入学者数の減少は、少子化や地域の人口減少、生徒の価値基準の変化など、様々な社会的要因が重なることから、大変厳しい課題ではありますが、単なる教育現場の問題だけでなく、地域社会全体の活性化への影響など、中能登町の未来を左右する重要な課題であることも認識をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

次に、2点目の部活動と生徒会活動を核とした生徒募集戦略の可能性につきましては、部活動や生徒会活動は、学校の魅力を効果的に伝え、地域内外からの入学希望者を増やす可能性を秘めていると考えております。

合田議員にご紹介いただきました、全国で実施されている各種事例も、魅力的な取組で

あり、私も現場の鹿西高校や生徒が主体となって、魅力ある取組を実施することで、中学生が行きたいと思ってもらえるようになることが、重要であると思っております。その取組を支援してまいりたいと考えております。

さらには、卒業生や地域など、高校の結びつきを大切にし、鹿西高校応援団のような、高校を応援する組織の存在も必要だと感じております。

引き続き高校とも連携を密にしながら、鹿西高校の魅力を一緒に考え、町でできる限りのことは支援していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、3点目の地域との連携を含めた具体的な施策につきましては、合田議員からは、魅力的なご提案をいただきましたので、今後、中能登中学校吹奏楽部や鹿西高校生徒会にもお伝えし、協議をしてまいりたいと考えております。

具体的な施策としましては、町は令和3年度から鹿西高校の総合的探求の時間において職員も加わり、人口減少問題をはじめ、特産品、観光地の魅力向上、福祉やボランティア活動などの課題提案を生徒と一緒に考えながら、伴走支援をしております。

このほか、今年7月からはJR能登部駅の清掃・美化活動を行うクリーンアップガール＆ボーイに男女6名が就任し、生徒が毎日利用する駅の美化意識と愛着を高める取組を実施しております。

また、生徒会では、JR能登部駅ホームの柱に、生徒手作りのアート作品を描くなど、高校生が主体となった活動も進めております。

ただ、これらの取組が、生徒増加と町の魅力向上に即座に効果が現れるかどうかは不明ではありますが、しっかりと取組を続けることや、きめ細かな情報発信が重要であると考えております。

合田議員のご提案も参考に、今後も鹿西高校の魅力向上に向け、高校と協議を続けてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） どうもありがとうございます。町長の中に、鹿西高校応援団、とてもいいことだと思います。私は鹿西高校出身ではないのですが、うちの娘が鹿西高校出身なので、もしこういう応援団ができれば、メンバーに加わるように言いたいと思います。

生徒会の予算を付与することについて回答はなかったような気がしたんですが、クリーンアップ事業だとか、いろんな活動、令和3年度から取組しとるということに対しても、人的派遣だけでなく、資金面で何かするというのは大事かなと思いますし、本当に今の高校生ってすごく何ていうかな、自立しているいろんなことを考えてますんで、限られた予算でこんなことをすればということを提案すれば、本当にいろいろ子供たちとか生徒が考えて、特に女子のほうがすごく何かいろんな提案とかするような感じがいたします。

実際に鹿西高校のもう卒業していないんですが、卒業生なんですけど、鹿西高校の将来についてどうやった、どう考えてるということを話聞いたときに、実は制服を変えてほしいというお話もありました。生徒会で制服を検討するというのも面白いなって私は心の中では思ってたんですが、そういうふうな支援もできるんじゃないかなと思いますので、また、ご検討をしていただければと思います。町長どんなものでしょう。

〔「制服を変えてほしい」の声あり〕

○3番（合田 宏議員） 生徒会に対してやって、制服のデザインとかそんなんを決めるというやつです。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 制服を変えてほしいという

のは、ちょっと私はなかなか答弁できませんが、学校のことで、子供たちが本当に今、鹿西高校の子供たちがみんなの総意でそういうふうにしたというが、これはアンケートか何か取るか何かしてかって、その辺1回検証してみる必要があるんじゃないかなと思いますけども、何をおいても今まで120人の中に70人ほどしか定員が達しないということが2年ほどありますので、それが何がだんだんだんだん減ってくる現象になっているのか、中能登の中学140人から50人いますので、その子供たちが十何人ぐらいしか行かないということを知っておりますので、その辺鹿西高校と中能登中学のお互いの鹿西高校の生徒が中学3年生のそこへ来て、いろんなことで鹿西高校の魅力をプレゼンしていくとか、そういうような方向も考えていかんなんがじゃないかなということを思いますし、学校の先生ももちろんもう10月ですから、これからいろんな学校の説明会にも行く中で、本当に鹿西高校の魅力をPRしていかなくちゃ、ますます駄目になっていくというようなことを考えますし、万が一、高校再編ということになれば、鹿西高校も再編やということになれば、本当に大変なんで、私たち町民が、中能登の町民が、いろんな面で存続させてくれというような要望書も出るような事態にはならんように、今からいろんな面を手を尽くしていかなければならないということを考えております。

○議長（南 昭榮議員） 合田 宏議員

○3番（合田 宏議員） 町長、今おっしゃられた本当に鹿西高校の存続に関しては、我々、町民の、この町にとってもそうですし、とても大事な課題だと思いますので、町全体でこれから取り組んでいければなと思います。

私の一般質問は終わります。

◎散 会

○議長（南 昭榮議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後3時47分 散会

令和7年9月19日（金曜日）

○出席議員（10名）

1番	木下智治	議員	7番	尾田良一	議員
2番	三浦克欣	議員	8番	土本稔	議員
3番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
4番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
6番	古玉いづみ	議員	11番	甲部昭夫	議員

○欠席議員（2名）

5番	澤良一	議員	12番	坂井幸雄	議員
----	-----	----	-----	------	----

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田嶋洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

○職務のため出席した事務局職員

議会議務局長 山 邊 浩 久 書 記 北 野 勝 之
議会議務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第3号）

令和7年9月19日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） おはようございます。

5番 澤 良一議員から通院のため、12番 坂井幸雄議員から自宅療養のため、それぞれ欠席届が提出されていますので、報告をいたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付済みのおりであります。

◎一般質問

○議長（南 昭榮議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は60分間です。質問回数は、同一議員につき、同一議題について3回までとなっております。また、通告以外の関連質問は控えるようお願いいたします。

以上を踏まえ、執行部におかれましては、簡潔明瞭で的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

4番 角 久子議員

〔4番（角 久子議員）登壇〕

○4番（角 久子議員） 改めて、おはようございます。

それでは、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

昨日も質問がありました鹿西高校について、一部重なる部分もあるかと思いますが、御了承願います。

先般、鹿西高校から、本校の現状についてのお話がありました。それは近年、入学者が減少していること。そして中能登中学校は僅か十数名というお話で、何とかできないもの

かということでした。

少子化が進む中、生徒数が減少している現状を踏まえ、致し方ないかもしれませんが、人口減少という大きな課題の中で、地域に根差した高校の存続は、教育方針の枠を超えて、まちづくり全体に関わる重要なテーマであると思います。

学校の魅力を高め、その成果を広く発信し、生徒の募集につなげていく専門委員がいてくれればよいのですが、そうもいかないということで、では、どうしたらよいのでしょうか。

ある冊子でしたか、コーディネーターの必要性について43県が必要だと回答しており、ほとんどの都道府県で、高校と地域社会をつなぐコーディネーターの配置の必要性を認識しているそうです。

今後求められる行政の役割として、大きな課題の一つになることでしょうか、今、現実、高校の進路決定は、生徒本人と保護者が、本人の能力や適性などが判断材料となるものですが、では、生徒自身が行きたくない、行きたい学校とはどのような学校なのか。

やはり自分の背丈に合った、あるいは自分がなりたいという夢を持っている生徒もいるでしょう。生徒たちはそれぞれの自分の能力に合わせていくと思うのですが、その一つに進学対策もあると思うのです。

国立を含めた大学に何人合格したのか、そこには受験をどのようにサポートしているのか。また、資格を得るのにあれこれ相談とか、就職にしても幅広く対応していると思うのですが、そこは子供を尊重しているはずなのに、親として悩むところでもあります。

来る3月、中能登中学校から146名の生徒が卒業していきます。半分とはいきませんが、せめて4分の1くらいは中能登にある鹿西高校に行っていきたいと思うのですが、こればかりは訳にはいきません。

学校説明会するとき、鹿西高校の魅力について積極的に発信しているということですが、それになびいてくればよいのですが、昨年でしたか、澤議員が、駅に近い、こんな高校はそうないんですよと言っておいでました。確かにそこなんですよ。先生もおっしゃっておいでました。

昨日の答弁の中にも、能登部駅にもクリーンアップガールを配置したとか。これは余談ですが、あれは平成4年に二宮駅が新しく生まれ変わると同時に、利用者に美化意識を高めてもらおうという狙いで生まれたクリーンアップガールでした。そこで、能登部駅にも新たに作ったということで、うれしい限りです。

話を戻しますが、鹿西高校魅力向上支援事業の取組と実績についてお話しされたときに、町長は、鹿西高校と連携しながら、町で唯一無二である高校を支援していきたいと考えていることを話されておいでました。

その高校も50年を迎え、新たに船出する気持ちでおいでると思うのですが、人口流出も避けられないとなると、せめて新入生に何かしらの補助、あるいは支援など考えられないものでしょうか。

町長はどんな支援を考えておいでるのか分かりませんが、支援をしていきたいとはっきりおっしゃっておいでました。確かに鹿西高校教育振興費という名目が上がっておりますが、それはどのような使い道なのかよく分かりませんが、例えば生徒たちに通学費援助、あるいは制服援助、全額とはいいませんが、せめて一部でも援助があるとありがたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

また、高校を卒業して地元に残って就職しようとする生徒に、支度金といいたいでしょうか、支援金といいたいでしょうか、そうしてあげることで、地元に残る思いも一層強くなるのではないのでしょうか。ましてや、人口が減りつつある今だからこそ、考える必要があるの

ではないでしょうか。

そこに援助があるということであれば、別にお金でつるわけではないのですが、昨今、何でも物価高でどうしようもない御時世です。もしかしたら、喜びもひとしおだと思っているわけです。少しでも何かしらの援助を考えたいというお気持ちがあるとうれしいのですが、町長の思いをお聞かせ願います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 鹿西高校の生徒確保について、入学者数が令和6年度より定員数に比べ大幅に減少している。さらに中能登中学校出身者も以前と比べると減少していることに対し、町として支援策及び補助制度は考えられないかの御質問にお答えします。

昨日の合田議員の御質問にも答弁いたしました。近年、鹿西高校では入学者が減少し、定員割れになることが多く、中能登町からの入学者数も少なくなっていることは承知しております。

町の支援策としましては、まずは高校が主体となって、生徒が行きたいと思える魅力的な取組を実施することが重要であり、その取組に対し支援をしていきたいと思えます。

さらには卒業生や地域など、高校との結びつきを大切にする鹿西高校応援団のような、鹿西高校を応援する組織の存在も必要だと感じております。

町といたしましては、引き続き高校と連携を密にしながら、角議員の御提案も含め、鹿西高校の魅力向上に向け、町でできることを支援してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 角議員

○4番（角 久子議員） 昨日の合田議員のお話で十分にわかっているんですけども、私がこういうのを出したのは、それは通告で出したのもう仕方ないことなんですけれど

も、なかなか思うようにいかないものですが、少しでも、受験生を持つ親としては、多少なりとも何かの気持ちがあるとうれしいと思いますので、今後ともお取り計らいをお願いいたします。

では次に、上水道の耐久性低下により破損する箇所はないのかということですが、水道は私たちの生活に不可欠なインフラであり、供給を支える水道管の健全性は、公衆衛生や日常生活に直接関わる重要な問題です。

しかし、全国各地で老朽化した水道管の事故が後を絶たない。京都の漏水事故は、設置から60年以上経過した鑄鉄管の損傷が要因という。そうした老朽化した水道管の事故が、次々と至るところで発生しているようです。

2022年度の全国水道管の破損や漏水はこれまでに2万件に上るといふ、これまた新聞で大きく取り沙汰されておりました。道路の下の部分なので見えない、これはもう何年もたっているものなのか全く分からない。

整備が進んだ1960年から1970年代の水道管が、法定耐用年数の40年を過ぎ更新時期を迎えているが、多くの自治体は、財政的な理由などから整備が進んでいないということですが、国土交通省が老朽化で耐久性が低下し、破損のリスクが大きい鑄鉄製の上水道の旧式管を全て撤去する方針を決めたと言っておりますが、なかなか思うようにいかないのが現状ではないでしょうか。

道路の下はのぞき見ることもできない、ましてや、見たところで何にも分からない。ただ心配するばかりです。水道の耐久性などにより破損する箇所はないのか。地方の多くは、老朽水道管の更新が大幅に遅れ、事業の足かせになっていると聞きます。

また、能登半島地震を受け、国が上下水道の急所施設について実施した緊急点検で、石川・富山両県は、取水施設・導水管・送水管・配水池、いずれも耐震化の割合が全国平均より低い水準ということをおっしゃいます

が、そのところはどうかでしょうか。

また、以前、水道管耐震適合率の話をしたときに、順次耐震化を進めているというお話を聞いているので、少しは安心しているのですが、我が町ではまだ鑄鉄管を使用しているのか、いないのか教えてください。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 水道管の耐久性低下による、破損するおそれの御質問にお答えします。

まず、町内に1960年頃までに設置した鑄鉄管が存在するかどうかですが、令和7年4月30日に京都市で発生した漏水事故では、布設工事から6年以上が経過した鑄鉄管が使用されておりました。しかし、町では鑄鉄管の使用及び、6年以上経過した水道管の使用はありません。

また、水道管路施設の耐震化についてですが、令和4年度末の全国平均は42.3%、富山県は43.5%、石川県は37.9%と、石川県の水道管路施設の耐震化は、全国平均より低いものとなっております。

また、町の水道施設につきましても、浄水所や配水池といった施設については耐震工事を終えておりますが、町基幹道路の水道管の耐震化率については、およそ33%となっております。

今後、基幹道路の耐震化工事を計画的に行い、町民の皆様に安心して水道を利用していただくことができるよう水道事業を進めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。

すみません。ちょっと訂正します。さっき布設工事が60年以上が経過したところを6年と言いましたので、布設工事が60年以上経過した鑄鉄管が使用されておりましたということです。

○議長（南 昭榮議員） 角議員

○4番（角 久子議員） 60年経過した鑄鉄管が入っていないというお話でしたので、少

しは安心しましたが、引き続き、できる範囲で新たな機材を使い、おいしい水の供給に努めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問なんですが、地震で一瞬動けなかったあの正月から、もう1年9か月が過ぎようとしています。地震の後の道路はどこもかしこも波打つ、そんな状況から、徐々にではありますが、元に戻そうと懸命にしてくださった、いえ、してくださっている方々に頭が下がる思いです。

まだまだ道半ばで恐縮ですが、その後の上下水道の復旧工事はどこまで進んでいるのでしょうか。よく聞かれるのですが、正直よく分かっていない。中能登町は狭いようで広い。果たしてどこまで進んでいるのか。

職員も思いがけない仕事も増え、業者共々大変でしょうが、上水道はもう完全なのか、いまだ不完全なのか。

昨日の新聞に、またまた下水道管297キロ陥没リスクと書いてありました。速やかな対策が必要と言われたのが金沢、小松ということで、当町はなかったので少しばかり安心したのですが、その下水道の進捗状況はどうなのか教えていただきたいと思いますので、よろしくです。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 上下水道復旧工事の進捗状況についての御質問にお答えします。

まず、水道管復旧工事の進捗状況についてですが、国からの補助を得るために、国の災害セいで採択された被災箇所は88か所となっており、このうち62か所が復旧済みとなり、残りの26か所について協議発注済みで、年度内完了を目指しております。

また、緊急工事、応急復旧工事は完了しているものの、現在も1日当たりおよそ110立方メートルの漏水が発生していると見られるため、継続的な調査と修繕を行っていきたいと考えております。

次に、下水道管復旧工事の進捗状況につい

てですが、当町における下水道管路の全延長258.7キロメートルのうち、被災延長は15.5キロメートルとなり、復旧費には工事費・設計費・水道管移設補償費などを含めて、総額およそ45億円となる見込みとなっております。

これまでに、下水が流れにくくなった箇所の仮設ポンプの設置やマンホールの切下げなど、応急工事は完了しております。現在は下水道管路の復旧工事2.6キロメートル及び下水道管路布設時に支障となる水道管移設補償工事を発注し、工事に着手しているところであり、令和7年度中の完成を目指しております。

このほか、今年度は詳細設計が完了した延長3.8キロメートルの工事を発注する予定としており、令和8年度以降も、残りのおよそ8キロメートルを順次発注してまいります。

町民の皆様には、工事における通行止めや断水作業などで御不便をおかけしておりますが、一日も早い復旧災害を目指して取り組んでまいりたいと思いますので、御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 角議員

○4番（角 久子議員） 総額45億って、すごく気の遠くなるような金額でございますけれども、7年度を見込んでいるという話でしたので、なかなか思うようにいかないところが歯がゆいんですけども、そのところはよろしく願いいたします。

これはちょっと関係ないのですが、言わせてください。9月10日は下水道の日でした。下水道は、私たちが日常生活で使って汚れた水をきれいな水にし、川や海などに戻す役割を果たしているのですが、下水道を利用することで、町は清潔で住みよい環境となり、海や川などの自然を守ることにつながるということで、皆さん御存じでしょうが、いまだ下水道がつながっていない家庭もあるようなので、よろしくということで、余計なことを言

いましたが、これで私の一般質問を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 続いて、2番 三浦克欣議員

〔2番（三浦克欣議員）登壇〕

○2番（三浦克欣議員） それでは、通告に従って質問させていただきます。

令和6年能登半島地震から1年と8か月と少し、現在は復旧・復興プランによる応急復旧期から、復旧・復興再生期にシフトしていく段階かと思えます。プランが粛々と進んでいるかと思えますが、今一番、町でお話を聞くのは、やはり家のことです。

私、昨年12月の質問で、復旧・復興プラン案の段階で、住居の再建策が一番必要だと主張しました。まず、あの日から突然我が家を失った方々の今の状況、どんなことに困っているのか。今回は、それに対して町として具体的にどんな支援が行われたのか、そしてどのような支援を今後行っていくのかについてお聞きしたいと思います。

まず、現在も町内の仮設住宅にお住まいの方が話を聞いてほしいということだったので、伺ってまいりました。

80歳前後の男性の方で、年金生活。奥様は高齢者施設に入所ということでした。まず、暑いと。エアコンが1台ありましたが、電気代が高なってどんなんもんで、あまりつけられんと。冬は石油ストーブが使えんから寒い。米も食べ物も高いし、ガソリンも高て、解体した家の畑にも行けん。さらにここ、仮設住宅ですね、ずっとおられんし、災害公営住宅の抽せんも分からんし、家賃高いとこ行けんし、みたいなことを考えとったら夜も寝られんし、死にたあなるわいねというものでした。

その話をお聞きし、1年8か月たっても全然前に向けていない。時間とともに状況は変わっていますが、心持ちはあの日のままという印象でした。

そしてもう一点、準半壊以下の被災の家の方々への支援についてであります。半壊以上の方には今回の補正予算でも支援策がありますが、準半壊の方には何もない。ここに、私は一番の問題が存在すると考えております。

半壊と準半壊、七尾と中能登、いわゆる、再三指摘しておりますボーダーラインの問題です。国・県はどこかで線を引かなければなりません。この境界線を末端の市町でカバーしていかなければいけないというふうに考えます。

一部損壊の家は何とかそのまま住んでいける。次の耐震の補助金の課題も含めて、耐震の補助金と準半壊以下の家の修復等を併せて、町独自の支援ができないかという提案です。

お隣の志賀町では、今回の半壊以上の住まい再建支援金に併せて、準半壊・一部損壊世帯にも支援金が支給されると聞いております。他の自治体でも独自の支援策が講じられております。

地震に対し命を守るという観点では、中能登地域はまず、津波の心配はほぼゼロと想定できます。あとは、昨日も話があったように、家具の固定、家の耐震さえすれば、命を失うということはありません。

耐震にも補助金がありますが、専門家の話では、比較的小規模の家の耐震化は可能ですが、現在の補助金基準では、能登地域に多い大きな家は、とてもじゃないけど耐震改修は無理だということでした。

そこで、まず1番。仮設住宅にお住まいの方々の生活支援策を問う。

2番、準半壊以下の住宅の方々の支援策について。

3番、耐震への補助金の強化策について質問いたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 住まいの再建は進んでいる

のかについて、御質問にお答えします。

まず1点目の、仮設住宅にお住まいの方々の生活支援策についてですが、現在、仮設住宅に入居されている世帯に対し、今後の住まいについて、訪問や電話による聞き取り調査を行い、住宅の自己再建が難しい方については、現在整備を進めている復興公営住宅への入居を勧めております。

また、自己再建の意欲がある世帯については、応急修理制度や被災者生活再建支援金、県や町の義援金を活用した住宅再建について支援を行っております。

入居者の方々の中には、高齢を理由に今後の住まいについて不安を話される方もいらっしゃいますが、そういった方々には、社会福祉協議会による被災者見守り相談支援事業において、訪問や電話により、お悩みに対する複数の解決策を提示するなどの対応も行っております。

住まいの確保にめどが立つことで、今後の生活再建が進むものと考えておりますので、これまでどおり、被災者に寄り添った支援を引き続き行ってまいりたいと思います。

次に、2点目の、準半壊以下の住宅の方々の支援についてお答えします。

罹災証明において準半壊の判定区分とされた住宅につきましては、住宅の応急修理制度による、水回りなどの生活に必要な箇所の修理制度を支援しております。

また、一部損壊の判定区分とされる住宅につきましては、応急修理制度の対象ではありませんが、さきにも述べたとおり、被災者生活再建支援金や、県や町の義援金を活用した住宅の修理を支援しております。

このほか、準半壊以下の住宅への新たな支援につきましては考えておりませんので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

次に、3点目の、耐震への補助金の強化支援策についてお答えいたします。

7月の総務建設常任委員会において、住宅

耐震改修支援事業の拡充を御説明いたしました。昭和56年5月31日以前に建てられた木造既存建築物耐震改修工事等の補助金につきましては、従来の200万円から210万円へ増額し、令和6年度能登半島地震で被災した住宅の耐震化事業補助金については、200万円から310万円へ増額しております。

当町の耐震化支援制度は県内トップクラスであり、住宅耐震改修工事をお考えの町民の皆様におかれましては、この耐震補助金を活用していただき、安全な住まいを確保していただきたく考えております。

また、準半壊や一部損壊の判定区分となった住宅の方々におかれましても、耐震化診断事業の対象となりますので、支援金などと併せて住宅の耐震化工事と修繕を行っていただきたく考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 三浦議員

○2番（三浦克欣議員） その今の仮設の方は、災害公営住宅に優先して入居できるという理解でよろしいでしょうか。

8月の終わりに県から第5次の義援金の配分が発表され、10月の終わりぐらいに町民の皆さんの手元に届くということで、少し安心しております。少しでも気持ちが前向きになれたらよいと考えます。

前を向くことができれば、発する言葉がネガティブからポジティブに変わっていくと思いますので、ぜひ、また応援というか伴走支援というか、寄り添っていただきたいというふうに思います。

ここから再質問になるんですけども、準半壊以下の家の修復と耐震に対してですが、先ほど耐震の補助金のお話もされましたけれども、それが難しい方々に対して、既存の家に地震から身を守るための頑丈な部屋を設置するシェルター工事の補助金を、町独自で支援できないかと考えます。

もろもろの課題があると聞いております

が、落ちない、倒れない、安心して暮らせる家づくり、つまり、まちづくりのため、独自の支援はいかがでしょうか。お聞きいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 シェルター工事の補助金を町独自で支援できないかの再質問にお答えします。

住宅全体ではなく住宅内の部屋を対象とした小規模な耐震工事を行い、命を守るための耐震シェルター工事については、私も以前より考えていたところであります。

被災した住宅の耐震化のため、耐震化シェルター工事の町独自の補助制度の策定を指示しているところですが、現在、耐震シェルター工事の耐震基準値の設定に時間を要しております。

なるべく早い時期に、この耐震化シェルター工事の補助制度を策定したいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 三浦議員

○2番（三浦克欣議員） そのシェルター工事の補助金も何か基準があって、石川県にまたその基準がないというふうに聞いていて、そこをまずクリアするというか、どっちが先かという話で、町でやったら基準が設定しやすくなるというのか、そのあたり、また、ぜひ町独自で進めていただきたいというふうに思います。

先ほど、まだまだ前に向けていない方がおいでと話しましたが、私、発災当時、壊れた家財の片づけのボランティアに参加したときに、原則、地震で壊れたもの以外は受け取らないということでしたが、これ要らんのやけど持っていってくれんけと言われて、地震と関係ないし難しいと言うんですけど、駄目ねんけど持ってくわいね、しやよとか言って、持ってきたことがあるんですが、田中参事、すみません。

でも、そう言うと、それまで本当に暗くて困り果てとった顔が急にぱっと明るくなって、笑顔に変わったんです。あら、うれしいと言ってくださって、あのとき、この顔を見ることが本当に今大事なんやな、大事な支援なんやなというふうに確信いたしました。

ぜひ、もろもろに問題とか課題があると思いますが、何とかクリアして、安心できる言葉を皆さんに声をかけて、前を向けるような施策を、またお願いしたいというふうに思います。ということで、1番目の質問は終わりたいと思います。

続いて2番目ですが、防災訓練と避難所の運営についてお尋ねいたします。

まず、今年の町としての防災訓練の時期と概要について教えてください。

もう一つ、地区ごとで防災訓練が行われると思いますが、我が能登部下地区でも、どんな形ですか、今検討中です。今のところ、子供たちも参加できる楽しいイベント的な訓練を行いたいと提案中ですが、よく言われる検討課題としてという、今、段階で、また頑張ろうと思っています。

避難所の運営について十分に機能しなかった経験から、それぞれの地区の自主避難所運営及び自主防災組織の組織化を促す強力な手だてが必要だと考えます。

復旧・復興プランには、道の駅周辺の防災拠点と、鳥屋地区と鹿西地区の二つの防災支援拠点の、三つのゾーンが示されております。

広域の支援拠点としての道の駅周辺、あと二つの支援拠点、2次避難所としての指定避難所を、私は鳥屋地区の社協周辺を福祉的避難ゾーンとして、そしてカルチャーセンター周辺を一般住民の方の避難所の運営の拠点として整備していったらどうかと考えています。

リーディングプロジェクトでも、集落避難所の整備、防災支援拠点の整備とあります。

この指定避難所の運営も、経験上、町の職員中心では100%無理であると考えます。地震大国である我が国では、どこの自治体でも抱えている大きな課題だと思えます。

その課題解決に着目した民間企業も参入の動きがあるようで、我が町も官民連携で避難所運営の新しい形を模索してはどうかというふうに考えております。

そこで、①番、今年度の防災訓練の計画を問う。

②避難所の運営整備を民間と協力して進めてはどうかについてお伺いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 令和7年度防災訓練についての御質問にお答えします。

まず1点目の、今年度の町の防災訓練の計画についてであります。開催日は11月24日祝日の月曜日に開催し、町災害対策本部組織並びに地区自主防災組織による訓練を実施します。

訓練の概要でございますが、今回は大きな目的が二つございます。

一つ目は、令和6年度能登半島地震を教訓とし、町職員の行動訓練であります。御承知のとおり、令和6年度能登半島地震では、発生日が元旦にあったこと、夕方であったこと、帰省時期であったこと、経験のない大災害であったことなど、様々な条件が同時に発生した中での対応であったことから、職員の行動においても混乱を生じていたところであります。

今回はそれらを教訓にすべく、対応の検証と対策の強化のため、タイムライン、防災行動計画を活用した職員行動訓練を実施したいと考えております。

議員も御承知かと思いますが、タイムライン防災行動計画とは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定して共有した上で、いつ誰が何をするかに着目して、事前防災行動

を時系列で整理した計画であります。

このタイムラインについては、行政並びに地区においても作成する予定で進めており、災害に強いまちづくりを目指し、より強固な連携体制の構築を図りたいと考えております。

次に、目的の二つ目ですが、自主防災組織の強化を図るもので、地区における避難所開設運営訓練や、避難行動の確認と防災資機材の点検を実施していただき、さらに火災防御訓練や炊き出し訓練を行っていただくように依頼しているところであります。なお、現時点では29地区が訓練に参加すると聞いております。

また、今回はラピア鹿島を会場に町民が参加し、自らが避難所開設に関わるダンボールベッドやパーティションの組立て、土のう積み訓練や倒壊家屋救出訓練など、実戦形式で習得をしていただける訓練とする予定であります。

その他にも、災害時協定団体などによる展示や体験ブースも計画をしていきたいと考えております。

次に、2点目の、避難所の運営設備を民間と協力して進めるのはどうかについてお答えします。

令和6年度能登半島地震では、避難所の運営に当たり、大変苦慮した経験があります。中長期となった初めての避難所運営であったことから、行政職員のみで行ったことにより、絶対的な人員不足と指揮命令系統、避難所内のルールの特明確化、本部との連携など、様々な課題が生じました。

町といたしましては、このことを抜本的に解消する施策として、今議会定例会議の補正予算で計上いたしました防災拠点・防災支援拠点整備方針策定業務で避難所の在り方を見直し、また、タイムラインの整備において、災害時の行動を明確にするための整理と役割の特明確化を図ることにより、迅速で的確な災

害対応を構築していきます。

また、今回の能登半島地震では、避難所運営に関わっていただいた岐阜県からの対口支援や応援自治体による支援、ボランティア団体による運営支援をいただいたところであり、受援による応援体制が大切であることを認識をしたところでもあります。

そのほか、救援物資の受入れ業務につきましても、災害時の包括連携協定を締結していた関係により、民間事業者による運営支援をいただいたところでもあります。

このようなたくさんの方々には助けられながら災害対応を乗り越えてきましたが、現在こうした復旧・復興に向けて進んでこられたことに対しまして、関係各位に感謝を申し上げたいと思います。

今後はこの実績を基に様々な検証を行いながら、民間協力の有効性について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 三浦議員

○2番（三浦克欣議員） 今、最初にタイムラインということで職員の行動訓練というのがあったんですが、やはり職員がいきなり防災に関わるというのは、その本人の皆さんも被災者になるわけで、難しいというふうにお話しさせていただいたんですけれども、そこで、TKB48という言葉をお聞きでしょうか。

Tはトイレ、Kはキッチン、Bはベッド。TKB48イコール、イタリア式避難所。つまり、被災地以外の自治体から被災地に、ユニット化され一式になった資機材と、専門人材、ここ大事ですね、専門人材をセットで送り込み、48時間以内に清潔なトイレ、温かい食事、安心できるベッド、TKBを整備するという仕組みです。

その仕組みを、現在、日本各地で実証訓練を展開するシェルターワンというベンチャー企業があって、新聞やニュース等で知り、大

変興味を持ちました。

現在、実際どういう動きがあるのかと私なりに情報収集中で、全国各地で実働訓練が行われており、12月に松本市で開催することなので、ボランティアとして応募し、二、三日勉強してこようかというふうに思っております。

今のところの情報では、官民連携を意識した形で行って、その実働訓練自体には自治体職員はほぼ関わらないということで、また、実働訓練に要する自治体の予算もかかるわけなんですけれども、訓練規模その他の条件で大きく変わるけど、長野市なんかはほとんど資機材をレンタルで用意したので700万円、神奈川の葉山町では予算に合わせて300万円程度で抑えたとのことでした。

私の想定では、まず来年度、実働訓練を誘致し、見通しが持てればシェルターワンさんのような民間企業と連携し、平時は防災訓練等の企画運営の活動を展開しつつ、特に、いわゆる防災に特化した人材育成、ここ大事だと思うんですが、が期待できます。

また、有事、地震が起こった、災害が起きたときに、TKB48の避難所を設営していただくという形が想定できて、それがベストではないかというふうに考えております。

イメージ的には車の損害保険的なもので、何か有事のときに助けてくれる、その他の担保ということです。近隣、他の市町にはない避難所が実現できるのではないかというふうに思い、わくわくいたします。

町職員も一ボランティアとして無理のないように参加する、町民参加型の業務委託という形かというふうに思います。ぜひ、来年度の予算に計上し、冒頭述べたカルチャーセンター周辺で展開し、その周辺を防災公園等で活用していくという夢を描いておりますが、少し御答弁いただきたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 清酒危機管理課長
〔清酒秀樹危機管理課長登壇〕

○清酒秀樹危機管理課長 それでは、三浦議員の再質問にお答えいたします。

防災ベンチャー企業であります、株式会社シェルターワンが提供されています避難所運営の支援についてであります、新聞紙面で紹介されていましたが、自然災害が多いヨーロッパのほうでは既に運用を開始しております、効率的な運営方法であると聞いております。

当町の避難所運営につきましては公設公営で行っており、これは町避難所運営マニュアルに基づくもので、発災から3日間については町職員が対応、その後は避難生活をされる方々により運営を行うことになっております。

今回のように長期化となった避難所においては、避難者による自主的な運営に切り替える必要があったことも課題として残っております。

三浦議員の提案された民間企業による避難所運営については、自治体職員の負担軽減や避難生活の環境充実、そして災害関連死を減らすことができるといったメリットがありますが、シェルターを屋外に設置し運営する、民設民営の方法であると聞いております。

これが実際に中能登町でも有効に活用できるのか、また設置場所や費用面、支援者の協力体制が整うかなど、まだまだ情報収集と研究が必要であると感じております。

また、全国の各地で実証実験も行われているとのことですので、これらの検証結果にも注視していきたいと思っております。

そしてカルチャーセンター飛翔周辺での活用案についてですが、これから計画策定する防災拠点・防災支援拠点の整備方針の中で、まず一次避難場所となる防災公園の整備も考えていきますが、実はこの地域は洪水ハザードマップの浸水想定区域でもあることから、地震と水害による複合災害となった場合を想定すると、屋外の避難所設営の設置場所とし

てはふさわしくない場所であり、慎重に考える必要があると思います。

一方で国の動きもありまして、内閣府では、避難所開設用の資機材を集中管理するシステムの開発に乗り出しており、物資などを72時間以内に送るプッシュ型支援を強化し、来年3月までに全国展開する計画を公表しております。

まずは町の防災拠点、防災支援拠点の全体計画でしっかりと検討を重ねながら、国・県、民間団体などの情報もマーケティングしつつ、有効な施策につながるよう研究課題とさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 三浦議員

○2番（三浦克欣議員） 予算の要る話なので、ぜひ、いろいろまた検証していただいて、実働訓練、ぜひ来年度、予算化して行っていただきたいと思います。

ここで、いわゆる、実際に感じているんですけど、大なたを振るわないと、何も大きな変化はないのではないかとというふうに危惧を感じております。時間とともに、あのおとき感じた危機意識がだんだん薄れていくのを感じており、今がその分岐点ではないかというふうに感じております。ぜひ、町長の大なたです、英断を期待いたします。ということで、2番目の質問は終わりたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） ここで、11時5分まで休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 三浦議員の質問の続きから始めます。

残り時間は29分です。よろしく申し上げます。

三浦議員

○2番（三浦克欣議員） それでは、3番目の質問に移ります。

復旧・復興プランのリーディングプロジェクトの六つの柱の一つに、歴史的町並みの保全と活用とあり、歴史的様式家屋や町並みの景観を守り、支援制度創設とあります。この取組は復興期に位置づけられておりますが、例えば能登部下地区の古民家が、次々と公費解体されています。

実際、私も少し関わらせていただいたんですけども、通り沿いの空き家で歴史的価値の高い古民家が半壊の判定を受け、他地域に住む持ち主が、気にならなくなってんけどやっとならんと処分できると公費解体を進め、町並みを守りたい、我々も何とか保存できないかと打診しましたが、残念ながら、もう解体の順番を待っている状態でした。なくなってしまったらそこで試合終了ということですよ。

私も当事者であったら、残したい気持ちもあるが、この際すっきりしたいと思うかもしれません。この町並みを残す価値をどれだけ理解するか、どれだけ知るかということにプラスして、何か明確なメリットがないと守ることができないと感じました。

今しかないというふうな考えて、もうリーディングプロジェクトの六つの中に入っているので、町として強い意志と本気度がないとプランがプランだけになってしまいますので、町の本気度をお聞かせ願いたいと思います。

ということで、歴史的町並みの保全と活用について、具体的なビジョンを問う。

2番目、歴史的価値がある家が公費解体されていく現状をどう捉えるか。

3番、どのように保存し活用していくか、具体案はあるかについてお尋ねいたします。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 歴史的建造物ゾーンをどう活用していくかの御質問にお答えします。

まず1点目の、歴史的建造物ゾーンの具体

的なビジョンについてですが、今年の3月に策定した復旧・復興プランには、復興に向けた取組を先導し、他の取組への波及効果が期待できる施策として、リーディングプロジェクトの一つとして、歴史的町並み保全と活用を示しております。

令和6年度12月定例会議の三浦議員の一般質問でも答弁しましたが、現状としましては、町内全域の個別の民家を対象とした国登録有形文化財の登録を目指す方法で登録に関わる支援を検討し、その後、地域で歴史的町並みについての機運が高まるようであれば、広大な面として保護措置ができる重要伝統的建造物群保存地区制度の取組を推し進めたいと考えております。

次に2点目の、歴史的価値のある家が公費解体されていく現状をどう捉えるかについてであります。今年の8月31日現在で、公費解体の申請は、住家については224棟、空き家や蔵を含めた非住家については1,089棟となっております。

このうち、歴史的価値のある家がどれだけ公費解体されたか。今後されるのは把握できておりませんが、令和元年12月までに、あずまだち及び町屋づくりの家屋を調査した能登部地区44棟においては、現在把握しているところ、公費解体された、あるいは今後解体される予定は6棟となっております。

能登部地区の歴史的な町並みを形成してきた家屋が失われていくことは誠に忍びないことではありますが、解体することは所有者の方々の御意向でもありますので、致し方ないことでもあります。

解体する御自身の家が古い歴史的な様式で築年数が50年以上ある方は、国登録有形文化財という歴史的価値のある家屋と認められている場合もありますので、いま一度お考えいただければと思います。

次に、3点目の、歴史的価値のある家屋の保存と活用に関する具体的な案についてです

が、国登録有形文化財の登録へ向けた支援に加え、その家屋を残す価値を御理解いただけるように、取組を検討していきたいと考えております。

現在町内には、中能登古民家・町並み保存の会の皆さんが、町内の古民家や町並み保存に向けて、古民家を利用したコンサートや町並み見学ツアーなど、活発な活動を展開しておりますので、会の活動の周知など、町でもできる範囲で協力していきたいと考えております。

また、歴史的価値を有する家屋には空き家が多くありますが、これらは観光や地域活性などの資源の一つとして、多様な活用方法が考えられます。

まずは、その価値観や取組を御説明することで、御理解いただける所有者の把握から始めていきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 三浦議員

○2番（三浦克欣議員） 結論的には、壊れていくものは仕方がないということですが、残るものに関してはどうか残していきたいというふうに思います。

再質問はいたしませんけれども、まずは国登録有形文化財の登録を目指し、この延長線として、つまり面、重伝建地区の認定を視野に、町有志の団体、中能登古民家・町並み保存の会と連携協力して進めていくという答弁をいただき、安心いたしました。

町と民間団体が連携して進めていくというのはとても大事だなというふうに思っています、こないだもちょっと長野の辰野町というところですね。トビチ商店街というユニークな取組をしているところの、赤羽さんという方に会ってきました。

アポを取ったら議員さんですかと言われて、時間を搾取されるだけなのでと断られたんですけど、ちょっと何とかお会いしてきました。

10年前に、生まれ育った辰野を元気にしたいということで地元に戻り、活動を開始したということでした。

赤羽氏によると、やっぱり行政だけでは駄目で、民間だけでも駄目。両者が両輪となって進めていく。彼のニュアンスからいくと、やっぱり民間主導のほうが柔軟に対応できるというふうに話されておりました。

お話の中で印象に残ったのは、ゼロを1にするよりも1を2にするエネルギーを費やすほうがよいというふうに言われて、例えば、あんた好きなこと何かあるって言われて、走ることって答えたら、それやめなさいって言われたらやめますかと。隠れてでも絶対やるでしょうと。それと同じで、本気でやりたい人を呼んでくればいいんだというふうにおっしゃっておりました。

移住してドーナツ屋さんをしている若い人にもお話を聞いたんですけど、何で辰野町なんと聞いたら、赤羽さんという存在も大きいのか、何か楽しそうだったからというふうに答えていただきました。

重伝建に関しては、何のためにそれを取り組むのかというのを、しっかり議論が必要だということを言っておられました。町と民間、この両輪で少しずつ前に進めていけたらいいなというふうに思います。ということで、この質問は終わりたいと思います。

最後に四つ目。昨日もお話がありましたが、今年の夏もまた大変な夏でしたというか、まだ過去形にはなっていないですが、特に梅雨が明け、7月の初めから8月にかけての約1か月間、高温で、しかもほとんど雨が降らず、稲作農家さんも大変苦労されたと聞いています。

ある農家さんから、あと1週間早く雨が降れば何とかだったが、稲枯れが発生し、恐らく収量に影響が出るだろうとのことでした。

他の町では、そうなる前に給水車を使って水を確保したとかの対策が取られたというこ

とでしたが、我が町は何らかの対応が取られたのか。また、収量が少なかった場合の救済策を準備しているのか。

この夏の高温少雨は、もうほぼ自然災害と言える段階ではないかというふうに思います。具体的な策を想定しておられるのかお聞きしたいと思います。

ということで、7月のひでりによる稲作の被害状況を把握しているか。

1番、具体的な策を取ったか。

2番、収量が少なかった場合の補償は考えているかについてお答えください。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 7月のひでりによる稲作の被害状況について、御質問にお答えします。

全国的に渇水が続いたこの夏、当町においても7月の総雨量が9ミリ程度と、例年に比べ極端に少ない状況でありました。このような中、町として石川県や農協などと連携を取りながら、区長や生産組合長、農業者からの情報収集に当たり、稲作への被害の把握に努めてまいりました。

一部の圃場では水不足による生育不良の傾向は見られましたが、町内全体としては深刻な状況ではないと判断しております。

また、1点目の、具体的な対策についてお答えします。

町は、既存の農業用ため池や井戸だけでは農業用水が不足する地区において、利用可能な県や町管理の消雪井戸を渇水期間中に利用できるよう、石川県をはじめとする関係機関に働きかけし、一時利用を実施したところがあります。

また、地区から提出された渇水対応に関わる関係経費の調査結果を精査した上で、国の補助制度も活用しながら支援を検討していきたいと考えておりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目の、収量が少なかった場合の補償についてのお答えをいたします。

町としては、収穫が少なかった場合の補償は考えておりませんが、農業補償については、農業者が加入する農業保険制度として、農業共済や収入保険が用意されております。今後も稲作経営がしっかりと継続できるよう、米の高温対策について、町として石川県や農協などと連携を取りながら、農業者に対する支援を実施していきたいと考えておりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 三浦議員

○2番（三浦克欣議員） 町なりの具体的な支援を行っておられるということで了解いたしました。再質問はいたしません。

お米は、私たちの暮らしになくてはならないものであります。そのお米を生産する農家さんを、町長の言葉もあつたように、応援していただきたいというふうに思っています。

お米の値段がすごく高くなっておりますけれども、個人的な見解ですが、今までは安過ぎたのではないかというふうに思います。

昔、農家さんに御飯1杯70円というふうに聞いたことがあって、これ、でも皆さん毎日150円とか300円のコーヒーとかをコンビニで買っていませんかという話で、比べると、本当に今まで、もっともとお米の値段が高くてもいいのではないかというふうに、こんなことを言ったら怒られますけど、そこはまた国であつたり町の支援があればいいなというふうに、個人的には思っています。

中能登町は邑知地溝帯を有し、能登最大の稲作地帯で、日本最古のおにぎりも出土しております。弥生時代から連綿と続く米文化を継承してきた地域です。今回のお米の問題を機に、お米の価値やその生産農家の方々を再認識する、よい機会にできればというふうに考えます。

そして、おにぎりの町中能登をどう、また盛り上げていくかを考えながら、今回の一般

質問を終わりたいと思います。

○議長（南 昭榮議員） 続いて、8番 土本 稔議員

〔8番（土本 稔議員）登壇〕

○8番（土本 稔議員） それでは、一般質問最後となります。

この一般質問ですが、若い子らもよくユーチューブで見とるそうであります。そういった若い子から、町長を応援しとったんに、今はけんかしとる、仲悪いかと言われたことがあります。なので、今回は優しく質問していきます。

では、社会教育施設について伺います。

ふるさと創修館やカルチャーセンター飛翔内の図書室は、地震発生から1年9か月がたとうとしておりますが、いまだに再開しておりません。いつまで閉館した状態なのかと、町民の皆様から声を伺います。

ふるさと創修館においては、8月の豪雨により施設の雨漏りが発生し、1階の通路がびちゃびちゃな状態でありました。2階の茶室のベランダから侵入し、雨漏りしたのではと伺いました。

雨漏りの原因の特定は難しいと思いますが、施設構造が鉄筋コンクリート造であり、仮に躯体内部に水が浸入すると、躯体の強度低下を招き、老朽化へと急激に進むのであります。しっかり調査して対応しなくてはなりません。

今定例会では、補正予算内にふるさと創修館の修繕費が計上されております。壊れた箇所を直すのはよいのですが、場当たりの対応や修繕ばかりでは、施設の在り方や方向性が全く見えないのであります。

次に、カルチャーセンター飛翔についても閉館状態であり、地域住民から貸館業務だけ再開してほしいとの要望で、現在、2階の空調設備更新を実施しております。

今後の施設運営方針は未定であり、これもまた場当たりの対応であり、施設の在り

方、方向性が全く見えないのであります。いつまでこういう状況を続けるのか聞かせていただきたい。

そもそも復興とは、壊れた箇所を修復するという意味以外に、復興の興、興すの意味は、新しく物事を始めることや、衰えたものを再び勢いづかせるという意味であります。

将来を見据えて、残す施設はこれとこれ、壊す施設はこれと。ただし、残す施設は住民サービスのさらなる向上へと導くような施策、再び勢いづかせる創意工夫が必要であり、単に統廃合で壊すだけでは住民感情や住民サービス低下につながり、とても納得や理解ができないのであります。

では、質問です。ふるさと創修館及びカルチャーセンター飛翔の施設の在り方、方向性について伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 ふるさと創修館及びカルチャーセンター飛翔の施設の在り方について、御質問にお答えします。

現在、ふるさと創修館については、図書館や特別展示室が利用できない状態となっております。また、カルチャーセンター飛翔では、2階空調設備の更新工事を進めておりますが、現在も休館となっております。

町では、公共施設等総合管理計画や個別整備計画にあります施設の在り方について、課題を一つ一つ解決しながら、町民の憩いの場の創出のため、一日も早く開館しなければならないと認識をしております。

現時点では、施設の耐用年数など大規模改修の時期も来ており、また、別の用途施設として何がよいものを検討していることから、今後の方向性も含め、もうしばらく時間をいただければと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 土本議員

○8番（土本 稔議員） 一日も早く開館しなければならないと認識しているとの町長の

答弁ですが、震災からもうすぐ2年であり
ます。認識から実行へと、私は進むべき時期が
来ていると思います。

復旧・復興も確実に進んでおり、公費解体
率はおよそ80%と伺いました。少しずつ町並
みも変わり、改めて震災の爪痕の大きさを感
じるとともに、町長の公約である、明るく希
望が持てるまちづくりに着手する時期でもあ
ります。

何をするにも、批判や非難はつきものであ
ります。しかしながら、今こそ必要とされる
のは、決断と実行力であります。

では、ここでよく耳にする言葉、先ほど町
長の答弁にもありました総合管理計画・個別
計画であります。計画も大事なんでしょうけ
れども、計画ばかりを重視し過ぎて、結局何
も動いていないような気がするのは私だけだ
しょうか。

2014年、まち・ひと・しごと創生法が制定
され、国が地方創生を推進してきました。こ
れにより、各自治体は地域の課題に応じた地
方版総合戦略を作成し、国が精査して交付金
や事業を決定する流れであります。

この地方創生事業、結局中身は計画ばかり
であって、課題を解決して成功しているとい
う事例は全国的に少ないのであります。実務
を担う皆さんのほうが、そう実感しません
か。

町長はよく、民間の知恵を借りてと話す場
面があります。借りることは悪いことではあ
りません。しかしながら、民間のほうが能力
が高いのではなくて、自治体は計画ばかりを
先行して、単に自由な発想にたどり着きにく
いと思うわけであります。

では、私の考える案ですが、まずはふるさ
と創修館については、曳山が展示してある点
などを考えて、郷土資料など特化した施設、
展示するだけでなく体験型や映像で、目で
楽しめる施設にリニューアルすればと考えま
す。

カルチャーセンター飛翔については、スポ
ーツセンターや芝生広場、プールなどが隣接
しており、スポーツに特化した施設が面白い
かなと思うわけでもあります。さらに、町が進
めている地域スポーツクラブの事務局を配置
すれば、なおいいですね。しかしながら、
いざというときに避難所としての役割があり
ますので、その点を配慮して考えなくてはな
りません。

ふるさと創修館・カルチャーセンター両施
設にある図書室においては予約・取り寄せシ
ステムとし、ラフィア鹿島にある図書館に、
やはり機能を集約する。

また、ふるさと創修館にある図書の一部を
福祉施設ゆうゆうに、図書館コーナーを設置
する。カルチャーセンター飛翔にある図書の
一部を健康ハウス憩に移して、図書コーナー
を設置して施設の充実を図ると。

また、旧鹿島庁舎の別館に事務局があるシ
ルバー人材センターについていえば、耐震化
していない施設にいるのではなくて、福祉施
設ゆうゆうに事務所を移転する。そうすれ
ば、必然的に福祉施設ゆうゆうは毎日開館す
るわけであります。

震災を理由に課題を後回しできる言い訳っ
て、もう期限が迫っております。やるべきこ
とはたくさんあると思います。

では、再質問であります。

町長も先ほどから認識とおっしゃっていま
したけれども、私は認識から実行へ移る時期
です。

町民の皆さんや利用者に向けて、ふるさと
創修館及びカルチャーセンター飛翔の在り
方、方向性について来年度予算計上して、将
来像、青写真、こうなりますよという青写真
を作成して、町民に見える形で示すべきと考
えます。

今まで何も考えていなくはないはずであり
ます。開館に向けて課題を認識しております
が、具体的にどのような施設を考えられてい

るのか伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 今後、具体的にどのような施設を考えているのかであります、町内に類施設が旧町単位で存在し、それをハツする形で考えております。

まず、ふるさと創修館については、曳山や郷土資料など町の文化財を集約し、町民の教養と文化の振興を図るため、郷土資料に特化した資料館として考えております。

カルチャーセンター飛翔は、子供から高齢者までが楽しめる施設として、アッピー広場など、周辺施設を含んだ複合的な施設として考えており、その施設管理には、現在進めている総合型地域スポーツクラブの事務局に指定管理をお願いできればと考えております。

また、新年度の予算計上であります、今後事業を進めていく上では、まずは基本構想などの方向性を示していく必要がありますので、予算化についても検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 土本議員

○8番（土本 稔議員） 検討するということではありますが、町長がよく財政状況、これは大事なことなので考慮しながらと言うるのであれなんです、再質問、もう簡単に行きます。

町長は問題を認識しながら、財政状況をどのように考えて事業の有無を判断しているのかなかなか難しい、分かりにくいということで、私は、選挙の公約には、幾つもの公約や決意文などがありました。その中に、事業が各種掲載されておりますが、やはりその財政状況を考慮しながらというような文面は見当たらないわけでありまして。

検討して、これからの明るいまちづくりをしたいということなんです、答弁と公約を足すと、財政状況を考慮しながら、明るい希望が持てるまちづくりとなってしまっ、具

体的にどんなまちづくりなんだと。結局何もしないという意味にも捉えられてしまいません。

やはり施設の在り方、方向性、町民に示すに当たり、この基本構想・基本計画なんです、町の財政状況を揺るがすとは思えないわけでありまして。

先ほど、方向性を示す必要があると答弁しておりましたが、表現がちょっと分かりにくいと。ずばり再質問であります。来年度、するのかしないのか、はっきり答弁願います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 来年度は、カルチャーにおいては今、エアコンの、2階においてやっております。今、この来年度予算にどういうふうな形で現れてくるかも分かりませんが、カルチャーの子供たちの遊び広場も考え、さっき三浦議員からも出ました、この防災的な避難所としてのこともしていかなければならないということで、これがどっちがいいのかというか、どっちともすれば当然いいんでしょうけど、スポーツセンターも含めて考えて、何らかの形で、来年度は予算化を進めてまいりたいと思っております。

創修館に至っては、一応、素案としては資料館的にやっていくということをしていまして、その経費的なものがどれくらいかかるかということはまだ試算されておられませんので、それも来年度に向けて考えていく必要があるんじゃないかなということをお思います。

○議長（南 昭榮議員） 土本議員

○8番（土本 稔議員） 私、何が言いたいかといいますと、やはり何も見えない状況では説明ができないわけですね。こうなる、ああなんと青写真ができて、いや、もっとこうしたほうがいい、地震のためにはこうなんやという議論をすべきであって、今何もないような状況では、一旦壊れたところを直して、雨漏りがあつたらそこだけ直すと。そんなことでは、復旧・復興という意味には当てはま

らないかなと思うわけでありませぬ。

私は、鳥屋地区では、やはりふるさと創修館は郷土資料館へ、鹿西地区ではカルチャーはスポーツの施設へ、そして鹿島地区には温浴施設、これが私が考える施設の融和であります。

温浴施設の進捗状況などは12月定例会で伺うことといたしまして、次の質問に移ります。不登校支援についてであります。

石川県内の公立小学校から高校で不登校になっている子供は、2023年でおよそ4,000人となって、5年前の倍以上となっております。

馳知事は会見で、保護者の不安を解消するため、相談先となる施設や団体の一覧、支援策などをまとめたガイドブックを作成したと発表いたしました。とりわけ不登校になりやすい時期は、夏休み明けが多いとのことだ。

当町においても不登校支援を実施していますが、簡単に解決できる課題ではありません。何げない一言や言動が原因で、もしくはいじめがあるかもしれません。誰一人取り残さない学びを実現するため、質問いたします。

不登校について、現状の支援状況と課題、そして今後の支援について伺います。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 不登校支援について、現状の支援状況と課題、そして今後の支援についての御質問にお答えいたします。

不登校の定義は、年間、病気・入院を除きまして30日以上欠席という定義があります。そうした中で、文部科学省が令和5年度に実施した不登校の実態調査によれば、全国でおよそ34万6,000人、割合では小学校で2.18%、中学校では6.71%となっております。

当町におきましては、当時、小学校で18人

で2.31%と国よりも高く、中学校では26人で5.64%と、国よりも低い状況でありました。

不登校の原因としましては、土本議員言われましたように、学校や心身の乱れ、または家庭の問題といった人間関係やいじめなどに起因していると思います。

不登校対策として、まず町としまして、国・県の事業であるスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの配置による相談体制の強化や、教育支援センターの利用を進めております。

また、当町独自として、校内支援センターとして、通称ほっとルームという居場所づくりを各学校に設置しました。このほっとルームにつきましては、来年度は校外版ほっとルームということで、今、設置を検討しております。

また近隣市町におきましては、学校外に個別学習できる施設である教育支援センターとして、七尾市にわかたけ、羽咋市にやすらぎ教室などがあり、広域的な受皿として機能しており、わかたけのほうにつきましては当町の生徒も行っておりますが、今後、当町の中でもわかたけのような学習施設をつくっていきたくておりますし、もう一つは今後の課題として、保護者を支援する場所がないか、この二つを考えております。

何といたしましても、子供は町の宝です。そういった町の宝である子供たちが行きたいと思える学校をつくっていきたくて、そう思います。

学校へ行って友達と話をするのが楽しい、授業が楽しい、そんな学校づくりを一日も早く進めていきたくて、エネルギーを充電できる場所としての学校の在り方を進めていきたくております。

もちろん、今進めているフリースクールであつたり、そういった学校以外の場所で学習することは否定はしません。でも、できれば友達と一緒に楽しく進めるような、そんな学

校づくりを進めていきたいと思ひます。不登校ゼロを目指して、チーム中能登で頑張っていきます。

取組の成果が出るのはまだこれからであると思ひますが、近い将来、よい報告をします。御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（南 昭榮議員） 土本議員

○8番（土本 稔議員） 教育長の熱い答弁もありがとうございました。

不登校の児童生徒において、翌年、先生や教育支援センター、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの支援などによって登校する、または登校できるようになる児童生徒が半数いるとも伺いました。

しかしながら、それ以上の速さで不登校児童生徒が増加しているのが現状であります。学校や教育センターと協力していくことが非常に大切であります。

では、ここから、私が考える不登校支援であります。

鳥屋小学校150周年記念式典に参加したときであります。バレーボール元日本代表の選手、木村沙織さんを招いての講演でありました。何を感じたかといいますと、やはり鳥屋小学校の先生たちの一体感、楽しい学校という印象でありました。そうだ、まずここからだと思つたわけでありました。

不登校の居場所づくりも、それは大切であります。児童生徒にとって、学校に行くというその一歩が重く、大きく、行きたくても行けない現状なのかもしれません。

私も、学生時代何が楽しかったのかと思ひ出してみました。勉強は苦手で、授業のことはほとんど覚えておりませんが、思ひ出すのは、やはり給食と体育祭や文化祭であります。

現在、小中学校の保護者から伺つたのは、学校の給食がおいしいと聞きました。これは誠によいことだと思ふわけでありました。

次に、体育祭や学校祭であります。そこで私の提案の一つ目ですけど、町では各種団体など、自主的に活動する団体に補助しております。いわゆる四季のイベントですね。これを学校バージョンで支援するのであります。

毎年同じような企画になりがちである運動会や学校祭をさらに楽しくするため、企画内容によって町が費用を負担すると。教育長が認める不登校支援につながるなら、私は20%アップ、そんな企画をしてもいいのではないかと。

提案その2なのですが、いやいやそうではなくて、強制的に町から学校側に、運動会や学校祭に対して、イベントの補助をするわけです。小学校なら30万円、中学校なら100万円。楽しい学校づくりとして支給するのであります。ただし、不登校支援につながることや、全額使い切ることとあります。

また、何がやりたいかといいますと、児童生徒自ら不登校に向き合い、考える。同じ同級生や仲間であつて、同じ目線に立つことができ、問題の糸口を見つけられるかもしれない。大人や先生たちに聞こえないような、小さな声が拾えるかも分からない。

ただ、授業で道徳の時間はあると思ふんです。道徳の授業で机に座つて、この不登校の問題を考えても、新しい発想で生まれてこないと思ふわけでありました。

これは私の経験であります。修学旅行の前にテーブルマナーを教わりました。今そんなんやとるかどうかわかりませんが、フォークとナイフの使い方ですね。出された料理を外側から取つて、きれいにやりなさいという食事のマナーのことですけど、ある生徒が、修学旅行の前に左肩をけがしたわけでありました。修学旅行先のレストランでテーブルマナーを実践するとき、彼は隅のほうに、食べやすく切られた食事が提供されたわけでありました。

それに気づいた1人の生徒が、店員さんに

大きな声で、箸を下さいと叫んだのであります。さらに、私たちみんなが箸を下さいと叫んだのであります。中には大きな声でお代わりと叫んだり、テーブルマナーとしてはかけ離れてゼロ点だと思いますが、クラスの友情が結束した瞬間でもありました。そんなこともあって、子供たちのために楽しいことをしてほしいという意味であります。

では次に、不登校児童生徒の中には、先生が嫌いという理由の子もいるそうであります。先生からの何げない一言で不登校になる場合もあると伺いました。自分も通ってきた道です。

改めて私の仲間たちに聞きますと、嫌いな職業、10代は教員、20代・30代は警察、40代・50代は税務署。何か育ちが分かるような気がしますけどね。いつの時代でも嫌われる先生っているんです。しかしながら、嫌われるということも大事な役割なんです。

そこで、提案その三つ目。ここで登場するのが鹿西高校の生徒さんです。

何年前かに、鹿西高校の生徒さんが中能登中学校で勉強を教えておりました。そのときには、児童生徒にとって、高校生のお兄さんやお姉さんのほうが新鮮で新しい学びとなるかもしれない。また、高校生においてももちろん学びがあるし、教職員を目指すきっかけになるかもしれません。さらに、生徒の中には、鹿西高校へ進学するきっかけになるかも分からない。

勉強を教えるだけではなくて、もちろん高校生には特別支援学級や、先ほど教育長が言われたほっとルームの先生など、希望者に応じて担当していただきます。高校生とはいえ、やはり参加する高校生には謝礼をきちっと支払って、さらに科目を实践した生徒には教育長から修了書を交付すると。名づけて中能登師範塾であります。

基本、学校は勉強する場所であります。もちろん学力は高いほうがいいし、英語もでき

たほうが、それはよいのであります。グローバル化の進展によって、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要であると、文科省のホームページに書いてありました。

そんな難しいことは私は分かりませんが、ただ分かることは、トランプ政権が誕生して、アメリカファーストの名の下に、各国、トランプ関税という追加関税が大きな話題となり、経済力や軍事力など、世界の中心がアメリカであると、印象的でした。

日本は財源がないとはいいながら、アメリカに国家規模の80兆円を投資すると発表したわけでありまして。やっぱり英語って大事ですよねと思うわけでありまして。

脱線しましたがね。不登校支援について、いろいろな対応は必要であります。やはり行きたくなる学校づくり、楽しい学校づくりが登校のきっかけとなったり、これ以上不登校を増やさない支援と考えるわけでありまして。大事なのは、明るい環境下で笑顔で迎え入れるということかなと思うわけでありまして。

では、最後に再質問であります。教育長に伺います。

不登校児童生徒たちは、やはり心や気持ちの問題が大きな要因だと思うわけでありまして。執行部がつくった原稿を読むのではなく、教育長側も、不登校支援についての思いを再度伺います。

○議長（南 昭榮議員） 林教育長

○林 大智教育長 土本議員の再質問にお答えいたします。

先日、修学旅行がありまして、2年生が行ったんですが、その中に学校に行けなかった不登校の子が何人か行きました。帰ってきて、楽しかった、再登校しました。そういった行事って大事だと思うんです。

土本議員が言われましたように、財政のほうと話をしながら、そういった行事にお金をかけられるような、こんなことができるぞと

いうことを子供たちが考えて自分たちでつくれるような、そんな行事を増やしていければなど思っています。

もう一つです。鹿西高校なんですが、実は昨日、鹿西高校の高校生、それから先生方が来て、先生の鹿西高校の出前授業。子供たち、それから高校生とのふれあい授業を行いました。やっと、やってくれたかなと思っています。

そういったことの数を増やししながら、先輩格好いよな、鹿西高校いいよな、そういったふうな学校づくりをしていって、とにかく魅力発信をして、学校に行ったらほっとできるぞ、いいことあるぞ、そんな思いになるようなまちづくりをしていきます。御協力お願いいたします。

○議長（南 昭榮議員） 土本議員

○8番（土本 稔議員） そういった楽しい行事を増やしてあげて、それでも不登校ゼロを目指して取り組んでいただきたいと思うわけであります。

しかしながら、提案は私の一方的な思いや考えであって、やはりちゃんとした教育委員会がありますので、教育委員会の人らとまた議論して、進めていただきたいと思うわけであります。

でも、先ほど言った私の提案ですが、多くの費用がかかる提案ではないわけであります。しかしながら、不登校支援について多額の費用を出しても解決するという問題でないことも、十分分かっておるわけであります。

でも、ある保護者がぼつりと一言。幾ら借金をしてでもいい、学校に行ってほしいとつぶやきました。これは保護者の本音だと思うわけであります。

こういった問題は、学校現場だけではないわけであります。決算委員会でも、職員の健康診断の実施、一般健診、ストレスチェックなど、職員の健康保持・増進に取り組むとあります。しかしながら、ストレスなのかは分か

りませんが、長期休養をしている職員が数名いるということを知っております。

災害応援職員の方々も、懸命に業務に努めておりながら、本体の職員が長期休暇しているような状況では、復旧・復興という言葉が、悲しいことに、なかなか心に響かんわけであります。

今、大相撲が開催されております。横綱大の里の代名詞、唯一無二であります。意味は、ほかに代わりがなく、ただ一つしか存在しないこと。よく褒め言葉で使われるわけであります。

児童生徒、全ての人々が唯一無二の存在であって、ちょっと前にありました紅白歌合戦で歌われました、世界に一つだけの花。歌の歌詞で、ナンバー1にならなくていい、特別なオンリーワンと。私はそれでいいかなと思うわけであります。

誰一人取り残さない学びの実現に向けて取り組んでいまいしょうと言って、最後の質問に行きます。

最後の質問です。保育園の空調設備について伺います。

近年、異常気象なのか、それとも地球温暖なのか分かりませんが、まだ暑さが残る季節であります。今では真夏日、猛暑日、酷暑日、さらに炎暑日なんていう呼び方もあるそうです。

今定例会で、中学校アリーナ棟の空調設備事業が計上されております。中学校は避難所としての役割もあり、導入は否定しませんが、屋内運動場という体育館の空調設備に関して、体が小さく、自己管理が難しい小学校から先に導入するのが本来の順番ではなかろうかと思うわけであります。

では、さらに小さい園児たちが通う保育園について調べてみますと、遊戯室に空調がある保育園は一つ、さくら保育園のみでありました。ほかの保育園は、気温や湿度、それぞれ園長先生らが計測しまして、28度以上では

使用しないとのことであります。子育ての充実といいながら、これでいいのか、中能登町であります。

保育園遊戯室の空調設備導入について伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 保育園の空調設備の導入について、御質問にお答えいたします。

町内五つの保育園の遊戯所は、さくら保育園を除き空調設備が未設置であり、暖房設備があるのみで、冷房機能は備わっていないのが現状であります。

近年の夏は異常な猛暑が続き、連日熱中症警戒アラートが発令するなど、子供たちの活動が制限される場面や、体調面での影響が懸念されており、子供たちが日々安心して快適に過ごせる保育環境を整備することは、非常に重要であると認識をしております。

遊戯室の空調設備の導入につきましては、子供たちの活動環境を向上させる有益な取組であると考えておりますので、施設の現状や設置費用などを十分に精査した上で、設置に向けて前向きな検討を進めたいと思います。

今後も、子供たちの穏やかな成長と保護者の安心につながる保育環境の整備に努めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（南 昭榮議員） 土本議員

○8番（土本 稔議員） 私も保育園に行ってまいりました。園長先生から伺いましたが、28度以上になる時間をエアコンが使用しなくて、エアコンのある部屋で活動していると伺いました。中でも今年は暑くて、6月中旬から、9時30分以降、温度が高いので使用していないとのことであります。

保育園の活動時間の始まりは9時からだそうであります。つまり、遊戯室を使用する時間は僅か30分であります。園長先生は、遊戯室で汗をかきながら、保育園の運動会に向けた練習とかについて、大変苦労しているとい

うお話をされました。

やはり、先ほど前向きに検討するというお話でしたが、前向きに検討するどころか、もうやらずにやらんことやと、私はそう思うわけであります。それを後回しにするようでは、やはり、これでいいのか、中能登町であります。

これから精査して検討していくというお話もありました。しかしながら、仮にですけれども、当初予算に計上した場合、入札を経てエアコンが使用できるまででは、夏は終わってしまうと。設置するのであれば、もうやるならやる、するならすると決めてしまって、やらんことやらん。ただし、保育園が五つあって一つしかないという、そんな不公平なことをしてもいかんわけであります。

以前なら、このような暑い日が続くことも少なかったんでしょうけれども、今ではやはり物すごく暑い日が続いておりますので、やはり前倒しでもやるべきだと思うわけあります。

エアコンの設置について、保育園の民営化とか統廃合、いろんな問題はあると思います。エアコンの設置について調べてみますと、レンタルやリースがあると伺いました。修繕や維持費、いろんなこと考えたら、リース、レンタルのほうがいいのかも分かりませんし、現場の状況や、もちろん経済的にも必要であります。選択肢の一つかなと思うわけあります。

リースの対応でありましたら補正予算での対応でも可能かなと思いますし、思い切って設置というのもありなのかも知れません。

再質問であります。前向きに検討するという答えなんですけど、最初の問題として、するのか、しないのか、この点について伺います。

○議長（南 昭榮議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 一応、来年の夏までに間に合わせるということになれば、例えば随時会

議なり、10月、11月のその場所で予算計上して確定すれば、来年の夏までにはできる可能性はあります。

ただ、やっぱり今、一番は、もう私はすればいいと思っております、子供たちのために。ただ、この避難所とか、そういういろんなところで、例えばこれからどういう災害が起こるか分かりませんので、やはり衛生的な環境のことも含めて考えていかなければならないということも一つあると思います。

やっぱりいろんな人が入ってこられてというようなことになるかも知れませんので、その辺も含めて慎重に、衛生環境も、いろんなウイルスが入ってくる可能性も考えられますので、その辺をちょっとしっかりと考えながら、今、来年の夏までにできるような対策を講じていきたいと思えます。

○議長（南 昭榮議員） 土本議員

○8番（土本 稔議員） 来年、子供たちのために随時会議、臨時会議することは別に誰一人文句も言わないし、少しでも快適な環境で子供たちが学べれば、それにこしたことはないわけでありませう。

しかしながら、先ほど町長が答弁していただきました、いろんなウイルスどうのこうの、危険性があるとはおっしゃっていましたが、そうしたら、今ある一つのさくら保育園はどうなんだということになってしまいます。やはり地域に通う子供たち、エアコンがあるところ、ないところ、それはつくってはいかんわけでありませう。

やはり皆さん平等に預かって、施設の快適さ、そして学びの充実を図っていただきたいなと思ひまして、私の全ての一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（南 昭榮議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。御苦労さまでした。

午後0時03分 散会

令和7年9月24日（水曜日）

○出席議員（10名）

1番	木下智治	議員	6番	古玉いづみ	議員
2番	三浦克欣	議員	7番	尾田良一	議員
3番	合田宏	議員	8番	土本稔	議員
4番	角久子	議員	9番	笹川広美	議員
5番	澤良一	議員	10番	南昭榮	議員

○遅参議員（1名）

11番 甲部昭夫 議員

○欠席議員（1名）

12番 坂井幸雄 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	税務課長	土屋金蔵
副町長	池田正明	長寿福祉課長	田嶋洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 邊 浩 久 書 記 北 野 勝 之
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第4号）

令和7年9月24日 午後3時00分開議

- 日程第1 議案第11号 中能登町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第12号 中能登町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第14号 中能登町議会議員及び中能登町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 令和7年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第16号 令和7年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第17号 令和7年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第18号 令和7年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第19号 令和7年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
- 議案第20号 令和7年度中能登町水道事業会計補正予算
- 議案第21号 令和7年度中能登町下水道事業会計補正予算
- 議案第22号 中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第23号 町道路線の認定について
- 認定第1号 令和6年度中能登町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和6年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第3号 令和6年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和6年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和6年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和6年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和6年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和6年度中能登町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

(追加日程第1)

- 議案第24号 物品購入契約の締結について（令和6年度新しい地方経済・生活環境創生交付金防災倉庫購入事業）
- 議案第25号 物品購入契約の締結について（令和6年度新しい地方経済・生活環境創生交付金避難所備蓄品購入事業）
- 議案第26号 物品購入契約の締結について（令和7年度在宅複合施設「ほのぼの」特殊浴槽購入）
- 議案第27号 物品購入契約の締結について（令和7年度在宅複合施設「ほのぼの」送迎用福祉車両購入）
- 議案第28号 工事請負契約の締結について（令和7年度災害復旧事業（令和6年災）黒氏地区揚水機（4070-6023）復旧工事）

(提案理由説明・質疑・討論・採決)

午後 3 時00分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） 御苦労さまです。

12番 坂井幸雄議員から自宅療養のため欠席届が提出されていますので報告します。

甲部議員は少し遅れて入るようでございますので、よろしく願います。

ただいまの出席議員数は10名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告をいたします。

9月8日に総務建設常任委員会が開催され、坂井副委員長の辞任に伴い、新たに合田宏議員が副委員長に選任されました。

また、9月10日に議会運営委員会が開催され、坂井幸雄委員長の辞任に伴い、新たに甲部昭夫議員が委員長に選任されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（南 昭榮議員） 日程第1 これより、本定例会議から付託をしておりました議案第11号から議案第23号まで及び認定第1号から認定第8号までを、一括して議題とします。

以上の案件に関し、各委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務建設常任委員会 合田 宏副委員長

〔総務建設常任委員会副委員長（合田宏議員）登壇〕

総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果について御報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は議案6件であり、説明を求め、慎重に審査いたしました。

付託された議案についての質疑、意見などは特にごさいませんでした。

討論、決議の結果、当委員会に付託されました議案第11号から第14号、第23号の5件については、全会一致で可決。議案第22号 中能登町過疎地域持続的発展計画の変更については、賛成少数で否決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で、総務建設常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、予算決算常任委員会 笹川広美委員長

〔予算決算常任委員会委員長（笹川広美議員）登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（笹川広美議員） 予算決算常任委員会における審査の過程並びに結果について御報告いたします。

まず、今定例会議にて付託されました補正予算に係る案件は議案7件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査いたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

議案第15号 令和7年度中能登町一般会計補正予算について、歳出第3款民生費、社会福祉事業の委託料660万円について質疑があり、執行部からは、令和4年12月に閉鎖したデイサービスセンターいこいを改修するための設計業務委託で、ひきこもり者や不登校児の支援として、いつでも気軽に相談できる場所、安心して過ごせる家や学校以外の居場所の整備と一体的な支援が行えるよう、施設を改修し、支援拠点として整備するものである。

また、災害時には、障害児や障害者が安心して避難できるよう、福祉避難所としての機能を持たせ、有効活用するとの説明を受けました。

さらに委員から、教育委員会やほかの部署との連携についても質疑があり、これまでも教育委員会、こども家庭センター、ひきこもり相談支援の委託先である2つの事業所と協議を重ねており、今後も情報共有しながら検討を進めていくとの説明を受けました。

以上、付託を受けた補正予算に係る議案7件は、全会一致で可決いたしました。

続いて、決算認定における審査の過程並びに結果について報告いたします。

今定例会議にて付託されました決算認定に係る案件は、令和6年度中能登町一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計決算水道及び下水道事業会計決算認定の8件であり、9月10日、11日、12日の3日間にかけて委員会を開催して審査を行い、12日の午前中は現地確認を行いました。

全体指摘事項として、次のようにまとめました。

令和6年能登半島地震から約1年半が経過し、復興に向けた取組やインフラの復旧が徐々に進んでいることが見え、復興に係る費用においても、地方特例交付金や国庫支出金が昨年に比べ増加してはいるが、それでもなお、町負担は大変大きなものとする。

依然として燃料価格や物価高騰による影響、加速化する人口減少など先行きが不透明な状況は変わらず、厳しい財政運営が懸念され、その対応が強く求められている。

こうした中、将来を見据えた持続可能な財務体質を保持していくためにも、引き続き国・県の動向を注視しながら情報収集を行い、財源等を確保するとともに、事務事業の優先度や緊急度を的確に精査し、限られた財源の中で創意工夫を凝らした質の高い行財政運営、健全化に努め、当委員会での審査の過程における指摘、意見、要望事項を踏まえ、今後の予算編成につなげていくことを求める。

それでは、審査の過程における質疑、意見

など、主なものについて報告いたします。

一般会計歳入決算の状況について、給食費の収入未済額103万1,565円について質疑があり、執行部からは、過年度分の給食費の未納分で、少しずつではあるが減少している。引き続き、公平性の観点から、滞納整理に努めていくとの説明を受けました。

次に、一般会計基金残高の状況において、財政調整基金が令和5年度から令和6年度にかけて約10億2,400万円減り、残高が約37億6,800万円となった。このように非常に厳しい状況が続いていくと想定されることから、今後の見解について質疑があり、執行部からは、事業を実施していくということは、町の負担があり財源が必要となることから、事業の優先度合いをつけながら進めていく必要があると考えるとの説明を受けました。

次に、歳出において、第2款総務費、行政サービス庁舎管理事業について、行政サービス庁舎の能登わかば農協鹿西支店が入っていた箇所を、中能登町農業活性化協議会が利用しているとのことだが、今後の方向性について質疑があり、話し合いをしているものの結論は出ていないが、有効に活用できるよう検討していくとの説明を受けました。

次に、同じく総務費、企画総務費のふるさと応援寄附金受付及び返礼品事業について、能登半島地震後、ふるさと納税は一時的に増えたが、減少に転じているため、新しい抜本的な作戦を立て、ふるさと納税が増加するよう努めてほしいと意見があり、執行部からは、新商品を開発するため、昨年度から参加していただいた日本おにぎり協会の中村さんとアドバイザー契約し、新商品の開発に向け、事業を進めている。ふるさと納税協力者の継続や新規寄附者の獲得を目指していきたいとの説明を受けました。

次に、同じく総務費、結婚推進事業若者等出会いの場創出推進事業について質疑があり、執行部からは、結婚推進員の方と相談し

て、いろいろなイベントを試行錯誤しながら企画している。引き続き、若者や独身の方の出会いの場の提供や支援を推進していくとの説明を受けました。

次に、同じく総務費、地域おこし協力隊事業の活動が把握しづらいため、事業内容が分かるよう情報発信に努めてほしいと意見があり、執行部からは、不定期ではあるが、広報なかのくに活動報告を掲載している。さらに認識していただけるよう、情報発信に努めていくとの説明を受けました。

次に、第3款民生費、地域包括支援センター事業費の指定介護予防支援について、要介護認定の申請をしたが、要支援1、2の認定を受けられなかった方への支援について質疑があり、執行部からは、要支援1、2の認定にならなかった方は非該当となるが、町では要支援1、2及び非該当者を対象に、生活機能の低下を早期に発見、早期に対応し、要介護状態となることを予防するための各種事業を行っているとの説明を受けました。

次に、同じく民生費、児童福祉事務事業の出産祝い金支給事業で、第5子以降出産された方が4人おいでるが、祝い金の上限である50万円を撤廃し、第6子なら60万円、第7子なら70万円と祝い金を支給し、子育て世帯を応援し、子育て環境の充実に取り組んでほしいと意見がありました。

次に、第4款衛生費、母子保健事業、不妊治療費助成について、助成に力を入れ、成果を出している自治体もあるようだが、支援体制を強化する考えはないかとの質疑があり、中能登町でも相当の支援はしているが、助成額については、今後考えていかなければならない課題であるとの説明を受けました。

次に、同じく衛生費、公衆衛生事業の狂犬病予防事業で、予防注射の未接種の犬が123頭もいるが、飼い主への対応について質疑があり、執行部からは、接種の必要性を広報等で周知し、予防接種を受けるよう啓発してい

るとの説明を受けました。

次に、第7款商工費、観光振興費、古民家旧丹後邸について、以前は少ないながらも利用があったが、能登半島地震で被害を受けた後は全く利用されていない状況である。修繕に多額の費用を要すると思慮されるが、今後の方針について質疑があり、執行部からは、文化庁と協議を進めており、今後については、町の未来ビジョン等も含め検討していきたいとの説明を受けました。

次に、第8款土木費、住宅建築物耐震改修等促進事業の住宅耐震化事業について質疑があり、石川県の制度が拡充されたことに伴い町の補助額を見直すもので、昭和56年5月31日以前の住宅の耐震改修費への補助金は、限度額を210万円、能登半島地震で被災した住宅の耐震改修工事などへの補助金は限度額310万円と、県内でも上位クラスの補助をしている。

7月から町ホームページや広報等で周知をしているが、町民の皆さんへきちんと情報が届けられるよう、さらに周知をしていきたいとの説明を受けました。

次に、第9款消防費、防災対策費の自主防災組織リーダー育成事業で、防災士の組織づくりについて質疑があり、地区ごとに防災士の組織体をつくり、その組織体により町防災士会が成り立つような仕組みにしていきたいと考えている。まずは組織の改革からということで、町防災士会の役員会へ、町としてアドバイスなどしているとの説明を受けました。

次に、第10款教育費、社会教育活動推進事業費のコミュニティスクール事業、部活動地域展開で、外部指導者を導入した部活動について、19部活中13部活において外部指導者が導入されているが、導入されていない6部活は導入の見込みがあるかと質疑があり、調整はしているがなかなか難しい状況であるが、全ての部活において導入されるよう進めてい

くとの説明を受けました。

以上、主な質疑、意見などであります。

それでは、審査の結果について報告いたします。付託を受けた認定第1号から認定第8号の認定8件、一般会計歳入歳出決算認定、各特別会計並びに水道及び下水道事業の歳入歳出決算認定は、全会一致でそれぞれ認定をいたしました。

最後に、報告をいたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で、予算決算常任委員会からの報告を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 以上で、各常任委員会の委員長報告が終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑のある方は御発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（南 昭榮議員） これより、議案第11号から議案第23号まで及び認定第1号から認定第8号までについて、一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番 澤 良一議員

〔5番（澤 良一議員）登壇〕

○5番（澤 良一議員） 私は、議案第22号中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について、以下5点により、反対の立場から討論をいたします。

重要な案件につき、丁寧に御説明いたします。

1、目的と効果の乖離。

第1に、本計画の目的と効果が大きく乖離をいたしております。本来の目的は、過疎地

域の持続的発展を推進し、住民生活の質を高めることであるはずで

ところが、説明に示された見込める効果については、専ら過疎対策事業債、いわゆる過疎債を活用できるという財源面に偏っております。住民の暮らしや地域社会の未来が置き去りにされ、うまく借金をするための計画と映りかねません。

2、見直しと新規追加の矛盾。

第2に、本件は昨年9月に議会で承認をされた内容の一部見直しと説明をされております。しかし、実態は12件の新規事業の追加であり、既存事業の検証や改善は示されてお

りません。これでは見直しではなく、積み増しにすぎず、昨年度の承認内容との整合性を欠くものでもあり、議会への説明もありません。

3、事業選定理由の不明確さ。

第3に、今回追加された事業がなぜ今年度になって必要とされたのか、その理由や優先順位が全く示されてお

りません。昨年からの継続課題や住民要望との関係性も不明であり、行政の恣意的な判断による帳尻合わせに見えます。

4、主体性の欠如。

第4に、手続上、石川県との事前協議を継続と記されてお

ります。しかし具体的に何を協議しているのか、町としてどのような主体的提案を行ったのかが全く示されてお

りません。これでは、町独自の将来像を描いた主体的計画とは言えず、県追隨の依存的姿勢にとどまっております。

5、計画の透明性の不足。

第5に、計画の透明性が欠けてお

ります。本計画は、令和3年度から7年度までの5年間とされてお

りますが、その途中で度重なる部分改正が繰り返され、実態は新規事業の積み増しばかりです。

中間評価や整合性に関する説明はなく、住民や議会に対する説明責任を果たしてお

せん。これでは、計画が羅針盤としての役割を果たせず、信頼性を大きく損ねております。

最後になりますが、財源の上、反駁します。賛成側からすれば、もし否決されれば町の自己負担が3割で済む過疎債が使えず、町単独財源で12の事業を賄うことになり、持出し分、財政が悪化するとの意見が出るのが予想されます。これは一見もっともらしく聞こえますが、あまりにも短絡的で説得力に欠ける論法です。

本件は、令和3年度から7年度までの5か年計画であり、本年度で最終年度を迎えます。にもかかわらず、これまでの進捗や成果について質問しても、明確な答弁はありません。実態は、毎年追加ばかりの積み増し計画との判断をせざるを得ません。

現状、我が町は、震災からの復旧・復興プランも急がれる中、今回の12の新規事業についても選定理由は不明確であり、実際に実行される保証すらありません。そのような計画の不備を覆い隠すために財源論を前面に出すのであれば、それは正しい議論とは言えません。

今問われているのは、うまく借金を活用できるかではなく、どこまでの借金をして取り組むに値する計画か、優先順位はどうか、中長期的に見て住民にとってどこまで必要なのか。また、町の将来に責任を持てる内容なのか、その中身と正当性こそが、私たち議会が審議すべき核心です。

以上、5つの問題点と財源論の限界を踏まえ、私は本件に反対をいたします。議員各位の賢明な御判断の下、御賛同いただきますようお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番 土本 稔議員

〔8番（土本 稔議員）登壇〕

○8番（土本 稔議員） それでは、議案第22号 中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について、私は賛成討論をいたします。

中能登町は、人口減少により、令和4年4月から、町内全域が過疎地域として国から指定されました。

当然、人口が減少すれば現状の行政サービスの維持・継続が困難になっていくことは明らかであり、持続的な行政運営を目指すために、過疎地域持続的発展計画があるわけであります。

この計画に必要な事業を盛り込むことで、その事業に有利な交付税措置を受けることができます。それが過疎債を活用できるという側面であります。

では、この過疎債であります。充当率100%であり、そのうち交付税措置が70%であり、自己負担30%で事業ができ、財政力の弱い自治体にとって、過疎債は重要な財政支援策でもあります。

今回追加される事業は、町単土地改良事業、地域要望事業、学校・教育関連施設に関する事業、そして社会教育施設の改修事業など、やらなくてはならない大切な事業の追加であります。

町民の皆様の幸せを第一と考えたとき、将来の中能登町を描こうとしたとき、いま一度胸に手を当て、よく考えていただきたい。今後の持続的な行政及び財政運営において、今回の計画改正は大変重要であるということをお理解いただけますよう、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

7番 尾田良一議員

〔7番（尾田良一議員）登壇〕

○7番（尾田良一議員） 議案第22号 中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について

て、私は以下の3点の理由から、この議案には反対するものです。

第1点目、今年3月までであった中山間地域への補助がなくなり、イノシシによる被害が再び増えている。これでは、一生懸命汗水垂らして農業に励んでいる人たちを置き去りにしていると言われてもしょうがないのではないかと。

第2点目、トキの放鳥に関して、相乗効果を期待して、トキの町中能登、そして世界遺産に登録された町中能登といった内容で、中能登町民にも積極的に町が世界農業遺産であるという意識の覚醒を促したい。

翻って、それを契機にこのままでよいといった町の、もちろんこのことは日本国全体にも当てはまることではありますが、これまでの市政を打破し、積極性を示すための契機としてもらいたい。攻撃は最大の防御であります。

続いて、第3点目です。教育の復興に関してであります。

戦後の教育においてなおざりにされてきた教育理念、日本人どうあるべしを考える議論の場が必要なのではないかとと思うのであります。

この件に関しては、以前一般質問でも修身に関連して取り上げたことがあるのですが、どうもその点がはっきり見えてこない。

議案第22号 中能登町過疎地域持続的発展計画の変更についての166ページに述べられている項目はハード面での整備のみであり、付け焼き刃的側面、言ってみれば見かけは立派でも内容が薄いということでもあります。

やはり長期的に、そして本格的な展望に立って議論するためには、ハードとソフトの両面を同レベルで議論することが大切だと思うのであります。

経営の神様松下幸之助は、熱意とともに人をつくるのが大切だと述べています。さらに西郷隆盛も、功ある者には禄を与え、徳あ

る者には地位を与えよと言って、人間の内面の重要性を説いています。

どうしても技術の進歩、すなわちハード面があまりにも目立ち過ぎて、昨今の我々は教育の根本を、ややもすると忘れがちになるのではと危惧するところでもあります。

以上のことから、私は議案第22号に対しては反対であります。

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第11号から議案第14号までの条例関係の議案4件について、一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は、原案のとおり可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第11号から議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第15号 令和7年度中能登町一般会計補正予算について採決をします。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は、原案のとおり可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第16号から議案第21号まで、補正予算関係の議案6件について、一括して採決をします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第16号から議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第22号中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について採決をします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、否決であります。

したがって、原案について採決を行います。

議案第22号については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、議案第23号町道路線の認定について採決をします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、認定第1号から認定第8号まで、決算認定8件を一括して採決をします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、認定第1号から認定第8号は、原案のとおり認定されました。

◎追加日程

○議長（南 昭榮議員） お諮りします。

ただいま宮下町長より、議案第24号から議案第27号の物品購入契約の締結について、議案第28号 工事請負契約の締結について、以上の議案5件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第28号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩をします。

午後 3 時 36 分 休憩

午後 3 時 36 分 再開

○議長（南 昭榮議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（南 昭榮議員） 追加日程第 1 議案第 24 号から議案第 28 号を一括して議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日、追加提案いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第 24 号 物品購入契約の締結についてであります。

令和 6 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金防災倉庫購入事業につきましては、9 月 17 日に 7 者による指名競争入札を執行した結果、1,819 万 1,250 円で株式会社ロッキーに落札を決定し、仮契約の締結をしたものであります。

次に、議案第 25 号 物品購入契約の締結についてであります。

令和 6 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金避難所備蓄品購入事業につきましては、9 月 17 日に 8 者による指名競争入札を執行した結果、3,990 万 8,000 円で有限会きたいちに落札を決定し、仮契約の締結をしたものであります。

次に、議案第 26 号 物品購入契約の締結についてであります。

令和 7 年度在宅複合施設「ほのぼの」の特殊浴槽購入につきましては、9 月 3 日に 5 者による指名競争入札を執行した結果、824 万 8,900 円で富木医療株式会社に落札を決定し、仮契約の締結をしたものであります。

次に、議案第 27 号 物品購入契約の締結についてであります。

令和 7 年度在宅複合施設「ほのぼの」の送迎用福祉車両につきましては、当該仕様の車両を取り扱える事業者が 1 者のみであったことから、9 月 17 日に見積り徴収を実施した結果、1,131 万 9,490 円で石川日産自動車販売株式会社に決定し、仮契約の締結をしたものであります。

次に、議案第 28 号 工事請負契約の締結についてであります。

令和 7 年度災害復旧事業、令和 6 年債黒氏地区揚水機（4070-6023）復旧工事につきましては、9 月 11 日に 2 者による一般競争入札を執行した結果、5,170 万円で株式会社ホクコク地水に落札を決定し、仮契約の締結をしたものであります。

以上、本日追加提案いたしました議案につき御説明申し上げましたが、議員各位におきましては慎重なる御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

議案第 24 号から議案第 28 号について、一括して質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

お諮りします。

議案第 24 号から議案第 28 号については、会議規則第 35 条第 3 項により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号から議案第 28 号は委員

会付託を省略します。

◎討論、採決

○議長（南 昭榮議員） これより、議案第24号から議案第28号について、一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、議案第24号から議案第28号までの議案5件を、一括して採決をします。

お諮りします。

議案第24号から議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、議案第24号から議案第28号は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の定例会議に付議をされた議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年度中能登町議会9月定例会議を散会いたします。御苦勞さまでした。

午後3時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 南 昭 榮

署名議員 合 田 宏

署名議員 角 久 子